

第5章 環境影響評価の結果

第5章 環境影響評価の結果

表 5-1(1) 環境影響評価の結果の概要（大気質）（1/9）

項目	内容																																																																																																																																																															
調査結果の概要	<p>(1) 気象の状況</p> <p>現地調査結果による対象事業実施区域における地上気象は、年間平均風速は1.9m/s、最大風速は2月に観測された11.6m/s（風向NW(北西)）であった。年間最多風向はNNW（北北西、16%）であった。</p> <p>季節別にみると、春季、秋季及び冬季は北西の風、夏季は北北西の風が卓越する傾向にある。</p> <p>(2) 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度</p> <p>対象事業実施区域周辺における二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の濃度の調査結果は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表 現地調査結果（二酸化窒素：公定法）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点 （地点名）</th> <th>調査 時期</th> <th>有効測 定日数 （日）</th> <th>測定 時間 （時間）</th> <th>期 間 平均値 （ppm）</th> <th>日平均値 の最高値 （ppm）</th> <th>1 時間値 の最高値 （ppm）</th> <th>環境基準*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A1 大和町 鶴巣大平谷津沢地内</td> <td>春季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.003</td> <td>0.004</td> <td>0.006</td> <td rowspan="24">1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.002</td> <td>0.003</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>秋季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.002</td> <td>0.004</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.003</td> <td>0.004</td> <td>0.010</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">A2 大和町 鶴巣大平谷津沢地内</td> <td>春季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.003</td> <td>0.004</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.003</td> <td>0.004</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>秋季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.003</td> <td>0.004</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.003</td> <td>0.005</td> <td>0.020</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">A3 大和町 鶴巣大平鷹ノ巣地内</td> <td>春季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>0.011</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.005</td> <td>0.007</td> <td>0.019</td> </tr> <tr> <td>秋季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.008</td> <td>0.010</td> <td>0.019</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.005</td> <td>0.008</td> <td>0.020</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">A4 大和町 鶴巣大平下碓地内</td> <td>春季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.004</td> <td>0.005</td> <td>0.010</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.005</td> <td>0.007</td> <td>0.019</td> </tr> <tr> <td>秋季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.005</td> <td>0.007</td> <td>0.017</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.006</td> <td>0.010</td> <td>0.018</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">A5 大和町 鶴巣北目大崎町頭地内</td> <td>春季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.007</td> <td>0.011</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.007</td> <td>0.009</td> <td>0.017</td> </tr> <tr> <td>秋季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.008</td> <td>0.010</td> <td>0.019</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.009</td> <td>0.012</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">A6 大郷町 中村地内</td> <td>春季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.006</td> <td>0.007</td> <td>0.015</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.006</td> <td>0.008</td> <td>0.019</td> </tr> <tr> <td>秋季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.006</td> <td>0.009</td> <td>0.021</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>7</td> <td>168</td> <td>0.007</td> <td>0.016</td> <td>0.042</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点 （地点名）	調査 時期	有効測 定日数 （日）	測定 時間 （時間）	期 間 平均値 （ppm）	日平均値 の最高値 （ppm）	1 時間値 の最高値 （ppm）	環境基準*	A1 大和町 鶴巣大平谷津沢地内	春季	7	168	0.003	0.004	0.006	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	夏季	7	168	0.002	0.003	0.007	秋季	7	168	0.002	0.004	0.007	冬季	7	168	0.003	0.004	0.010	A2 大和町 鶴巣大平谷津沢地内	春季	7	168	0.003	0.004	0.008	夏季	7	168	0.003	0.004	0.007	秋季	7	168	0.003	0.004	0.008	冬季	7	168	0.003	0.005	0.020	A3 大和町 鶴巣大平鷹ノ巣地内	春季	7	168	0.004	0.004	0.011	夏季	7	168	0.005	0.007	0.019	秋季	7	168	0.008	0.010	0.019	冬季	7	168	0.005	0.008	0.020	A4 大和町 鶴巣大平下碓地内	春季	7	168	0.004	0.005	0.010	夏季	7	168	0.005	0.007	0.019	秋季	7	168	0.005	0.007	0.017	冬季	7	168	0.006	0.010	0.018	A5 大和町 鶴巣北目大崎町頭地内	春季	7	168	0.007	0.011	0.022	夏季	7	168	0.007	0.009	0.017	秋季	7	168	0.008	0.010	0.019	冬季	7	168	0.009	0.012	0.029	A6 大郷町 中村地内	春季	7	168	0.006	0.007	0.015	夏季	7	168	0.006	0.008	0.019	秋季	7	168	0.006	0.009	0.021	冬季	7	168	0.007	0.016	0.042
	調査地点 （地点名）	調査 時期	有効測 定日数 （日）	測定 時間 （時間）	期 間 平均値 （ppm）	日平均値 の最高値 （ppm）	1 時間値 の最高値 （ppm）	環境基準*																																																																																																																																																								
	A1 大和町 鶴巣大平谷津沢地内	春季	7	168	0.003	0.004	0.006	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。																																																																																																																																																								
		夏季	7	168	0.002	0.003	0.007																																																																																																																																																									
		秋季	7	168	0.002	0.004	0.007																																																																																																																																																									
		冬季	7	168	0.003	0.004	0.010																																																																																																																																																									
	A2 大和町 鶴巣大平谷津沢地内	春季	7	168	0.003	0.004	0.008																																																																																																																																																									
		夏季	7	168	0.003	0.004	0.007																																																																																																																																																									
		秋季	7	168	0.003	0.004	0.008																																																																																																																																																									
		冬季	7	168	0.003	0.005	0.020																																																																																																																																																									
A3 大和町 鶴巣大平鷹ノ巣地内	春季	7	168	0.004	0.004	0.011																																																																																																																																																										
	夏季	7	168	0.005	0.007	0.019																																																																																																																																																										
	秋季	7	168	0.008	0.010	0.019																																																																																																																																																										
	冬季	7	168	0.005	0.008	0.020																																																																																																																																																										
A4 大和町 鶴巣大平下碓地内	春季	7	168	0.004	0.005	0.010																																																																																																																																																										
	夏季	7	168	0.005	0.007	0.019																																																																																																																																																										
	秋季	7	168	0.005	0.007	0.017																																																																																																																																																										
	冬季	7	168	0.006	0.010	0.018																																																																																																																																																										
A5 大和町 鶴巣北目大崎町頭地内	春季	7	168	0.007	0.011	0.022																																																																																																																																																										
	夏季	7	168	0.007	0.009	0.017																																																																																																																																																										
	秋季	7	168	0.008	0.010	0.019																																																																																																																																																										
	冬季	7	168	0.009	0.012	0.029																																																																																																																																																										
A6 大郷町 中村地内	春季	7	168	0.006	0.007	0.015																																																																																																																																																										
	夏季	7	168	0.006	0.008	0.019																																																																																																																																																										
	秋季	7	168	0.006	0.009	0.021																																																																																																																																																										
	冬季	7	168	0.007	0.016	0.042																																																																																																																																																										
<p>※：環境基準は1年間の測定で評価するが、本調査は4季(延べ28日間)の測定であるため、参考として記載した。なお、「新産業廃棄物最終処分場基本計画」（令和4年9月 宮城県環境事業公社）において環境保全目標（自主目標）として定めている。</p> <p>調査期間 春季：令和5年5月11日(木)～令和5年5月17日(水) 夏季：令和5年7月6日(木)～令和5年7月12日(水) 秋季：令和5年10月13日(金)～令和5年10月19日(金) 冬季：令和5年12月8日(金)～令和5年12月14日(木)</p>																																																																																																																																																																

表 5-1(2) 環境影響評価の結果の概要（大気質）(2/9)

項目	内容								
調査結果の概要	表 現地調査結果（浮遊粒子状物質：公定法）								
	調査地点	調査時期	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	期間平均値（mg/m ³ ）	日平均値の最高値（mg/m ³ ）	1時間値の最高値（mg/m ³ ）	環境基準※	
	A1	大和町 鶴巣大平谷津沢地内	春季	7	168	0.018	0.026	0.037	1時間値の 1日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下 であり、かつ、 1時間値が 0.20 mg/m ³ 以下 であること。
			夏季	7	168	0.024	0.030	0.074	
			秋季	7	168	0.013	0.017	0.029	
			冬季	7	168	0.015	0.024	0.041	
	A2	大和町 鶴巣大平谷津地内	春季	7	168	0.020	0.030	0.048	
			夏季	7	168	0.021	0.028	0.046	
			秋季	7	168	0.012	0.017	0.033	
			冬季	7	168	0.016	0.026	0.041	
	A3	大和町 鶴巣大平鷹ノ巣地内	春季	7	168	0.016	0.025	0.037	
			夏季	7	168	0.024	0.032	0.052	
			秋季	7	168	0.014	0.018	0.047	
			冬季	7	168	0.018	0.026	0.051	
	A4	大和町 鶴巣大平下碓地内	春季	7	168	0.016	0.026	0.045	
			夏季	7	168	0.022	0.029	0.049	
			秋季	7	168	0.016	0.020	0.063	
			冬季	7	168	0.012	0.020	0.031	
	A5	大和町 鶴巣北目大崎町頭地内	春季	7	168	0.016	0.026	0.042	
			夏季	7	168	0.022	0.030	0.053	
			秋季	7	168	0.012	0.014	0.025	
			冬季	7	168	0.013	0.022	0.040	
	A6	大郷町 中村地内	春季	7	168	0.014	0.023	0.036	
			夏季	7	168	0.024	0.031	0.048	
			秋季	7	168	0.013	0.016	0.043	
			冬季	7	168	0.014	0.025	0.041	
	※：環境基準は1年間の測定で評価するが、本調査は4季(延べ28日間)の測定であるため、参考として記載した。なお、1時間値の1日平均値は、「新産業廃棄物最終処分場基本計画」（令和4年9月 宮城県環境事業公社）において環境保全目標（自主目標）として定めている。 調査期間 春季：令和5年5月11日(木)～令和5年5月17日(水) 夏季：令和5年7月6日(木)～令和5年7月12日(水) 秋季：令和5年10月13日(金)～令和5年10月19日(金) 冬季：令和5年12月8日(金)～令和5年12月14日(木)								
	(3) 粉じん（降下ばいじん）の状況 対象事業実施区域周辺における濃度、粉じん（降下ばいじん）の調査結果は、下表のとおりである。								
表 現地調査結果（粉じん）									
調査地点	調査時期	降下ばいじん量（t/km ² /30日）							
		不溶解性成分	溶解性成分	全体					
A1	黒川郡大和町 鶴巣大平谷津沢地内	春季	2.7	2.9	5.6				
		夏季	0.7	2.4	3.1				
		秋季	1.3	1.9	3.2				
		冬季	0.3	0.1未満	0.3				
A2	黒川郡大和町 鶴巣大平谷津地内	春季	2.1	1.5	3.6				
		夏季	1.1	1.9	3.0				
		秋季	1.1	0.8	1.9				
		冬季	0.5	1.4	1.9				
調査期間 春季：令和5年4月25日(火)～令和5年5月25日(木) 夏季：令和5年7月4日(火)～令和5年8月3日(木) 秋季：令和5年10月2日(月)～令和5年11月1日(水) 冬季：令和5年12月12日(火)～令和6年1月12日(水)									

表 5-1(3) 環境影響評価の結果の概要（大気質）(3/9)

項目	内容						
予測結果の概要	【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働						
	(1) 二酸化窒素						
	最終処分場の設置の工事（建設機械の稼働）に伴う二酸化窒素の寄与濃度は、0.00009～0.00029ppm、将来濃度は0.00509～0.00529ppm、日平均値の年間98%値は0.0135～0.0140ppmであり、いずれの地点も環境基準を満足するものと予測される。						
	表 二酸化窒素濃度の予測結果（最終処分場の設置の工事：建設機械の稼働）						
		予測地点	建設機械の稼働に伴う寄与濃度 ①(ppm)	バックグラウンド濃度 ②(ppm)	工事中の将来濃度 ①+②(ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	環境基準
	1	対象事業実施区域の最寄りの民家 (大和町鶴巣幕柳石ノ沢)	0.00029	0.005	0.00529	0.0140	日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下
	2	対象事業実施区域周辺の集落 (大和町鶴巣大平梅ノ沢)	0.00009		0.00509	0.0135	
	(2) 浮遊粒子状物質						
	最終処分場の設置の工事（建設機械の稼働）に伴う浮遊粒子状物質濃度の寄与濃度は0.00000mg/m ³ 未満～0.00001mg/m ³ 、将来濃度は0.0140mg/m ³ 、日平均値の年間2%除外値は0.0332mg/m ³ であり、いずれの地点も環境基準を満足するものと予測される。						
	表 浮遊粒子状物質濃度の予測結果（最終処分場の設置の工事：建設機械の稼働）						
	予測地点	建設機械の稼働に伴う寄与濃度 ①(mg/m ³)	バックグラウンド濃度 ②(mg/m ³)	工事中の将来濃度 ①+②(mg/m ³)	日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³)	環境基準	
1	対象事業実施区域の最寄りの民家 (大和町鶴巣幕柳石ノ沢)	0.00001	0.014	0.0140	0.0332	日平均値が0.10mg/m ³ 以下	
2	対象事業実施区域周辺の集落 (大和町鶴巣大平梅ノ沢)	0.00000*		0.0140	0.0332		
※：寄与濃度の0.0000は、0.00005 mg/m ³ 未満であることを示す。							
(3) 粉じん等							
予測地点における降下ばいじん量は、0.018～0.131t/km ² /月であり、いずれの地点も降下ばいじん量の参考値を満足するものと予測される。							
表 降下ばいじんの予測結果（最終処分場の設置の工事：建設機械の稼働）							
	予測地点	降下ばいじん量 (t/km ² /月)				参考値* (t/km ² /月)	
		春季	夏季	秋季	冬季		
1	対象事業実施区域の最寄りの民家 (大和町鶴巣幕柳石ノ沢)	0.066	0.131	0.080	0.029	10	
2	対象事業実施区域周辺の集落 (大和町鶴巣大平梅ノ沢)	0.084	0.089	0.049	0.018		
※：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）及び「面整備事業環境影響評価技術マニュアル[II]」（平成11年11月 面整備事業環境影響評価研究会）による。（環境を保全するうえでの降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした20t/km ² /月が目安であると考えられる。一方、降下ばいじん量の比較的高い地域の参考値は、10t/km ² /月である。評価においては、建設機械の稼働による寄与を対象とすることから、これらの差である10t/km ² /月を参考値とした。）							

表 5-1(4) 環境影響評価の結果の概要 (大気質) (4/9)

項目	内容									
予測結果の概要	【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行									
	(1) 二酸化窒素									
	最終処分場の設置の工事（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う二酸化窒素の寄与濃度は、0.00008～0.00025ppm、将来濃度は0.00559～0.00743ppm、日平均値の年間98%値は0.0148～0.0194ppmであり、いずれの地点も環境基準を満足するものと予測される。									
	表 二酸化窒素濃度の予測結果（最終処分場の設置の工事：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）									
		予測地点 (路線名)	予測点 道境	境界	将来基礎交 通量による 寄与濃度 ①(ppm)	工事用車両 走行に伴う 寄与濃度 ②(ppm)	バックグ ラウンド 濃度 ③(ppm)	工事中の 将来濃度 ①+②+③ (ppm)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	環境基準
	A3	大和町鶴巣大平鷹ノ巣地内 (町道 鷹ノ巣線)	上り側		0.00035	0.00025	0.005	0.00559*	0.0148	日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内 または それ以下
	A4	大和町鶴巣大平下碓地内 (県道9号 大和松島線)	上り側	0.00117	0.00008	0.00625		0.0164		
	A5	大和町鶴巣北目大崎町頭地内 (県道9号 大和松島線)	上り側	0.00232	0.00011	0.00743		0.0194		
	A6	大郷町中村屋鋪地内 (県道40号 利府松山線)	下り側	0.00112	0.00011	0.00624*		0.0164		
	※：四捨五入の関係で合計値が一致していないもの。									
(2) 浮遊粒子状物質										
最終処分場の設置の工事（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う浮遊粒子状物質濃度の寄与濃度は0.00000mg/m ³ 未満、将来濃度は0.01401～0.01409mg/m ³ 、日平均値の年間2%除外値は0.0332～0.0334mg/m ³ であり、いずれの地点も環境基準を満足するものと予測される。										
表 浮遊粒子状物質の予測結果（最終処分場の設置の工事：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）										
	予測地点 (路線名)	予測点 道境	境界	将来基礎交 通量による 寄与濃度 ①(mg/m ³)	工事用車両 走行に伴う 寄与濃度 ②(mg/m ³)	バックグ ラウンド 濃度 ③(mg/m ³)	工事中の 将来濃度 ①+②+③ (mg/m ³)	日平均値の 年間 2%除外値 (mg/m ³)	環境基準	
A3	大和町鶴巣大平鷹ノ巣地内 (町道 鷹ノ巣線)	上り側		0.00001	0.00000*	0.014	0.01401	0.0332	日平均値が 0.10mg/m ³ 以下	
A4	大和町鶴巣大平下碓地内 (県道9号 大和松島線)	上り側	0.00003	0.00000*	0.01403		0.0333			
A5	大和町鶴巣北目大崎町頭地内 (県道9号 大和松島線)	上り側	0.00008	0.00000*	0.01409		0.0334			
A6	大郷町中村屋鋪地内 (県道40号 利府松山線)	下り側	0.00003	0.00000*	0.01403		0.0333			
※：寄与濃度の0.00000は、0.000005mg/m ³ 未満であることを示す。										

表 5-1(5) 環境影響評価の結果の概要（大気質）(5/9)

項目	内容																																																					
予測結果の概要	<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働</p> <p>(1) 二酸化窒素 廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）に伴う二酸化窒素の寄与濃度は、0.00003～0.00010ppm、将来濃度は0.00503～0.00510ppm、日平均値の年間98%値は0.0133～0.0135ppmであり、いずれの地点も環境基準を満足するものと予測される。</p> <p style="text-align: center;">表 二酸化窒素濃度の予測結果（廃棄物の埋立て：埋立・覆土用機械の稼働）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>埋立・覆土用機械の稼働に伴う寄与濃度①(ppm)</th> <th>バックグラウンド濃度②(ppm)</th> <th>供用後の将来濃度①+②(ppm)</th> <th>日平均値の年間98%値(ppm)</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 対象事業実施区域の最寄りの民家（大和町鶴巣幕柳石ノ沢）</td> <td>0.00010</td> <td rowspan="2">0.005</td> <td>0.00510</td> <td>0.0135</td> <td rowspan="2">日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>2 対象事業実施区域周辺の集落（大和町鶴巣大平梅ノ沢）</td> <td>0.00003</td> <td>0.00503</td> <td>0.0133</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 浮遊粒子状物質 廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）に伴う浮遊粒子状物質濃度の寄与濃度は0.00000mg/m³未満、将来濃度は0.0140mg/m³、日平均値の年間2%除外値は0.0332mg/m³であり、いずれの地点も環境基準を満足するものと予測される。</p> <p style="text-align: center;">表 浮遊粒子状物質濃度の予測結果（廃棄物の埋立て：埋立・覆土用機械の稼働）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>埋立・覆土用機械の稼働に伴う寄与濃度①(mg/m³)</th> <th>バックグラウンド濃度②(mg/m³)</th> <th>供用後の将来濃度①+②(mg/m³)</th> <th>日平均値の年間2%除外値(mg/m³)</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 対象事業実施区域の最寄りの民家（大和町鶴巣幕柳石ノ沢）</td> <td>0.00000[*]</td> <td rowspan="2">0.014</td> <td>0.0140</td> <td>0.0332</td> <td rowspan="2">日平均値が0.10mg/m³以下</td> </tr> <tr> <td>2 対象事業実施区域周辺の集落（大和町鶴巣大平梅ノ沢）</td> <td>0.00000[*]</td> <td>0.0140</td> <td>0.0332</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：寄与濃度の0.00000は、0.000005mg/m³未満であることを示す。</p> <p>(3) 粉じん 予測地点における降下ばいじん量は、0.003～0.060 t/km²/月であり、いずれの地点も降下ばいじん量の参考値を満足するものと予測される。</p> <p style="text-align: center;">表 降下ばいじんの予測結果（最終処分場の設置の工事：建設機械の稼働）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="4">降下ばいじん量（t/km²/月）</th> <th rowspan="2">参考値[*]（t/km²/月）</th> </tr> <tr> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 対象事業実施区域の最寄りの民家（大和町鶴巣幕柳石ノ沢）</td> <td>0.030</td> <td>0.060</td> <td>0.036</td> <td>0.013</td> <td rowspan="2">10</td> </tr> <tr> <td>2 対象事業実施区域周辺の集落（大和町鶴巣大平梅ノ沢）</td> <td>0.015</td> <td>0.014</td> <td>0.008</td> <td>0.003</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）及び「面整備事業環境影響評価技術マニュアル[Ⅱ]」（平成11年11月 面整備事業環境影響評価研究会）による。（環境を保全するうえでの降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした20t/km²/月が目安であると考えられる。一方、降下ばいじん量の比較的高い地域の参考値は、10t/km²/月である。評価においては、建設機械の稼働による寄与を対象とすることから、これらの差である10t/km²/月を参考値とした。）</p>	予測地点	埋立・覆土用機械の稼働に伴う寄与濃度①(ppm)	バックグラウンド濃度②(ppm)	供用後の将来濃度①+②(ppm)	日平均値の年間98%値(ppm)	環境基準	1 対象事業実施区域の最寄りの民家（大和町鶴巣幕柳石ノ沢）	0.00010	0.005	0.00510	0.0135	日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下	2 対象事業実施区域周辺の集落（大和町鶴巣大平梅ノ沢）	0.00003	0.00503	0.0133	予測地点	埋立・覆土用機械の稼働に伴う寄与濃度①(mg/m ³)	バックグラウンド濃度②(mg/m ³)	供用後の将来濃度①+②(mg/m ³)	日平均値の年間2%除外値(mg/m ³)	環境基準	1 対象事業実施区域の最寄りの民家（大和町鶴巣幕柳石ノ沢）	0.00000 [*]	0.014	0.0140	0.0332	日平均値が0.10mg/m ³ 以下	2 対象事業実施区域周辺の集落（大和町鶴巣大平梅ノ沢）	0.00000 [*]	0.0140	0.0332	予測地点	降下ばいじん量（t/km ² /月）				参考値 [*] （t/km ² /月）	春季	夏季	秋季	冬季	1 対象事業実施区域の最寄りの民家（大和町鶴巣幕柳石ノ沢）	0.030	0.060	0.036	0.013	10	2 対象事業実施区域周辺の集落（大和町鶴巣大平梅ノ沢）	0.015	0.014	0.008	0.003
	予測地点	埋立・覆土用機械の稼働に伴う寄与濃度①(ppm)	バックグラウンド濃度②(ppm)	供用後の将来濃度①+②(ppm)	日平均値の年間98%値(ppm)	環境基準																																																
	1 対象事業実施区域の最寄りの民家（大和町鶴巣幕柳石ノ沢）	0.00010	0.005	0.00510	0.0135	日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下																																																
	2 対象事業実施区域周辺の集落（大和町鶴巣大平梅ノ沢）	0.00003		0.00503	0.0133																																																	
	予測地点	埋立・覆土用機械の稼働に伴う寄与濃度①(mg/m ³)	バックグラウンド濃度②(mg/m ³)	供用後の将来濃度①+②(mg/m ³)	日平均値の年間2%除外値(mg/m ³)	環境基準																																																
	1 対象事業実施区域の最寄りの民家（大和町鶴巣幕柳石ノ沢）	0.00000 [*]	0.014	0.0140	0.0332	日平均値が0.10mg/m ³ 以下																																																
	2 対象事業実施区域周辺の集落（大和町鶴巣大平梅ノ沢）	0.00000 [*]		0.0140	0.0332																																																	
	予測地点	降下ばいじん量（t/km ² /月）				参考値 [*] （t/km ² /月）																																																
		春季	夏季	秋季	冬季																																																	
	1 対象事業実施区域の最寄りの民家（大和町鶴巣幕柳石ノ沢）	0.030	0.060	0.036	0.013	10																																																
2 対象事業実施区域周辺の集落（大和町鶴巣大平梅ノ沢）	0.015	0.014	0.008	0.003																																																		

表 5-1(6) 環境影響評価の結果の概要 (大気質) (6/9)

項目	内容								
予測結果の概要	【廃棄物の埋立て】 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行								
	(1) 二酸化窒素								
	廃棄物の埋立て（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）に伴う二酸化窒素の寄与濃度は、0.00008～0.00019ppm, 将来濃度は0.00554～0.00741ppm, 日平均値の年間98%値は0.0146～0.0194ppmであり、いずれの地点も環境基準を満足するものと予測される。								
	表 二酸化窒素濃度の予測結果（廃棄物の埋立て：廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）								
	予測地点 (路線名)	予測点 道境	将来基礎交 通量による 寄与濃度 ①(ppm)	施設関連車両 走行に伴う 寄与濃度 ②(ppm)	バックグ ラウンド 濃度 ③(ppm)	供用後の 将来濃度 ①+②+③ (ppm)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	環境基準	
	A3	大和町鶴巣大平鷹ノ巣地内 (町道 鷹ノ巣線)	上り側	0.00035	0.00019	0.005	0.00554	0.0146	日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内 または それ以下
	A4	大和町鶴巣大平下碓地内 (県道9号 大和松島線)	上り側	0.00117	0.00007		0.00624	0.0164	
	A5	大和町鶴巣北目大崎町頭地内 (県道9号 大和松島線)	上り側	0.00232	0.00008		0.00741*	0.0194	
	A6	大郷町中村屋舗地内 (県道40号 利府松山線)	下り側	0.00112	0.00009		0.00621	0.0163	
	※：四捨五入の関係で合計値が一致していないもの。								
(2) 浮遊粒子状物質									
廃棄物の埋立て（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）に伴う浮遊粒子状物質の寄与濃度は0.00000mg/m ³ 未満, 将来濃度は0.01401～0.01408mg/m ³ , 日平均値の年間2%除外値は0.0332～0.0334mg/m ³ であり、いずれの地点も環境基準を満足するものと予測される。									
表 浮遊粒子状物質濃度の予測結果（廃棄物の埋立て：廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）									
予測地点 (路線名)	予測点 道境	将来基礎交 通量による 寄与濃度 ①(mg/m ³)	施設関連車両 走行に伴う 寄与濃度 ②(mg/m ³)	バックグ ラウンド 濃度 ③(mg/m ³)	供用後の 将来濃度 ①+②+③ (mg/m ³)	日平均値の 年間 2%除外値 (mg/m ³)	環境基準		
A3	大和町鶴巣大平鷹ノ巣地内 (町道 鷹ノ巣線)	上り側	0.00001	0.00000*	0.014	0.01401	0.0332	日平均値が 0.10mg/m ³ 以下	
A4	大和町鶴巣大平下碓地内 (県道9号 大和松島線)	上り側	0.00003	0.00000*		0.01403	0.0333		
A5	大和町鶴巣北目大崎町頭地内 (県道9号 大和松島線)	上り側	0.00008	0.00000*		0.01408	0.0334		
A6	大郷町中村屋舗地内 (県道40号 利府松山線)	下り側	0.00003	0.00000*		0.01403	0.0333		
※：寄与濃度の0.00000は、0.000005mg/m ³ 未満であることを示す。									

表 5-1(7) 環境影響評価の結果の概要（大気質）（7/9）

項目	内容
環境 保 全 措 置	<p>【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、可能な限り排出ガス対策型の機種を採用する。 ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないよう工事計画を検討する。 ・建設機械の運転者に、省エネルギー運転を行い、消費エネルギーを抑制するように指導する。 ・建設機械の点検・整備を適切に実施し、性能を維持する。 ・強風時、乾燥時の粉じんが飛散しやすい時期には適宜散水を行う。 ・強風時には土工事を中止し、粉じんの飛散防止に努める。
	<p>【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入時間を分散させるなど、特定の日時に工事関係車両が集中しないよう運搬計画を検討する。 ・工事関係車両の運転者に、制限速度の遵守、急発進、急ブレーキ、過積載等を行わないように指導する。 ・工事関係車両の日常点検・整備を励行し、車両を健全な状態に保つ。 ・退出する工事関係車両は、タイヤ洗浄装置でタイヤに付着した土砂を除去する。 ・場内や出入口周辺の道路への散水や清掃を適宜行い、車両の走行による粉じんの発生を抑制する。
	<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・埋立・覆土用機械は、可能な限り排出ガス対策型の機種を採用する。 ・埋立・覆土用機械の運転者に、省エネルギー運転を行い、消費エネルギーを抑制するように指導する。 ・埋立・覆土用機械の点検・整備を適切に実施し、性能を維持する。 ・即日覆土を実施する。 ・廃棄物の埋立時には適宜散水を行う。 ・粉じん等の飛散を防止するネットフェンスを設置する。 ・強風時には搬入規制等を行う。 	
<p>【廃棄物の埋立て】廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・短時間に廃棄物等運搬車両が集中しないよう車両搬入出時間の調整を行うとともに、定められた搬入ルートを厳守するよう運搬業者に協力を依頼する。 ・廃棄物等運搬車両は、制限速度を遵守し、また民家付近では特に低速運転を心がけ、急発進、急ブレーキ、過積載等を行わないよう運搬業者に協力を依頼する。 ・廃棄物等の運搬車両の日常点検・整備を励行し、車両を健全な状態に保つ。 ・廃棄物等運搬車両には、荷台にカバーを掛けるなど、廃棄物等の飛散・流出を防止する。 ・退出する廃棄物等運搬車両は、タイヤ洗浄装置でタイヤに付着した土砂を除去する。 ・場内や出入口周辺の道路への散水や清掃を適宜行い、車両の走行による粉じんの発生を抑制する。 	

表 5-1(8) 環境影響評価の結果の概要 (大気質) (8/9)

項目	内容
評価の概要	<p>【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働</p>
	<p>(7) 回避低減に係る評価 <u>最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) による大気質への影響は、二酸化窒素でバックグラウンド濃度 0.005ppm に対して寄与濃度 0.00009~0.00029ppm (寄与率=1.8~5.5%)、浮遊粒子状物質でバックグラウンド濃度 0.014mg/m³に対して寄与濃度 0.00001mg/m³以下 (寄与率=0.1%未満)、粉じん (降下ばいじん) で現況 0.3~5.6t/k m²/30 日に対して発生量 0.018~0.131t/k m²/30 日と予測された。</u> <u>本事業においては、最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) に係る大気質への影響を低減させるため、排出ガス対策型機械の採用のほか、工事の平準化、散水の実施等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p> <p>(4) 基準や目標との整合性に係る評価 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)、「道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年版)」(平成 25 年 3 月, (独法) 土木研究所) に示された参考値 (降下ばいじん: 10t/km²/月) との整合が図られているものと評価する。</p>
	<p>【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>
	<p>(7) 回避低減に係る評価 <u>最終処分場の設置の工事 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) による大気質への影響は、二酸化窒素でバックグラウンド濃度 0.005ppm に対して寄与濃度 0.00008~0.00025ppm (寄与率=1.3~4.5%)、浮遊粒子状物質でバックグラウンド濃度 0.014mg/m³に対して寄与濃度 0.00000mg/m³未満 (寄与率=0.1%未満) と予測された。</u> <u>本事業においては、最終処分場の設置の工事 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) による大気質への影響を低減させるため、工事の平準化、車両の点検・整備等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p> <p>(4) 基準や目標との整合性に係る評価 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)、「中央公害対策審議会の指針値」(昭和 53 年 3 月 中央公害対策審議会大気部会報告書) (二酸化窒素: 1 時間値を評価指標とする) との整合が図られているものと評価する。</p>
<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働</p>	
<p>(7) 回避低減に係る評価 <u>廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) による大気質への影響は、二酸化窒素でバックグラウンド濃度 0.005ppm に対して寄与濃度 0.00010ppm 以下 (寄与率=2%以下)、浮遊粒子状物質でバックグラウンド濃度 0.014mg/m³に対して寄与濃度 0.00000mg/m³以下 (寄与率=0.1%未満)、粉じん で現況 0.3~5.6t/km²/30 日に対して発生量 0.0003~0.060t/km²/30 日と予測された。</u> <u>本事業においては、廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) に係る大気質への影響を低減させるため、即日覆土の実施、散水の実施等のほか、排出ガス対策型機械の採用、作業員への教育等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p> <p>(4) 基準や目標との整合性に係る評価 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)、「道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年版)」(平成 25 年 3 月, (独法) 土木研究所) に示された参考値 (降下ばいじん: 10t/km²/月) との整合が図られているものと評価する。</p>	

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-1(9) 環境影響評価の結果の概要（大気質）(9/9)

項目	内容
評価の概要	<p>【廃棄物の埋立て】 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p> <p>(7) 回避低減に係る評価</p> <p>廃棄物の埋立て（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）による大気質への影響は、二酸化窒素でバックグラウンド濃度 0.005ppm に対して寄与濃度 0.00007～0.00019ppm（寄与率=1.1～3.4%）、浮遊粒子状物質でバックグラウンド濃度 0.014mg/m³に対して寄与濃度 0.00000mg/m³未満（寄与率=0.1%未満）と予測された。</p> <p>本事業においては、廃棄物の埋立て（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）に係る大気質への影響を低減させるため、搬入出時間の調整等、車両の点検・整備等のほか、散水の実施等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p> <p>4) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）（二酸化窒素：年間 98%値、浮遊粒子状物質：年間 2%除外値を評価指標とする）、「新産業廃棄物最終処分場基本計画」（令和 4 年 9 月 宮城県環境事業公社）において、環境保全目標（自主目標）として定めた値との整合が図られているものと評価する。</p>

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-2(1) 環境影響評価の結果の概要（騒音）（1/10）

項目	内容						
調査結果の概要	(1) 環境騒音の状況 環境騒音調査を行った2地点（SV1, SV2）の騒音レベルは、下記の表のとおりである。						
	表 現地調査結果（環境騒音）						
	調査地点		周辺の用途地域	区分	時間の区分 ^{※1}	騒音レベル L_{Aeq} (dB)	環境基準 ^{※2} (dB)
	SV1	大和町鶴巣大平谷津沢地内	指定なし	平日	昼間	38	55
					夜間	32	45
	SV2	大和町鶴巣大平谷津沢地内	指定なし	平日	昼間	44	55
					夜間	40	45
	※1：時間の区分は、昼間6:00～22:00、夜間22:00～6:00とした。 ※2：一般地域の環境基準を示す。調査地点は、いずれも用途地域の指定がなされていない地域であるが、保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考としてA類型を当てはめた。 調査期間 令和5年11月21日(火)～令和5年11月22日(水)						
	(2) 道路交通騒音の状況 道路交通騒音調査を行った4地点（SV3～SV6）の騒音レベルは、下記の表のとおりである。						
	表 現地調査結果（道路交通騒音）						
調査地点 (路線名)		周辺の用途地域	区分	時間の区分 ^{※1}	騒音レベル L_{Aeq} (dB)	環境基準 ^{※2} (dB)	要請限度 ^{※3} (dB)
SV3	大和町鶴巣大平鷹ノ巣地内 (町道 鷹ノ巣線)	指定なし	平日	昼間	62	65	75
				夜間	56	60	70
SV4	大和町鶴巣大平下碓地内 (県道9号 大和松島線)	指定なし	平日	昼間	73	70	75
				夜間	66	65	70
SV5	大和町鶴巣北目大崎町頭地内 (県道9号 大和松島線)	指定なし	平日	昼間	73	70	75
				夜間	71	65	70
SV6	大郷町中村屋舗地内 (県道40号 利府松山線)	指定なし	平日	昼間	68	70	75
				夜間	62	65	70
※1：時間の区分は、昼間6:00～22:00、夜間22:00～6:00とした。 ※2：道路に面する地域の環境基準を示す。調査地点は、いずれも用途地域の指定がなされていない地域であるが、沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域と見なし、参考としてC類型を当てはめた。SV3以外は都道府県道の沿道であるため、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を示す。 ※3：自動車騒音の要請限度（平成12年12月15日 総理府令第150号）を示す。調査地点は、いずれも用途地域の指定がなされていない地域であるが、沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域と見なし、参考としてc区域を当てはめた。SV3以外は都道府県道の沿道であるため、幹線交通を担う道路に近接する区域の基準を示す。 調査期間 令和5年11月21日(火)～令和5年11月22日(水)							

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-2(2) 環境影響評価の結果の概要(騒音)(2/10)

項目		内容											
調査結果の概要	<p>(3) 交通量等(車種別交通量, 車両走行速度, 道路構造等)の状況</p> <p>車種別交通量及び走行速度の調査結果は, 下記の表に示すとおりである。交通量の合計は, SV5 が最も多く 18,051 台であった。最も少なかったのは SV3 で 594 台であった。大型混入率(24 時間, 上下線合計)は SV3 が最も高く 57.9%, 最も少なかったのは SV4 で 17.2%であった。</p> <p>平均走行速度は SV4 (小型車), SV5 (大型車, 小型車), SV6 (大型車, 小型車) では制限速度を約 3~9km/h 上回った。SV3 は大型車で約 35.7km/h, 小型車で約 42.1km/h であった。</p>												
	表 現地調査結果(車種別交通量及び走行速度)												
			調査地点 (路線名)	時間の 区分	車線 区分	大型車 (台/日)	小型車 (台/日)	自動車類 合計 ^{※1} (台/日)	二輪車 (台/日)	大型車 混入率 ^{※2} (%)	大型車 平均走 行速度 (km/h)	小型車 平均走 行速度 (km/h)	制限 速度 (km/h)
	SV3		大和町鶴巣大平鷹ノ巣 地内 (町道 鷹ノ巣線)	昼間	上り	152	120	272	1	55.9	35.7	42.1	—
					下り	149	109	258	2	57.8			
					計	301	229	530	3	56.8			
				夜間	上り	25	2	27	0	92.6			
					下り	18	16	34	0	52.9			
					計	43	18	61	0	70.5			
	SV4		大和町鶴巣大平下碓地 内 (県道 9 号 大和松島線)	昼間	上り	1,071	5,603	6,674	35	16.0	48.4	54.2	50
		下り			1,124	5,411	6,535	40	17.2				
		計			2,195	11,014	13,209	75	16.6				
		夜間		上り	105	258	363	1	28.9				
				下り	119	329	448	0	26.6				
				計	224	587	811	1	27.6				
SV5		大和町鶴巣北目大崎町 頭地内 (県道 9 号 大和松島線)	昼間	上り	2,264	6,049	8,313	29	27.2	52.6	54.5	50	
				下り	2,245	5,797	8,042	26	27.9				
				計	4,509	11,846	16,355	55	27.6				
			夜間	上り	450	435	885	0	50.8				
				下り	289	467	756	0	38.2				
				計	739	902	1,641	0	45.0				
SV6		大郷町中村屋鋪地内 (県道 40 号 利府松山線)	昼間	上り	859	3,760	4,619	17	18.6	52.7	58.5	50	
				下り	809	3,337	4,146	16	19.5				
				計	1,668	7,097	8,765	33	19.0				
			夜間	上り	55	231	386	0	14.2				
				下り	44	190	234	0	18.8				
				計	99	421	620	0	16.0				
<p>※1: 自動車類合計=大型車+小型車 ※2: 大型車混入率=(大型車/自動車類合計)×100 ※3: いずれも平日の 12 時~翌日 12 時(24 時間)の交通量である。 ※4: 時間の区分は, 昼間 6:00~22:00, 夜間 22:00~6:00 とした。 調査期間 令和 5 年 11 月 21 日(火)~ 令和 5 年 11 月 22 日(水)</p>													
<p>(4) その他(地表面等の状況, 周辺の人家・施設等の状況等)の状況</p> <p>対象事業実施区域周辺は, 北を流れる吉田川沿岸一帯は水田であり, その南側は広葉樹または針葉樹林が広がる丘陵又は低山地である。樹林地には北側から水田が細長く帯状に入り込んでいる。集落は主要道路の沿道または水田の周縁部に離散的に分布している。</p>													

表 5-2(3) 環境影響評価の結果の概要（騒音）(3/10)

項目	内容																								
予測結果の概要	<p>【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働</p>																								
	<p>① 時間率騒音レベル (L_{A5}) 最終処分場の設置の工事に係る建設機械の稼働に伴う時間率騒音レベル L_{A5} の最大値は、対象事業実施区域の敷地境界で 67.5dB であり、騒音規制法の特定建設作業騒音に係る規制基準を満足するものと予測される。</p>																								
	<p>表 時間率騒音レベル L_{A5} の予測結果（最終処分場の設置の工事：建設機械の稼働）</p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測高さ (m)</th> <th colspan="2">時間率騒音レベル L_{A5} (dB)</th> </tr> <tr> <th>予測結果</th> <th>規制基準*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大値出現地点</td> <td>1.2</td> <td>67.5</td> <td>85 以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測高さ (m)	時間率騒音レベル L_{A5} (dB)		予測結果	規制基準*	最大値出現地点	1.2	67.5	85 以下														
	予測地点			予測高さ (m)	時間率騒音レベル L_{A5} (dB)																				
予測結果		規制基準*																							
最大値出現地点	1.2	67.5	85 以下																						
<p>※：騒音規制法の特定建設作業騒音に係る基準。この規制基準は、敷地境界に適用される。</p>																									
<p>② 等価騒音レベル (L_{Aeq}) 最終処分場の設置の工事に係る建設機械の稼働に伴う等価騒音レベル (L_{Aeq}) は、予測地点において 47～49dB と予測される。</p>																									
<p>表 等価騒音レベル L_{Aeq} の予測結果（最終処分場の設置の工事：建設機械の稼働）</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地点番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測高さ (m)</th> <th colspan="4">等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)</th> </tr> <tr> <th>建設機械の稼働による騒音</th> <th>現況騒音*1</th> <th>将来騒音</th> <th>環境基準**2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>対象事業実施区域の最寄りの民家 (大和町鶴巣幕柳石ノ沢)</td> <td>1.2</td> <td>47.3</td> <td>43.6</td> <td>49</td> <td><u>55</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>対処事業実施区域周辺の集落 (大和町鶴巣大平梅ノ沢)</td> <td>1.2</td> <td>43.8</td> <td>43.6</td> <td>47</td> <td><u>55</u></td> </tr> </tbody> </table>	地点番号	予測地点	予測高さ (m)	等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)				建設機械の稼働による騒音	現況騒音*1	将来騒音	環境基準**2	1	対象事業実施区域の最寄りの民家 (大和町鶴巣幕柳石ノ沢)	1.2	47.3	43.6	49	<u>55</u>	2	対処事業実施区域周辺の集落 (大和町鶴巣大平梅ノ沢)	1.2	43.8	43.6	47	<u>55</u>
地点番号				予測地点	予測高さ (m)	等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)																			
	建設機械の稼働による騒音	現況騒音*1	将来騒音			環境基準**2																			
1	対象事業実施区域の最寄りの民家 (大和町鶴巣幕柳石ノ沢)	1.2	47.3	43.6	49	<u>55</u>																			
2	対処事業実施区域周辺の集落 (大和町鶴巣大平梅ノ沢)	1.2	43.8	43.6	47	<u>55</u>																			
<p>※1：現況騒音は、予測地点に近いSV2における現地調査結果を示す。</p>																									
<p>※2：工事は平日のみ実施するため、一般地域の環境基準（昼間）を示す。調査地点は、いずれも用途地域の指定がなされていない地域であるが、保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考としてA類型を当てはめた。</p>																									

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-2(4) 環境影響評価の結果の概要（騒音）（4/10）

項目	内容										
予測結果の概要	【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行										
	最終処分場の設置の工事（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う予測地点の等価騒音レベルは65～73dBであり、SV3及びSV6で環境基準を満足するものの、SV4及びSV5は環境基準（参考値）を満足しないものと予測された。ただし、地点SV4、SV5は現況の騒音レベルで環境基準（参考値）を満足していない地点である。 なお、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音レベルの増加分は、0.1dB未満～2.6dBである。										
	表 騒音の予測結果（最終処分場の設置の工事：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）										
	予測地点 (路線名)		周辺の 用途 地域	時間の 区分 ※1	予測 高さ (m)	区分 ※2	現況の 等価騒音 レベル ※3 L_{Aeq} ① (dB)	資材及び機械の 運搬に用いる 車両の運行に伴う 騒音レベルの増分 ΔL_1 ② (dB)	工事中の 等価騒音 レベル (評価値) ※4 L_{Aeq} ①+② (dB)	環境 基準 ※5 L_{Aeq} (dB)	要請 限度 ※6 L_{Aeq} (dB)
	SV3	大和町鶴巣大平鷹ノ巣 地内 (町道 鷹ノ巣線)	指定 なし	昼間	1.2	平日	62.4	2.6	65.0 (65)	65	75
SV4	大和町鶴巣大平下碓地 内 (県道9号 大和松島線)	指定 なし	昼間	1.2	平日	72.9	0.1	73.0 (73)	70	75	
SV5	大和町鶴巣北目大崎町 頭地内 (県道9号 大和松島線)	指定 なし	昼間	1.2	平日	73.4	<0.1※7	73.5※8 (73)	70	75	
SV6	大郷町中村屋舗地内 (県道40号 利府松山線)	指定 なし	昼間	1.2	平日	68.3	0.2	68.5 (69)	70	75	
※1：時間の区分は、昼間6:00～22:00とした。 ※2：平日は、土曜日及び公定休日の日曜、祝祭日を除く。 ※3：現況調査における等価騒音レベルを示す。 ※4：環境基準や要請限度との比較・評価は小数第一位を四捨五入し、整数値で行う。 ※5：道路に面する地域の環境基準を示す。調査地点は、いずれも用途地域の指定がなされていない地域であるが、沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域と見なし、参考としてC類型を当てはめた。SV3以外は都道府県道の沿道であるため、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を示す。 ※6：自動車騒音の要請限度（平成12年12月15日 総理府令第150号）を示す。調査地点は、いずれも用途地域の指定がなされていない地域であるが、沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域と見なし、参考としてC区域を当てはめた。SV3以外は都道府県道の沿道であるため、幹線交通を担う道路に近接する区域の基準を示す。 ※7：「<0.1」は、騒音レベルの増分が0.1dB未満であることを示す。 ※8：小数第二位の四捨五入により73.5と表記しているが、73.5dB未満であるため、評価値は73dBとなる。 ■■■■：環境基準（参考値含む）を満足しない箇所											

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-2(5) 環境影響評価の結果の概要(騒音)(5/10)

項目	内容																																																			
予測結果の概要	【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働(水処理施設の稼働を含む)(1)																																																			
	<p>① 埋立・覆土用機械の稼働</p> <p>廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に伴う時間率騒音レベル L_{A5} の最大値は、対象事業実施区域の敷地境界で 55.9dB であり、騒音規制法の特定建設作業騒音に係る規制基準を満足するものと予測される。</p> <p>廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に伴う等価騒音レベル L_{Aeq} は、予測地点において 31.5~35.0dB と予測される。</p> <p style="text-align: center;">表 騒音の予測結果(廃棄物の埋立て:埋立・覆土用機械の稼働)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">時間帯</th> <th colspan="2">埋立・覆土用機械の稼働による騒音</th> <th rowspan="2">基準値(dB)</th> </tr> <tr> <th>L_{A5} (dB)</th> <th>L_{Aeq} (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上の最大値出現地点</td> <td></td> <td></td> <td>55.9</td> <td>52.3</td> <td>85^{※1}・60^{※2}</td> </tr> <tr> <td>1 対象事業実施区域の最寄りの民家(大和町鶴巣幕柳石ノ沢)</td> <td rowspan="2">埋立・覆土用機械の稼働</td> <td rowspan="2">埋立て作業時間^{※4}</td> <td>43.6</td> <td>35.0</td> <td>55^{※3}</td> </tr> <tr> <td>2 対象事業実施区域周辺の集落(大和町鶴巣大平梅ノ沢)</td> <td>40.1</td> <td>31.5</td> <td>55^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 騒音規制法の特定建設作業騒音に係る基準。この規制基準は、敷地境界に適用される。 ※2: 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号)の定める基準(第三種区域:昼間)。この規制基準は、敷地境界に適用される。また、「新産業廃棄物最終処分場基本計画」(令和4年9月 宮城県環境事業公社)において環境保全目標(自主目標)として定めている敷地境界での目標値。 ※3: 一般地域の環境基準を示す。予測地点は、いずれも用途地域の指定がなされていない地域であるが、保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考としてA類型を当てはめた。 ※4: 埋立・覆土用機械の稼働は、9時~17時(12時~13時は休憩)の7時間。</p> <p>② 水処理施設の稼働</p> <p>廃棄物の埋立て(水処理施設の稼働)に伴う騒音レベルの最大値は、対象事業実施区域の敷地境界で 16.0dB であり、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」を満足するものと予測される。また、廃棄物の埋立て(水処理施設の稼働)に伴う騒音レベルは、予測地点において 0dB 未満であり、一般地域の環境基準(夜間)を満足するものと予測される。</p> <p style="text-align: center;">表 騒音の予測結果(廃棄物の埋立て:水処理施設の稼働)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">時間帯</th> <th colspan="2">水処理施設の稼働による騒音^{※1} (dB)</th> <th rowspan="2">基準値(dB)</th> </tr> <tr> <th>建物壁面等考慮</th> <th>建物なし【参考】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上の最大値出現地点</td> <td></td> <td></td> <td>16.0</td> <td>46.8</td> <td>50^{※3}</td> </tr> <tr> <td>1 対象事業実施区域の最寄りの民家(大和町鶴巣幕柳石ノ沢)</td> <td rowspan="2">水処理施設の稼働</td> <td rowspan="2">機械の稼働時間(24時間)</td> <td><0^{※2}</td> <td>25.6</td> <td>45^{※4}</td> </tr> <tr> <td>2 対象事業実施区域周辺の集落(大和町鶴巣大平梅ノ沢)</td> <td><0^{※2}</td> <td>22.7</td> <td>45^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 参考として、水処理施設の建物壁面の透過損失や天井等の吸音効果は考慮せずに計算した結果も合わせて示した。 ※2: 「<0」は、予測地点に伝搬する過程で騒音が十分減衰し、本事業による影響が極めて小さいことを示している。 ※3: 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号)の定める基準(第三種区域:夜間)を示す。この規制基準は、敷地境界に適用される。また、「新産業廃棄物最終処分場基本計画」(令和4年9月 宮城県環境事業公社)において環境保全目標(自主目標)として定めている敷地境界での目標値。 ※4: 一般地域の環境基準(夜間)を示す。予測地点は、いずれも用途地域の指定がなされていない地域であるが、保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考としてA類型を当てはめた。</p>					予測地点	区分	時間帯	埋立・覆土用機械の稼働による騒音		基準値(dB)	L_{A5} (dB)	L_{Aeq} (dB)	敷地境界上の最大値出現地点			55.9	52.3	85 ^{※1} ・60 ^{※2}	1 対象事業実施区域の最寄りの民家(大和町鶴巣幕柳石ノ沢)	埋立・覆土用機械の稼働	埋立て作業時間 ^{※4}	43.6	35.0	55 ^{※3}	2 対象事業実施区域周辺の集落(大和町鶴巣大平梅ノ沢)	40.1	31.5	55 ^{※3}	予測地点	区分	時間帯	水処理施設の稼働による騒音 ^{※1} (dB)		基準値(dB)	建物壁面等考慮	建物なし【参考】	敷地境界上の最大値出現地点			16.0	46.8	50 ^{※3}	1 対象事業実施区域の最寄りの民家(大和町鶴巣幕柳石ノ沢)	水処理施設の稼働	機械の稼働時間(24時間)	<0 ^{※2}	25.6	45 ^{※4}	2 対象事業実施区域周辺の集落(大和町鶴巣大平梅ノ沢)	<0 ^{※2}	22.7
予測地点	区分	時間帯	埋立・覆土用機械の稼働による騒音		基準値(dB)																																															
			L_{A5} (dB)	L_{Aeq} (dB)																																																
敷地境界上の最大値出現地点			55.9	52.3	85 ^{※1} ・60 ^{※2}																																															
1 対象事業実施区域の最寄りの民家(大和町鶴巣幕柳石ノ沢)	埋立・覆土用機械の稼働	埋立て作業時間 ^{※4}	43.6	35.0	55 ^{※3}																																															
2 対象事業実施区域周辺の集落(大和町鶴巣大平梅ノ沢)			40.1	31.5	55 ^{※3}																																															
予測地点	区分	時間帯	水処理施設の稼働による騒音 ^{※1} (dB)		基準値(dB)																																															
			建物壁面等考慮	建物なし【参考】																																																
敷地境界上の最大値出現地点			16.0	46.8	50 ^{※3}																																															
1 対象事業実施区域の最寄りの民家(大和町鶴巣幕柳石ノ沢)	水処理施設の稼働	機械の稼働時間(24時間)	<0 ^{※2}	25.6	45 ^{※4}																																															
2 対象事業実施区域周辺の集落(大和町鶴巣大平梅ノ沢)			<0 ^{※2}	22.7	45 ^{※4}																																															

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-2(6) 環境影響評価の結果の概要（騒音）(6/10)

項目	内容							
予測結果の概要	【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働（処理施設の稼働を含む）(2)							
	③ 埋立・覆土用機械及び水処理施設の稼働							
	廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働及び水処理施設の稼働）に伴う等価騒音レベル L_{Aeq} は、昼間 44.2～44.5dB、夜間 40.1dB であり、一般地域の環境基準を満足するものと予測される。							
	表 騒音の予測結果（廃棄物の埋立て：埋立・覆土用機械の稼働及び水処理施設の稼働）							
	地点番号	予測地点	区分	時間帯	等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)			
					現況騒音 ^{※1}	廃棄物の埋立てによる騒音	将来騒音	環境基準 ^{※2}
	1	対象事業実施区域の最寄りの民家 (大和町鶴巣幕柳石ノ沢)	廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働及び水処理施設の稼働) ^{※3}	昼間	44	35.0	44.5	55
				夜間	40	25.6	40.1	45
	2	対象事業実施区域周辺の集落 (大和町鶴巣大平梅ノ沢)		昼間	44	31.5	44.2	55
				夜間	40	22.7	40.1	45
※1：現況騒音は、予測地点に近いSV2における現地調査結果を適用した。 ※2：一般地域の環境基準を示す。予測地点は、いずれも用途地域の指定がなされていない地域であるが、保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考としてA類型を当てはめた。 ※3：埋立・覆土用機械の稼働は平日の9時～17時（12時～13時は休憩）の7時間、水処理施設は終日24時間稼働。								
④ 現況調査結果との比較								
対象事業実施区域内の調査地点SV1における等価騒音レベルは、昼間が現況で38dB、予測結果が54.0dB、夜間が現況で32dB、予測結果が17.2dBとなり、昼間において現況より大きくなるものと予測される。 対象事業実施区域内の調査地点SV2における等価騒音レベルは、昼間が現況で44dB、予測結果が44.6dB、夜間が現況で40dB、予測結果が0dB未満となり、現況と概ね同程度になるものと予測される。								
表 現況と将来の騒音レベルの比較（廃棄物の埋立て：埋立・覆土用機械の稼働及び水処理施設の稼働）								
地点番号	予測地点	区分	時間帯	等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)				
				現況騒音	廃棄物の埋立てによる騒音			
SV1	大和町鶴巣大平谷津沢地内	廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働及び水処理施設の稼働) ^{※1}	昼間	38	54.0			
			夜間	32	17.2			
SV2	大和町鶴巣大平谷津沢地内		昼間	44	44.6			
			夜間	40	<0			
※1：埋立・覆土用機械の稼働は平日の9時～17時（12時～13時は休憩）の7時間、水処理施設は終日24時間稼働。								

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-2(7) 環境影響評価の結果の概要（騒音）（7/10）

項目	内容										
予測結果の概要	【廃棄物の埋立て】廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行										
	廃棄物の埋立て（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）に伴う予測地点の等価騒音レベルは 65～73dB であり、SV3 及び SV6 で環境基準を満足するものの、SV4 及び SV5 は環境基準（参考値）を満足しないものと予測された。ただし、地点 SV4、SV5 は現況の騒音レベルで環境基準（参考値）を満足していない地点である。										
	表 騒音の予測結果（廃棄物の埋立て：廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）										
		予測地点 (路線名)	周辺の 用途 地域	時間の 区分 ※1	予測 高さ (m)	区分	現況の 等価騒音 レベル ※2 L_{Aeq} ① (dB)	廃棄物及び覆土材 の運搬に用いる車 両の運行に伴う 騒音レベルの増分 ΔL_1 ② (dB)	供用後の 等価騒音 レベル (評価値) ※3 L_{Aeq} ①+② (dB)	環境 基準 ※4 L_{Aeq} (dB)	要請 限度 ※5 L_{Aeq} (dB)
	SV3	大和町鶴巣大平鷹ノ巣 地内 (町道 鷹ノ巣線)	指定 なし	昼間	1.2	平日	62.4	2.1	64.5 (65)	65	75
SV4	大和町鶴巣大平下碓地 内 (県道 9 号 大和松島線)	指定 なし	昼間	1.2	平日	72.9	0.1	73.0 (73)	70	75	
SV5	大和町鶴巣北目大崎町 頭地内 (県道 9 号 大和松島線)	指定 なし	昼間	1.2	平日	73.4	<0.1※6	73.5※7 (73)	70	75	
SV6	大郷町中村屋鋪地内 (県道 40 号 利府松山線)	指定 なし	昼間	1.2	平日	68.3	0.2	68.5※7 (68)	70	75	
※1：時間の区分は、昼間 6:00～22:00 とした。 ※2：現況調査における等価騒音レベルを示す。 ※3：環境基準や要請限度との比較・評価は小数第一位を四捨五入し、整数値で行う。 ※4：道路に面する地域の環境基準を示す。調査地点は、いずれも用途地域の指定がなされていない地域であるが、沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域と見なし、参考としてC類型を当てはめた。SV3 以外は都道府県道の沿道であるため、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を示す。 ※5：自動車騒音の要請限度（平成 12 年 12 月 15 日 総理府令第 150 号）を示す。調査地点は、いずれも用途地域の指定がなされていない地域であるが、沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域と見なし、参考としてc区域を当てはめた。SV3 以外は都道府県道の沿道であるため、幹線交通を担う道路に近接する区域の基準を示す。 ※6：「<0.1」は、騒音レベルの増分が 0.1dB 未満であることを示す。 ※7：小数第二位の四捨五入により 73.5 (68.5) と表記しているが、73.5dB 未満 (68.5dB 未満) であるため、評価値は 73dB (68dB) となる。 ■ 環境基準（参考値含む）を満足しない箇所											

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-2(8) 環境影響評価の結果の概要(騒音)(8/10)

項目	内容
環境 保 全 措 置	【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、可能な限り低騒音型の機種を採用する。 ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないよう工事計画を検討する。 ・建設機械の運転者に、 unnecessaryな空ぶかしや過負荷運転をしないよう指導する。 ・建設機械の点検・整備を適切に実施し、性能を維持する。 ・対象事業実施区域内の外周部の地形や樹林を現状のまま残し、現状の土砂採取場の施設を活かすことにより改変部を最小化する。
	【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入時間を分散させるなど、特定の日時に工事関係車両が集中しないよう運搬計画を検討する。 ・工事関係車両の運転者に、制限速度の遵守、急発進、急ブレーキ、過積載等を行わないように指導する。 ・工事関係車両の日常点検・整備を励行し、車両を健全な状態に保つ。 ・搬入路となっている町道沿線の住宅に対して、必要に応じ騒音対策のための工事を実施する。
	【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働（水処理施設の稼働を含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・埋立・覆土用機械は、可能な限り低騒音型の機種を採用する。 ・効率的な埋立作業計画を検討するとともに、アイドリングストップ等により埋立・覆土用機械の稼働時間の短縮に努める。 ・埋立・覆土用機械の運転者に、 unnecessaryな空ぶかしや過負荷運転をしないよう指導する。 ・埋立・覆土用機械ならびに水処理施設等の機器の点検・整備を適切に実施し、性能を維持する。 ・水処理施設のブロワ室等の内壁に吸音材を設置して騒音の発生を抑制する。 	
【廃棄物の埋立て】廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	
<ul style="list-style-type: none"> ・短時間に廃棄物等運搬車両が集中しないよう車両搬入出時間の調整を行うとともに、定められた搬入ルートを厳守するよう運搬業者に協力を依頼する。 ・廃棄物等運搬車両は、制限速度を遵守し、また民家付近では特に低速運転を心がけ、急発進、急ブレーキ、過積載等を行わないよう運搬業者に協力を依頼する。 ・廃棄物等の運搬車両の日常点検・整備を励行し、車両を健全な状態に保つ。 ・搬入路となっている町道沿線の住宅に対して、必要に応じ騒音対策のための工事を実施する。 	

表 5-2(9) 環境影響評価の結果の概要(騒音)(9/10)

項目	内容
評価の概要	【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働
	<p>(7) 回避低減に係る評価</p> <p>最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)による騒音への影響は、現況の等価騒音レベル 43.6dB に対し、建設機械の稼働に伴い発生する騒音は 43.8~47.3dB であり、工事中等価騒音レベルは 47~49dB になるものと予測された。</p> <p>本事業においては、最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)に係る騒音への影響を低減させるため、低騒音型建設機械の採用のほか、工事の平準化、改変部の最小化等を行うことにより、騒音の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>
	<p>(4) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)に伴う騒音は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 厚生省・建設省告示 1 号)の定める基準値を満足していることから、上記の基準との整合が図られているものと評価する。</p>
	【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
	<p>(7) 回避低減に係る評価</p> <p>最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による騒音への影響は、現況の等価騒音レベル 62.4~73.4dB に対し、工所用車両の走行に伴う騒音レベルの増分は 0.1dB 未満~2.6dB であり、工事中等価騒音レベルは 65.0~73.5dB と予測された。</p> <p>本事業においては、最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に係る騒音への影響を低減させるため、工事の平準化、車両の点検・整備、作業員への教育、町道沿線の住宅への対策工事を行うことにより、騒音の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p> <p>(4) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に伴う騒音は、要請限度(参考値)を満足しており、SV3 及び SV6 において環境基準(参考値)を満足している。SV4 及び SV5 (県道 9 号 大和松島線)については、環境基準(参考値)を満足していないが、当該地点は、現況調査結果において環境基準を満足していないものであり、本事業によって新たに環境基準(参考値)の基準値を超過するものではない。また、SV4 及び SV5 における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音レベルの増加分が 0.1dB 未満~0.1dB と小さく、沿道の音環境は現況からほとんど変化しないことから、上記の基準との整合は、事業者の実行可能な範囲で図られているものと評価する。</p>
【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働(水処理施設の稼働を含む)	
<p>(7) 回避低減に係る評価</p> <p>廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働：水処理施設の稼働を含む)による騒音への影響は、現況の等価騒音レベル昼間 44dB (夜間 40dB) に対し、廃棄物の埋立てに伴い発生する騒音は昼間 31.5~35.0dB (夜間 22.7~25.6dB) であり、供用後の等価騒音レベルは昼間 44.2~44.5dB (夜間 40.1dB) と予測された。</p> <p>本事業においては、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働：水処理施設の稼働を含む)に係る騒音への影響を低減させるため、低騒音型建設機械の採用、稼働時間の短縮等のほか、作業員への教育を行うことにより、騒音の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	
<p>(4) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働：水処理施設の稼働を含む)に伴う騒音は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)の定める基準値及び事業者が定める環境保全目標値を満足していることから、上記の基準との整合が図られているものと評価する。</p>	

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-2(10) 環境影響評価の結果の概要（騒音）（10/10）

項目	内容
評価の概要	<p>【廃棄物の埋立て】 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>
	<p>(7) 回避低減に係る評価 <u>廃棄物の埋立て（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）による騒音への影響は、現況の等価騒音レベル 62.4～73.4dB に対し、廃棄物等の運搬車両の運行に伴う騒音レベルの増分は 0.1dB 未満～2.1dB であり、供用後の等価騒音レベルは 64.5～73.5dB と予測された。</u> <u>本事業においては、廃棄物の埋立て（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）に係る騒音への影響を低減させるため、搬入出時間の調整等、運転マナーの遵守、車両の点検・整備、町道沿線の住宅への対策工事を行うことにより、騒音の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p> <p>(4) 基準や目標との整合性に係る評価 要請限度（参考値）を満足しており、SV3 及び SV6 において環境基準（参考値）を満足している。SV4 及び SV5（県道 9 号 大和松島線）については、環境基準（参考値）を満足していないが、当該地点は、現況調査結果において環境基準を満足していないものであり、本事業によって新たに環境基準（参考値）の基準値を超過するものではない。また、SV4 及び SV5 における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音レベルの増加分が 0.1dB 未満～0.1dB と小さく、沿道の音環境は現況からほとんど変化しないことから、上記の基準との整合は、事業者の実行可能な範囲で図られているものと評価する。</p>

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-3(1) 環境影響評価の結果の概要（振動）（1/5）

項目	内容						
調査結果の概要	(1) 環境振動の状況						
	環境振動の調査結果は、下表に示すとおりである。						
	表 現地調査結果（環境振動）						
	調査地点		周辺の用途地域	区分	時間の区分 ^{※1}	振動レベル ^{※2,3} L ₁₀ (dB)	
	SV1	大和町鶴巣大平谷津沢地内	指定なし	平日	昼間	25	
					夜間	<25	
	SV2	大和町鶴巣大平谷津沢地内	指定なし	平日	昼間	29	
					夜間	26	
	^{※1} ：時間の区分は、昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00 とした。 ^{※2} ：振動レベルは、観測時間帯毎の算術平均を示す。 ^{※3} ：測定に使用した振動レベル計の測定保障下限値が 25dB であるため、25dB に満たない値は「<25」と表記した。 調査期間 令和 5 年 11 月 21 日(火)～ 令和 5 年 11 月 22 日(水)						
	(2) 道路交通振動の状況						
道路交通振動の調査結果は、下表に示すとおりである。							
表 現地調査結果（道路交通振動）							
調査地点 (路線名)		周辺の用途地域	区分	時間の区分 ^{※1}	振動レベル ^{※2} L ₁₀ (dB)	要請限度 ^{※3} (dB)	
SV3	大和町鶴巣大平鷹ノ巣地内 (町道 鷹ノ巣線)	指定なし	平日	昼間	34	70	
				夜間	27	65	
SV4	大和町鶴巣大平下碓地内 (県道 9 号 大和松島線)	指定なし	平日	昼間	45	70	
				夜間	33	65	
SV5	大和町鶴巣北目大崎町頭地内 (県道 9 号 大和松島線)	指定なし	平日	昼間	54	70	
				夜間	45	65	
SV6	大郷町中村屋舗地内 (県道 40 号 利府松山線)	指定なし	平日	昼間	46	70	
				夜間	31	65	
^{※1} ：時間の区分は、昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00 とした。 ^{※2} ：振動レベルは、観測時間帯毎の算術平均値を示す。 ^{※3} ：道路交通振動の要請限度（平成 13 年 3 月 5 日 環境省令第 5 号）に基づく第二種区域の基準。なお、調査地点はいずれも用途地域の指定がなされていない地域であるが、「新廃棄物最終処分場基本計画」（令和 4 年 9 月 宮城県環境事業公社）において環境保全目標（自主目標）として定めている。 調査期間 令和 5 年 11 月 21 日(火)～ 令和 5 年 11 月 22 日(水)							
(3) 地盤の状況（地盤卓越振動数）							
地盤卓越振動数の調査結果は、下表に示すとおりである。							
表 現地調査結果（地盤卓越振動数）							
調査地点（路線名）		地盤卓越振動数 (Hz)					
		最大値が最も多い 中心周波数		最大値を示す 中心周波数の平均値			
SV3	大和町鶴巣大平鷹ノ巣地内（町道 鷹ノ巣線）	16		18.5			
SV4	大和町鶴巣大平下碓地内（県道 9 号 大和松島線）	16		15.3			
SV5	大和町鶴巣北目大崎町頭地内（県道 9 号 大和松島線）	12.5		14.0			
SV6	大郷町中村屋舗地内（県道 40 号 利府松山線）	25		25.0			
[※] 計量法第 71 条の条件に合格した「振動レベル計」を使用して大型車の単独走行 10 台の振動加速度レベルを測定し、測定器に備わっている演算機能を利用して周波数分析を行った。 調査期間 令和 5 年 11 月 21 日(火)～ 令和 5 年 11 月 22 日(水)							

表 5-3(2) 環境影響評価の結果の概要（振動）(2/5)

項目	内容																																									
予測結果の概要	【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働																																									
	<p>最終処分場の設置の工事（建設機械の稼働）に伴う建設作業振動レベルの最大値は、対象事業実施区域の敷地境界で 52.3dB となり、振動規制法の特定建設作業振動に係る規制基準を満足するものと予測される。</p> <p>また、最寄りの民家等の予測地点における建設作業振動レベルは-80.2~-51.0dB となり、建設機械の稼働に係る振動への影響は、極めて小さいものと予測される。</p>																																									
	表 敷地境界における振動の予測結果（最終処分場の設置の工事：建設機械の稼働）																																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>工事区分</th> <th>振動レベル L_{10} (dB)</th> <th>振動規制法 特定建設作業振動に係る基準* (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大値出現地点</td> <td>最終処分場の設置の工事</td> <td>52.3</td> <td>75 以下</td> </tr> </tbody> </table>		予測地点	工事区分	振動レベル L_{10} (dB)	振動規制法 特定建設作業振動に係る基準* (dB)	最大値出現地点	最終処分場の設置の工事	52.3	75 以下																														
	予測地点	工事区分	振動レベル L_{10} (dB)	振動規制法 特定建設作業振動に係る基準* (dB)																																						
	最大値出現地点	最終処分場の設置の工事	52.3	75 以下																																						
	※：振動規制法の特定建設作業振動に係る基準は、敷地境界に適用される。																																									
	表 周辺住居等における振動の予測結果（最終処分場の設置の工事：建設機械の稼働）																																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>地点番号</th> <th>予測地点</th> <th>工事区分</th> <th>建設機械の稼働による振動レベル L_{10} (dB)</th> <th>(参考値) 感覚閾値*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>対象事業実施区域の最寄りの民家 (大和町鶴巣幕柳石ノ沢)</td> <td rowspan="2">最終処分場の 設置の工事</td> <td>-51.0**2</td> <td rowspan="2">55</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>対象事業実施区域周辺の集落 (大和町鶴巣大平梅ノ沢)</td> <td>-80.2**2</td> </tr> </tbody> </table>				地点番号	予測地点	工事区分	建設機械の稼働による振動レベル L_{10} (dB)	(参考値) 感覚閾値*1	1	対象事業実施区域の最寄りの民家 (大和町鶴巣幕柳石ノ沢)	最終処分場の 設置の工事	-51.0**2	55	2	対象事業実施区域周辺の集落 (大和町鶴巣大平梅ノ沢)	-80.2**2																							
	地点番号	予測地点	工事区分	建設機械の稼働による振動レベル L_{10} (dB)	(参考値) 感覚閾値*1																																					
1	対象事業実施区域の最寄りの民家 (大和町鶴巣幕柳石ノ沢)	最終処分場の 設置の工事	-51.0**2	55																																						
2	対象事業実施区域周辺の集落 (大和町鶴巣大平梅ノ沢)		-80.2**2																																							
※1：感覚閾値は、「新・公害防止技術と法規 2012 一騒音・振動編一」（社団法人産業環境管理協会，平成 24 年）による振動感覚閾値を参考として示した。																																										
※2：振動レベルの予測結果が負の値となっているのは、予測地点に伝搬する過程で振動が十分減衰し、本事業による影響が極めて小さいことを示している。																																										
【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行																																										
<p>最終処分場の設置の工事（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う予測地点の振動レベルは 47~57dB であり、全ての地点で振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を満足するものと予測される。</p> <p>また、各予測地点における振動レベルの増加分は 0.1 未満~3.3dB であった。</p>																																										
表 振動の予測結果（最終処分場の設置の工事：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点 (路線名)</th> <th rowspan="2">予測時間帯*1</th> <th>予測時間帯における現況の振動レベル L_{10} ① (dB)</th> <th>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動レベルの増分 ΔL ② (dB)</th> <th>工事中の振動レベル(評価値)**2 L_{10} ①+② (dB)</th> <th rowspan="2">要請限度**3 (dB)</th> </tr> <tr> <th>① (dB)</th> <th>② (dB)</th> <th>①+② (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SV3</td> <td>大和町鶴巣大平鷹ノ巣地内 (町道 鷹ノ巣線)</td> <td>10 時~11 時</td> <td>43.3</td> <td>3.3</td> <td>46.6 (47)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>SV4</td> <td>大和町鶴巣大平下碓地内 (県道 9 号 大和松島線)</td> <td>9 時~10 時</td> <td>48.4</td> <td>0.2</td> <td>48.6 (49)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>SV5</td> <td>大和町鶴巣北目大崎町頭地内 (県道 9 号 大和松島線)</td> <td>11 時~12 時</td> <td>56.6</td> <td><0.1**4</td> <td>56.6 (57)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>SV6</td> <td>大郷町中村屋舗地内 (県道 40 号 利府松山線)</td> <td>9 時~10 時</td> <td>49.1</td> <td>0.3</td> <td>49.4 (49)</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>				予測地点 (路線名)	予測時間帯*1	予測時間帯における現況の振動レベル L_{10} ① (dB)	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動レベルの増分 ΔL ② (dB)	工事中の振動レベル(評価値)**2 L_{10} ①+② (dB)	要請限度**3 (dB)	① (dB)	② (dB)	①+② (dB)	SV3	大和町鶴巣大平鷹ノ巣地内 (町道 鷹ノ巣線)	10 時~11 時	43.3	3.3	46.6 (47)	65	SV4	大和町鶴巣大平下碓地内 (県道 9 号 大和松島線)	9 時~10 時	48.4	0.2	48.6 (49)	65	SV5	大和町鶴巣北目大崎町頭地内 (県道 9 号 大和松島線)	11 時~12 時	56.6	<0.1**4	56.6 (57)	65	SV6	大郷町中村屋舗地内 (県道 40 号 利府松山線)	9 時~10 時	49.1	0.3	49.4 (49)	65
予測地点 (路線名)	予測時間帯*1	予測時間帯における現況の振動レベル L_{10} ① (dB)	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動レベルの増分 ΔL ② (dB)	工事中の振動レベル(評価値)**2 L_{10} ①+② (dB)	要請限度**3 (dB)																																					
		① (dB)	② (dB)	①+② (dB)																																						
SV3	大和町鶴巣大平鷹ノ巣地内 (町道 鷹ノ巣線)	10 時~11 時	43.3	3.3	46.6 (47)	65																																				
SV4	大和町鶴巣大平下碓地内 (県道 9 号 大和松島線)	9 時~10 時	48.4	0.2	48.6 (49)	65																																				
SV5	大和町鶴巣北目大崎町頭地内 (県道 9 号 大和松島線)	11 時~12 時	56.6	<0.1**4	56.6 (57)	65																																				
SV6	大郷町中村屋舗地内 (県道 40 号 利府松山線)	9 時~10 時	49.1	0.3	49.4 (49)	65																																				
※1：各地点において、工事中の振動レベルの 1 時間値が最大となる時間帯を示す。																																										
※2：要請限度との比較・評価は小数第一位を四捨五入し、整数値で行う。																																										
※3：道路交通振動の要請限度（平成 13 年 3 月 5 日 環境省令第 5 号）を示す。調査地点は、いずれも用途地域の指定がなされていない地域であるが、沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域と見なし、参考として第二種区域を当てはめた。																																										
※4：「<0.1」は、振動レベルの増分が 0.1dB 未満であることを示す。																																										

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-3(3) 環境影響評価の結果の概要（振動）（3/5）

項目	内容																										
予測結果の概要	【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働（水処理施設の稼働を含む）																										
	<p>① 埋立・覆土用機械の稼働</p> <p>廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）に伴う振動レベルの最大値は、対象事業実施区域の敷地境界で 58.9dB であり、振動規制法の特定建設作業振動に係る規制基準を満足するものと予測される。</p>																										
	<p>表 振動の予測結果（廃棄物の埋立て：埋立・覆土用機械の稼働）</p>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>区分</th> <th>時間帯</th> <th>埋立・覆土用機械の稼働による振動 L_{10} (dB)</th> <th>基準値 (dB)</th> <th>参考値 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">敷地境界上の最大値出現地点</td> <td>58.9</td> <td>75^{※2}</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td rowspan="2">埋立・覆土用機械の稼働</td> <td rowspan="2">埋立て作業時間 (9時～17時：12時～13時は休憩)</td> <td>-35.7^{※1}</td> <td>—</td> <td>55^{※3}</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>-76.6^{※1}</td> <td>—</td> <td>55^{※3}</td> </tr> </tbody> </table>						予測地点	区分	時間帯	埋立・覆土用機械の稼働による振動 L_{10} (dB)	基準値 (dB)	参考値 (dB)	敷地境界上の最大値出現地点			58.9	75 ^{※2}	—	1	埋立・覆土用機械の稼働	埋立て作業時間 (9時～17時：12時～13時は休憩)	-35.7 ^{※1}	—	55 ^{※3}	2	-76.6 ^{※1}	—
予測地点	区分	時間帯	埋立・覆土用機械の稼働による振動 L_{10} (dB)	基準値 (dB)	参考値 (dB)																						
敷地境界上の最大値出現地点			58.9	75 ^{※2}	—																						
1	埋立・覆土用機械の稼働	埋立て作業時間 (9時～17時：12時～13時は休憩)	-35.7 ^{※1}	—	55 ^{※3}																						
2			-76.6 ^{※1}	—	55 ^{※3}																						
<p>※1：振動レベルの予測結果が負の値となっているのは、予測地点に伝搬する過程で振動が十分減衰し、本事業による影響が極めて小さいことを示している。</p> <p>※2：振動規制法の特定建設作業振動に係る基準。この規制基準は、敷地境界に適用される。</p> <p>※3：振動の感覚閾値を示す。感覚閾値は、「新・公害防止技術と法規 2012 一騒音・振動編一」（社団法人産業環境管理協会，平成 24 年）による振動感覚閾値を参考として示した。</p>																											
<p>② 水処理施設の稼働</p> <p>廃棄物の埋立て（水処理施設の稼働）に伴う振動レベルの最大値は、対象事業実施区域の敷地境界で 35.3dB であり、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」を満足するものと予測される。</p>																											
<p>表 振動の予測結果（廃棄物の埋立て：水処理施設の稼働）</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>区分</th> <th>時間帯</th> <th>水処理施設の稼働による振動 L_{10} (dB)</th> <th>基準値 (dB)</th> <th>参考値 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">敷地境界上の最大値出現地点</td> <td>35.3</td> <td>60^{※2}</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td rowspan="2">水処理施設の稼働</td> <td rowspan="2">機械の稼働時間 (24 時間)</td> <td>-92.3^{※1}</td> <td>—</td> <td>55^{※3}</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>-143.2^{※1}</td> <td>—</td> <td>55^{※3}</td> </tr> </tbody> </table>						予測地点	区分	時間帯	水処理施設の稼働による振動 L_{10} (dB)	基準値 (dB)	参考値 (dB)	敷地境界上の最大値出現地点			35.3	60 ^{※2}	—	1	水処理施設の稼働	機械の稼働時間 (24 時間)	-92.3 ^{※1}	—	55 ^{※3}	2	-143.2 ^{※1}	—	55 ^{※3}
予測地点	区分	時間帯	水処理施設の稼働による振動 L_{10} (dB)	基準値 (dB)	参考値 (dB)																						
敷地境界上の最大値出現地点			35.3	60 ^{※2}	—																						
1	水処理施設の稼働	機械の稼働時間 (24 時間)	-92.3 ^{※1}	—	55 ^{※3}																						
2			-143.2 ^{※1}	—	55 ^{※3}																						
<p>※1：振動レベルの予測結果が負の値となっているのは、予測地点に伝搬する過程で振動が十分減衰し、本事業による影響が極めて小さいことを示している。</p> <p>※2：振動規制法に基づく「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示 90 号）の基準値（夜間）。この規制基準は、敷地境界に適用される。</p> <p>※3：振動の感覚閾値を示す。感覚閾値は、「新・公害防止技術と法規 2012 一騒音・振動編一」（社団法人産業環境管理協会，平成 24 年）による振動感覚閾値を参考として示した。</p>																											
<p>③ 埋立・覆土用機械の稼働及び水処理施設の稼働</p> <p>廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働及び水処理施設の稼働）に伴う振動レベルは、上述した①及び②の予測結果より、予測地点に伝搬する過程で十分減衰し、現況から変化しないものと予測される。</p>																											

表 5-3(4) 環境影響評価の結果の概要（振動）(4/5)

項目	内容																																		
予測結果の概要	【廃棄物の埋立て】 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行																																		
	廃棄物の埋立て（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）に伴う予測地点の振動レベルは47～57dBであり、全ての地点で振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を満足するものと予測される。																																		
	また、各予測地点における振動レベルの増加分は0.1～3.5dBであった。																																		
	表 振動の予測結果（廃棄物の埋立て：廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 488 271 622">予測地点 (路線名)</th> <th data-bbox="271 488 622 622">予測時間帯^{※1}</th> <th data-bbox="622 488 778 622">予測時間帯における現況の振動レベル L_{10} ① (dB)</th> <th data-bbox="778 488 935 622">廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行に伴う振動レベルの増分 ΔL ② (dB)</th> <th data-bbox="935 488 1031 622">供用後の振動レベル(評価値)^{※2} L_{10} ①+② (dB)</th> <th data-bbox="1031 488 1439 622">要請限度^{※3} (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 622 271 689">SV3</td> <td data-bbox="271 622 622 689">大和町鶴巣大平鷹ノ巣地内 (町道 鷹ノ巣線)</td> <td data-bbox="622 622 778 689">10時～11時</td> <td data-bbox="778 622 935 689">43.3</td> <td data-bbox="935 622 1031 689">3.5</td> <td data-bbox="1031 622 1439 689">46.8 (47)</td> <td data-bbox="1031 622 1439 689">70</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 689 271 757">SV4</td> <td data-bbox="271 689 622 757">大和町鶴巣大平下碓地内 (県道9号 大和松島線)</td> <td data-bbox="622 689 778 757">9時～10時</td> <td data-bbox="778 689 935 757">48.4</td> <td data-bbox="778 689 935 757">0.2</td> <td data-bbox="935 689 1031 757">48.6 (49)</td> <td data-bbox="1031 689 1439 757">70</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 757 271 824">SV5</td> <td data-bbox="271 757 622 824">大和町鶴巣北目大崎町頭地内 (県道9号 大和松島線)</td> <td data-bbox="622 757 778 824">11時～12時</td> <td data-bbox="778 757 935 824">56.6</td> <td data-bbox="778 757 935 824">0.1</td> <td data-bbox="935 757 1031 824">56.7 (57)</td> <td data-bbox="1031 757 1439 824">70</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 824 271 884">SV6</td> <td data-bbox="271 824 622 884">大郷町中村屋鋪地内 (県道40号 利府松山線)</td> <td data-bbox="622 824 778 884">9時～10時</td> <td data-bbox="778 824 935 884">49.1</td> <td data-bbox="778 824 935 884">0.3</td> <td data-bbox="935 824 1031 884">49.4 (49)</td> <td data-bbox="1031 824 1439 884">70</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点 (路線名)	予測時間帯 ^{※1}	予測時間帯における現況の振動レベル L_{10} ① (dB)	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行に伴う振動レベルの増分 ΔL ② (dB)	供用後の振動レベル(評価値) ^{※2} L_{10} ①+② (dB)	要請限度 ^{※3} (dB)	SV3	大和町鶴巣大平鷹ノ巣地内 (町道 鷹ノ巣線)	10時～11時	43.3	3.5	46.8 (47)	70	SV4	大和町鶴巣大平下碓地内 (県道9号 大和松島線)	9時～10時	48.4	0.2	48.6 (49)	70	SV5	大和町鶴巣北目大崎町頭地内 (県道9号 大和松島線)	11時～12時	56.6	0.1	56.7 (57)	70	SV6	大郷町中村屋鋪地内 (県道40号 利府松山線)	9時～10時	49.1	0.3	49.4 (49)	70
	予測地点 (路線名)	予測時間帯 ^{※1}	予測時間帯における現況の振動レベル L_{10} ① (dB)	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行に伴う振動レベルの増分 ΔL ② (dB)	供用後の振動レベル(評価値) ^{※2} L_{10} ①+② (dB)	要請限度 ^{※3} (dB)																													
SV3	大和町鶴巣大平鷹ノ巣地内 (町道 鷹ノ巣線)	10時～11時	43.3	3.5	46.8 (47)	70																													
SV4	大和町鶴巣大平下碓地内 (県道9号 大和松島線)	9時～10時	48.4	0.2	48.6 (49)	70																													
SV5	大和町鶴巣北目大崎町頭地内 (県道9号 大和松島線)	11時～12時	56.6	0.1	56.7 (57)	70																													
SV6	大郷町中村屋鋪地内 (県道40号 利府松山線)	9時～10時	49.1	0.3	49.4 (49)	70																													
^{※1} ：各地点において、工事中の振動レベルの1時間値が最大となる時間帯を示す。																																			
^{※2} ：要請限度との比較・評価は小数第一位を四捨五入し、整数値で行う。																																			
^{※3} ：道路交通振動の要請限度（平成13年3月5日 環境省令第5号）を示す。調査地点は、いずれも用途地域の指定がなされていない地域であるが、保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考として第二種区域を当てはめた。なお、「新産業廃棄物最終処分場基本計画」（令和4年9月 宮城県環境事業公社）において環境保全目標（自主目標）として定めている。																																			
環境保全措置	【最終処分場の設置の工事】 建設機械の稼働																																		
	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、可能な限り低振動型の機種を採用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないように工事計画を検討する。 建設機械の運転者に、過負荷運転をしないよう指導する。 建設機械の点検・整備を適切に実施し、性能を維持する。 対象事業実施区域内の外周部の地形や樹林を現状のまま残し、現状の土砂採取場の施設を活かすことにより改変部を最小化する。 																																		
	【最終処分場の設置の工事】 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行																																		
	<ul style="list-style-type: none"> 搬入時間を分散させるなど、特定の日時に工事関係車両が集中しないよう運搬計画を検討する。 工事関係車両の運転者に、制限速度の遵守、急発進、急ブレーキ、過積載等を行わないように指導する。 工事関係車両の日常点検・整備を励行し、車両を健全な状態に保つ。 																																		
	【廃棄物・の埋立て】 埋立・覆土用機械の稼働（水処理施設の稼働を含む）																																		
	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な埋立作業計画を検討するとともに、アイドリングストップにより重機の稼働時間の短縮に努める。 埋立・覆土用機械の運転者に、不必要な空ぶかしや過負荷運転をしないよう指導する。 埋立・覆土用機械ならびに水処理施設等の機器の点検・整備を適切に実施し、性能を維持する。 																																		
【廃棄物の埋立て】 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行																																			
<ul style="list-style-type: none"> 短時間に廃棄物等運搬車両が集中しないよう車両搬入出時間の調整を行うとともに、定められた搬入ルートを厳守するよう運搬業者に協力を依頼する。 廃棄物等運搬車両は、制限速度を遵守し、また民家付近では特に低速運転を心がけ、急発進、急ブレーキ、過積載等を行わないよう運搬業者に協力を依頼する。 廃棄物等の運搬車両の日常点検・整備を励行し、車両を健全な状態に保つ。 																																			

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-3(5) 環境影響評価の結果の概要（振動）（5/5）

項目	内容
評価の概要	<p>【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働</p>
	<p>(7) 回避低減に係る評価 <u>最終処分場の設置の工事（建設機械の稼働）による振動への影響は、最寄りの民家及び集落に伝搬する過程で十分減衰し、本事業による影響が極めて小さいと予測された。</u> 本事業では、<u>最終処分場の設置の工事（建設機械の稼働）に係る振動への影響を低減させるため、低振動型の建設機械の採用のほか、工事の平準化、作業員への教育等を行うことにより、振動の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p> <p>(4) 基準や目標との整合性に係る評価 最終処分場の設置の工事（建設機械の稼働）に伴う振動は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）の定める基準を満足していることから、上記の基準との整合が図られているものと評価する。</p>
	<p>【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>
	<p>(7) 回避低減に係る評価 <u>最終処分場の設置の工事（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）による振動への影響は、現況の振動レベル 43.3～56.6dB に対し、工事中の振動レベルは 46.6～56.6dB と予測された。</u> 本事業では、<u>最終処分場の設置の工事（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る振動への影響を低減するため、工事の平準化、車両の点検・整備、作業員への教育を行うことにより、振動の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p> <p>(4) 基準や目標との整合性に係る評価 最終処分場の設置の工事（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う振動は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）の定める基準値を満足していることから、上記の基準との整合が図られているものと評価する。</p>
	<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働</p>
	<p>(7) 回避低減に係る評価 <u>廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）による振動への影響は、最寄りの民家及び集落に伝搬する過程で十分減衰し、本事業による影響が極めて小さいと予測された。</u> 本事業では、<u>廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）に係る振動への影響を低減するため、稼働時間の短縮、機械の点検・整備のほか、作業員への教育を行うことにより、振動の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p> <p>(4) 基準や目標との整合性に係る評価 廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）に伴う振動は、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環境庁告示第 90 号）の定める基準値を満足していることから、上記の基準との整合が図られているものと評価する。</p>
	<p>【廃棄物の埋立て】廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>
	<p>(7) 回避低減に係る評価 <u>廃棄物の埋立て（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）による振動への影響は、現況の振動レベル 43.3～56.6dB に対し、廃棄物等の運搬車両の運行に伴う振動レベルの増分は 0.1～3.5dB であり、供用後の振動レベルは 46.8～56.7dB と予測された。</u> 本事業では、<u>廃棄物の埋立て（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）に係る振動への影響を低減するため、搬入出時間の調整等、運転マナーの遵守、車両の点検・整備を行うことにより、振動の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p> <p>(4) 基準や目標との整合性に係る評価 廃棄物の埋立て（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）に伴う振動は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）の定める基準値を満足していることから、上記の基準との整合が図られているものと評価する。</p>

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-4 環境影響評価の結果の概要（悪臭）

項目	内容																								
調査結果の概要	<p>(1) 悪臭の状況 調査結果は、下記の表に示すとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表 悪臭調査結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;"></th> <th rowspan="2" style="width: 40%;">調査地点</th> <th colspan="4">臭気指数</th> <th rowspan="2">基準値 (参考値)</th> </tr> <tr> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">S1</td> <td>対象事業実施区域（埋立地）の影響を受けない風上側の地点。</td> <td style="text-align: center;">10 未満</td> <td style="text-align: center;">10 未満</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">10 未満</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">15^{※1}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S2</td> <td>対象事業実施区域（埋立地）の影響を受ける風下側の地点。</td> <td style="text-align: center;">10 未満</td> <td style="text-align: center;">10 未満</td> <td style="text-align: center;">10 未満</td> <td style="text-align: center;">10 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 「悪臭防止法」(昭和46年6月1日, 最終改正: 令和4年6月17日) 及び「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日, 宮城県規則79号) による, 敷地境界線における規制基準。本事業においては, 悪臭防止法の適用地域に位置しておらず, また, 悪臭に係る特定施設の設置がなく, 規制基準の適用対象外となるため, 参考値として扱う。</p> <p>調査期間 春季: 令和5年5月17日(水) 夏季: 令和5年7月10日(月) 秋季: 令和5年10月18日(金) 冬季: 令和5年12月7日(木)</p>		調査地点	臭気指数				基準値 (参考値)	春季	夏季	秋季	冬季	S1	対象事業実施区域（埋立地）の影響を受けない風上側の地点。	10 未満	10 未満	12	10 未満	15 ^{※1}	S2	対象事業実施区域（埋立地）の影響を受ける風下側の地点。	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満
	調査地点			臭気指数					基準値 (参考値)																
		春季	夏季	秋季	冬季																				
S1	対象事業実施区域（埋立地）の影響を受けない風上側の地点。	10 未満	10 未満	12	10 未満	15 ^{※1}																			
S2	対象事業実施区域（埋立地）の影響を受ける風下側の地点。	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満																				
予測結果の概要	<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働</p> <p>現処分場における敷地境界での現地調査結果によると, 臭気指数は10未満となっている。現処分場は, 悪臭防止法の適用地域に位置しておらず, 宮城県公害防止条例で指定されている特定施設にも該当していないが, 現地調査結果が規制基準である臭気指数15を下回っている。本事業は, 埋立面積や埋立容量が現処分場より小さいことから, 悪臭の発生は現処分場と同程度か少なく, 臭気指数15を下回るものと予測される。</p>																								
環境保全措置	<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臭気の発生しやすい廃棄物（動植物性残渣, 家畜のふん尿, 一部の汚泥（有機性汚泥については搬入できない場合がある））は受け入れない。 ・搬入された廃棄物は, 即日覆土を実施し, 外気に触れる時間を極力少なくする。 ・廃棄物の転圧は, 覆土を行った後に実施する。 ・必要に応じて消臭剤を散布する。 ・埋立地の周囲において定期的（4回/年）に悪臭に係るモニタリング調査を実施する。 																								
評価の概要	<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働</p> <p>(7) 回避低減に係る評価 <u>廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）による悪臭の影響は, 現況の臭気指数10未満～12に対し, 現処分場における敷地境界での現地調査結果が臭気指数10未満となっており, 埋立面積や埋立容量が現処分場より小さい本事業における悪臭の発生は, 現処分場と同程度か少ないものと予測された。</u> <u>本事業では, 廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）に係る悪臭の影響を低減するため, 廃棄物の受入制限, 即日覆土の実施, 覆土後の転圧実施等を行うことにより, 悪臭の発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p>																								

※下線部は, 準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-5(1) 環境影響評価の結果の概要（水質：水の濁り）（1/2）

項目	内容								
調査結果の概要	(1) SS（浮遊物質量）の状況 浮遊物質量の調査結果は、下記の表に示すとおりである。								
	表 現地調査結果（水質：SS）								
	調査地点		浮遊物質量（mg/L）					環境基準 ^{※1} 25mg/L 以下	
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目		平均
	W1	現土砂採取場の調整池 （将来の防災調整池）	1	2	47	6	6		12
	W2	谷津沢中溜池	130	100	140	140	100		122
	W3	谷津沢下溜池	27	17	21	20	22		21
	W4	窪川上流部 （耕作地脇を流れる位置）	32	28	81	49	22		42
	W5	窪川下流部 （吉田川との合流部の手前）	320	150	97	340	170		215
	W6	大堤溜池	33	27	27	30	28	29	
※1：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）による吉田川下流（支流を含む）の類型はB類型。 調査期間 令和5年9月6日(水)									
(2) 土砂沈降特性 土壌沈降試験結果は、下記の表に示すとおりである。									
表 土壌沈降試験結果									
沈降時間 (分)	PT1		PT2		沈降 速度 (cm/min)				
	SS濃度 (mg/L)	SS残留率 (%)	SS濃度 (mg/L)	SS残留率 (%)					
0	2000	100.0	2000	100.0	—				
1	620	31.0	690	34.5	10.0				
2	470	23.5	540	27.0	5.0				
5	300	15.0	310	15.5	2.0				
10	160	8.0	210	10.5	1.0				
30	56	2.8	62	3.1	0.33				
60	36	1.8	32	1.6	0.17				
120	30	1.5	8	0.4	0.083				
240	20	1.0	8	0.4	0.042				
480	16	0.8	8	0.4	0.021				
1,440	14	0.7	6	0.3	0.0069				
2,880	10	0.5	2	0.1	0.0035				
※：SS残留率は、SSの初期濃度に対して、沈降時間後のSS濃度の割合である。 調査期間 令和5年8月22日(火)									

表 5-5(2) 環境影響評価の結果の概要（水質：水の濁り）(2/2)

項目	内容
予測結果の概要	<p>【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響</p>
	<p>現在、対象事業実施区域内は、土砂採取場として利用されていることから、その大半は裸地部となっており、日常的に重機が稼働している状態である。本事業においては、現在の土砂採取場の地形を活かし、土地の改変量を最小限とする計画としていることから、最終処分場の設置の工事における水の濁りへの影響は、現況と大きく変化しないものと予測される。また、降雨時における浮遊物質量の調査結果は、対象事業実施区域が主な集水域となっている W1, W3, W6 のうち、土砂採取場における調整池 W1 と北東側の溜池 W3 で環境基準 (25mg/L) を満足しており、西側の溜池 W6 についても 29mg/L と概ね環境基準程度となっていた。</p> <p>本事業では、水の濁りへの影響を低減するため、環境保全措置に示す対策により、場内にて土砂を沈降させたうえで W1 を介して下流へ放流する計画としていることから、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る水質(水の濁り)への影響は小さいものと予測される。</p>
予測結果の概要	<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働</p>
	<p>現在、対象事業実施区域内は、土砂採取場として利用されていることから、その大半は裸地部となっており、日常的に重機が稼働している状態である。埋立・覆土用機械の稼働台数等は、現況と大きく変わらないことから、廃棄物の埋立てにおける水の濁りへの影響は、現況と大きく変化しないものと予測される。また、降雨時における浮遊物質量の調査結果は、対象事業実施区域が主な集水域となっている W1, W3, W6 のうち、土砂採取場における調整池 W1 と北東側の溜池 W3 で環境基準 (25mg/L) を満足しており、西側の溜池 W6 についても 29mg/L と概ね環境基準程度となっていた。</p> <p>本事業では、水の濁りへの影響を低減するため、環境保全措置に示す対策により、現況より雨水処理機能が向上することから、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る水質(水の濁り)への影響は小さいものと予測される。</p>
環境保全措置	<p>【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響</p>
	<p>・必要に応じ、仮設沈殿槽(ノッチタンクなど)を設置し、場内にて土砂を沈殿させた後に対象事業実施区域内の現調整池を通じて外部へ放流するなどの対策を行う。</p>
環境保全措置	<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働</p>
	<p>・雨水は、埋立地周縁に設置する排水路により浸透機能を付した防災調整池に集水してから放流する。 ・降雨時に浸出水が集水区域外に流出しないように覆土材による仮堰堤の設置を行うなどの措置を行う。</p>
評価の概要	<p>【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響</p>
	<p>(7)回避低減に係る評価 <u>最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による水質(水の濁り)への影響は、現況で土砂採取場として利用されていて大半が裸地部となっていることや土地の改変量を最小限とする計画としていることから、現況から大きく変化しないものと予測された。</u> <u>本事業では、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る水質(水の濁り)への影響を低減させるため、仮設沈殿槽の設置を行うことにより、濁水の発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p>
評価の概要	<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働</p>
	<p>(7)回避低減に係る評価 <u>廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による水質(水の濁り)への影響は、現況で土砂採取場として利用されていて日常的に重機が稼働しており、埋立・覆土用機械の稼働台数等と大きく変わらないことから、現況から大きく変化しないものと予測された。</u> <u>本事業では、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る水質(水の濁り)への影響を低減するため、雨水集排水施設の設置、仮堰堤の設置を行うことにより、濁水の発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p>

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-6(1) 環境影響評価の結果の概要（水質：有害物質）（1/5）

項目	内容									
調査結果の概要	(1) 水質（生活環境項目）の状況 水質（生活環境項目）の調査結果は、下記の表に示すとおりである。									
	表 水質（生活環境項目）調査結果									
			結果 ^{※1}						基準値 ^{※3}	計量の方法
		単位	W1	W2	W3	W4	W5	W6		
	1. 水素イオン濃度指数 (pH)		6.1	6.9	7.0	8.5	8.9	6.8	6.5-8.5	JIS K0102 12.1
	2. 生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.7	1.7	1.8	1.1	2.7	6.0	3以下	JIS K0102 12, 32.1
	3. 化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	12.	12.	6.8	6.3	11.	20.	5以下	JIS K0102 17.
	4. 浮遊物質 (SS) ^{※2}	mg/L	12.4	122	74.8	42.4	215.4	29	25以下	環告 59 (S46) 付表 9
	5. 溶存酸素量 (DO)	mg/L	5.7	7.1	5.7	7.8	7.3	7.6	5以上	JIS K0102 32.1
	6. 大腸菌群数	MPN/100mL	8.0×10 ³	3.0×10 ⁵	5.0×10 ⁴	1.3×10 ⁵	5.0×10 ⁵	3.0×10 ⁴	5000以下	最確数による定量法
	大腸菌数	CFU/100mL	8.	1.2×10 ³	1.4×10 ²	1.3×10 ³	1.4×10 ³	2.9×10 ²	—	環告 59 (S46) 付表 10
	7. 全窒素 (T-N)	mg/L	1.1	1.7	1.1	1.3	2.1	1.7	1以下	JIS K0102 45.2
	8. 全磷 (T-P)	mg/L	0.087	0.23	0.087	0.19	0.41	0.14	0.1以下	JIS K0102 46.3
9. 全亜鉛	mg/L	0.007	0.016	0.007	0.038	0.027	0.004	0.03以下	JIS K0102 53.4	
10. ノニルフェノール	mg/L	0.00010	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.002以下	S46 環告第 59 号付表 11	
11. 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.05以下	S46 環告第 59 号付表 12	
<p>※1：「<」は、計量結果が定量下限値未満であることを示す。</p> <p>※2：浮遊物質量は、5回試料採取した平均値を採用した。（「第6章 第6章 選定項目ごとの調査、予測、評価の手法 6.5. 水質（水の濁り）」参照。</p> <p>※3：環境基準は、「水質汚濁に係る環境基準」（環境庁告示第 59 号 昭和 46 年 12 月 28 日）により、河川に係る基準値は吉田川の指定類型である「B」、湖沼に係る基準値は農業用水の「B」又は「V」とした。</p> <p>■：は、基準値を超えていることを示す。</p> <p>調査期間 令和 5 年 9 月 6 日(水)</p>										

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-6(2) 環境影響評価の結果の概要（水質：有害物質）(2/5)

項目	内容									
調査結果の概要	(2) 水質（健康項目）の状況 水質（健康項目）の調査結果は、下記の表に示すとおりである。									
	表 水質（健康項目）調査結果									
			結果※1						環境基準※2	計量の方法
	項目	単位	W1	W2	W3	W4	W5	W6		
	1.カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003 以下	JIS K0102 55.4
	2.全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	JIS K0102 38.1.2, 38.3
	3.鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	JIS K0102 54.4
	4.六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下	JIS K0102 65.2.1
	5.ヒ素	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	JIS K0102 61.4
	6.総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	環告 59 (S46) 付表 2
	7.アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	環告 59 (S46) 付表 3
	8.ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	環告 59 (S46) 付表 4
	9.ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.2
	10.四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.2
	11.1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下	JIS K0125 5.2
	12.1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	JIS K0125 5.2
	13.シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	JIS K0125 5.2
	14.1,1,1-トリクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下	JIS K0125 5.2
	15.1,1,2-トリクロロエチレン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	JIS K0125 5.2
	16.トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.001 以下	JIS K0125 5.2
	17.テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	JIS K0125 5.2
	18.1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.2
	19.チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	環告 59 (S46) 付表 5
	20.シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.003 以下	環告 59 (S46) 付表 6
	21.チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	環告 59 (S46) 付表 6
	22.ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.2
	23.セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0102 67.4
24.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.02	0.55	0.06	0.45	0.92	<0.02	10 以下	JIS K0102 43.1.2, 43.2.5	
25.ふっ素	mg/L	<0.08	0.11	0.08	0.08	0.16	<0.08	0.8 以下	JIS K0102 34.1	
26.ほう素	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.03	1 以下	JIS K0102 47.4	
27.1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下	環告 59 (S46) 付表 8	
※1：「<」及び「不検出」は、計量結果が定量下限値未満であることを示す。										
※2：環境基準は、「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 環境庁告示第 59 号）による。										
調査期間 令和 5 年 9 月 6 日(水)										

表 5-6(3) 環境影響評価の結果の概要（水質：有害物質）(3/5)

項目	内容					
調査結果の概要	(3) 切土及び盛土の土壌中の有害物質の濃度の状況					
	切土及び盛土の土壌中の有害物質の濃度の調査結果は、下記の表に示すとおりである。					
	表 切土及び盛土の土壌中の有害物質の濃度の調査結果					
	項目	単位	結果		土壌環境基準	計量の方法
			PT1	PT2		
	1. カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.0003	JIS K0102 55.4
	2. 全シアン	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	JIS K0102 38.1.2, 38.5
	3. 有機燐	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	環告 64 (S49) 付表 1
	4. 鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0102 54.4
	5. 六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0.05 以下	JIS K0102 65.2.1
	6. ヒ素	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0102 61.4
	7. 総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	環告 59 (S46) 付表 2
	8. アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	環告 59 (S46) 付表 3
	9. PCB	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	環告 59 (S46) 付表 4
	10. 銅	mg/kg-dry	<1	<1	125 未満	総理府令 66 号 (S47)
	11. ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.2
	12. 四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.2
	13. クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	環告 10 (H9) 付表 2
	14. 1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.0004 以下	JIS K0125 5.2
	15. 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	JIS K0125 5.2
	16. シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下	JIS K0125 5.2
	17. 1,1,1-トリクロロエチレン	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	JIS K0125 5.2
	18. 1,1,2-トリクロロエチレン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	JIS K0125 5.2
	19. トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.001 以下	JIS K0125 5.2
	20. テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.001 以下	JIS K0125 5.2
21. 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.2	
22. チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	環告 59 (S46) 付表 5	
23. シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	環告 59 (S46) 付表 6	
24. チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	環告 59 (S46) 付表 6	
25. ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.2	
26. セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0102 67.4	
27. ふっ素	mg/L	0.20	0.40	0.8 以下	JIS K0102 34.4	
28. ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	JIS K0102 47.3	
29. 1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0.05 以下	環告 59 (S46) 付表 8	
※1：「<」及び「不検出」は、計量結果が定量下限値未満であることを示す。						
※2：土壌環境基準は、「土壌環境基準」（平成3年8月 環境庁告示第46号）による。						
※3：現地調査は、1回のみの実施である。						
調査期間 令和5年8月22日(火)						

表 5-6(4) 環境影響評価の結果の概要（水質：有害物質）（4/5）

項目	内容																																																													
調査結果の概要	<p>(4) ダイオキシン類の状況</p> <p>①水質（ダイオキシン類） 水質（ダイオキシン類）の調査結果は、下記の表に示すとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表 水質（ダイオキシン類）調査結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="background-color: #cccccc;">項目</th> <th rowspan="2" style="background-color: #cccccc;">単位</th> <th colspan="6" style="background-color: #cccccc;">結果</th> <th rowspan="2" style="background-color: #cccccc;">環境基準^{※1}</th> <th rowspan="2" style="background-color: #cccccc;">計量の方法</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">W1</th> <th style="background-color: #cccccc;">W2</th> <th style="background-color: #cccccc;">W3</th> <th style="background-color: #cccccc;">W4</th> <th style="background-color: #cccccc;">W5</th> <th style="background-color: #cccccc;">W6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実測濃度^{※2}</td> <td>pg/L</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>24</td> <td>130</td> <td>1100</td> <td>98</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平成 11 年環境庁告示第 68 号 (JIS K 0312 (2020))</td> </tr> <tr> <td>毒性等量^{※2}</td> <td>Pg-TEQ/L</td> <td>0.067</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> <td>0.52</td> <td style="text-align: center;">2.4^{※3}</td> <td>0.049</td> <td style="text-align: center;">1 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：環境基準は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 環境庁告示第 68 号）による。なお、水質の環境基準は年平均値である。</p> <p>※2：現地調査は、1 回の実施である。</p> <p>※3：ダイオキシン類の調査結果のうち、窪川下流部「W5」が環境基準を超えているが、TeCDDs 及び OCDD が約 76% を占めている。廃棄物の焼却由来であれば、色々な物質が満遍なく検出されるが、農業由来であれば特定の物質が多く検出される傾向となっており、今回の検査結果でも、農業由来に特徴的な物質が多く検出された。^{※4}過去に使用されたと推察される農薬(除草剤)の一種である CNP (クロロニトロフェン)、PCP (ペンタクロロフェノール) に含まれていた不純物由来であると推測した。</p> <p>※4：同族体・異性体が満遍なく検出、毒性等価係数 (TEF) を有する異性体も満遍なく検出、濃度は PCDFs が PCDDs を上回る傾向。</p> <p style="text-align: center;">■：環境基準超過を示す。</p> <p>調査期間 令和 5 年 11 月 17 日(金)</p> <p>②土壌（ダイオキシン類） 土壌中のダイオキシン類の調査結果は、下記の表に示すとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表 土壌中のダイオキシン類の調査結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="background-color: #cccccc;">項目</th> <th rowspan="2" style="background-color: #cccccc;">単位</th> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">結果</th> <th rowspan="2" style="background-color: #cccccc;">環境基準^{※1}</th> <th rowspan="2" style="background-color: #cccccc;">計量の方法</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">PT1</th> <th style="background-color: #cccccc;">PT2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実測濃度</td> <td>pg/g-dry</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">32</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」 令和 4 年 環境省</td> </tr> <tr> <td>毒性等量</td> <td>Pg-TEQ/g-dry</td> <td style="text-align: center;">0.0094</td> <td style="text-align: center;">0.018</td> <td style="text-align: center;">1,000 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：環境基準は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 環境庁告示第 68 号）による。</p>								項目	単位	結果						環境基準 ^{※1}	計量の方法	W1	W2	W3	W4	W5	W6	実測濃度 ^{※2}	pg/L	11	15	24	130	1100	98	—	平成 11 年環境庁告示第 68 号 (JIS K 0312 (2020))	毒性等量 ^{※2}	Pg-TEQ/L	0.067	0.12	0.12	0.52	2.4 ^{※3}	0.049	1 以下	項目	単位	結果		環境基準 ^{※1}	計量の方法	PT1	PT2	実測濃度	pg/g-dry	16	32	—	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」 令和 4 年 環境省	毒性等量	Pg-TEQ/g-dry	0.0094	0.018	1,000 以下
	項目	単位	結果								環境基準 ^{※1}	計量の方法																																																		
			W1	W2	W3	W4	W5	W6																																																						
	実測濃度 ^{※2}	pg/L	11	15	24	130	1100	98	—	平成 11 年環境庁告示第 68 号 (JIS K 0312 (2020))																																																				
	毒性等量 ^{※2}	Pg-TEQ/L	0.067	0.12	0.12	0.52	2.4 ^{※3}	0.049	1 以下																																																					
	項目	単位	結果		環境基準 ^{※1}	計量の方法																																																								
			PT1	PT2																																																										
	実測濃度	pg/g-dry	16	32	—	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」 令和 4 年 環境省																																																								
	毒性等量	Pg-TEQ/g-dry	0.0094	0.018	1,000 以下																																																									

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-6(5) 環境影響評価の結果の概要（水質：有害物質）(5/5)

項目	内容
予測結果の概要	<p>【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響</p> <p>現在、対象事業実施区域内は、土砂採取場として利用されていることから、その大半は裸地部となっており、日常的に重機が稼働している状態である。本事業においては、現在の土砂採取場の地形を活かし、土地の改変量を最小限とする計画としていることから、最終処分場の設置の工事における有害物質の流出量は、現況と大きく変化しないものと予測される。また、降雨時における水質の調査結果は、生活環境項目で環境基準を満足していないものがあるが、健康項目については全て環境基準を満足していることから、対象事業実施区域から高濃度の有害物質が流出することは無いものと考えられる。</p> <p>本事業では、水の濁りへの影響を低減するため、環境保全措置に示す対策により、場内にて土砂を沈降させたうえでW1を介して下流へ放流する計画としていることから、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る水質(水の濁り)への影響は小さいものと予測される。</p>
環境保全措置	<p>【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、仮設沈殿槽（ノッチタンクなど）を設置し、場内にて土砂を沈殿させた後に対象事業実施区域内の現調整池を通じて外部へ放流するなどの対策を行う。
評価の概要	<p>【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響</p> <p>(7)回避低減に係る評価</p> <p><u>最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による水質（有害物質）への影響は、現況で土砂採取場として利用されていて大半が裸地部となっていることや土地の改変量を最小限とする計画としていることから、現況から大きく変化しないものと予測された。</u></p> <p><u>本事業では、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）に係る水質（有害物質）への影響を低減するため、仮設沈殿槽の設置を行うことにより、有害物質の流出抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p>

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-7(1) 環境影響評価の結果の概要（地下水の水質，水位及び流れ）（1/3）

項目	内容
調査結果の概要	<p>(1) 地下水の水位の状況 地下水の水位の調査結果は，下記の図に示すとおりである。</p>
	<p>Figure 1: Groundwater Level Status Investigation Results. The figure consists of two vertically stacked charts sharing a common x-axis representing months from June 2023 to May 2024. The top chart, titled '孔内水位 (m) ※標高', plots groundwater levels for four wells: GW-1 (blue), GW-2 (red), GW-3 (green), and GW-4 (purple). GW-2 shows extreme fluctuations in 2023, with peaks reaching approximately 38m in June and July, and troughs dropping to about 20m. By late 2023, GW-2's level stabilizes around 20m. GW-1, GW-3, and GW-4 remain relatively stable, with GW-3 and GW-4 around 17-18m and GW-1 around 19-20m. The bottom chart, titled '降水量 (mm)', shows precipitation data with a significant peak in July 2023 reaching over 40mm. The x-axis is labeled with months from 6月 to 5月, spanning 2023年 (令和5年) and 2024年 (令和6年).</p>
<p>図 地下水の水位の状況の調査結果</p>	
<p>※：降水量は，大衡気象観測所のデータ。 ※：GW-2は，本孔掘削の影響があり令和5年9月頃までの変動が大きい。 調査期間 令和5年6月1日(木)～令和6年5月31日(金)</p>	

表 5-7(2) 環境影響評価の結果の概要（地下水の水質、水位及び流れ）（2/3）

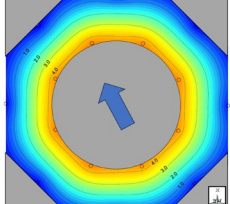
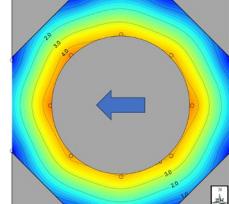
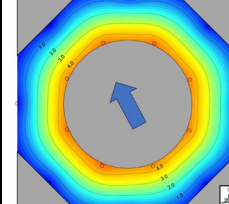
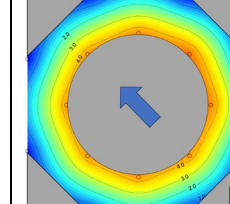
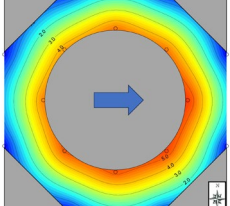
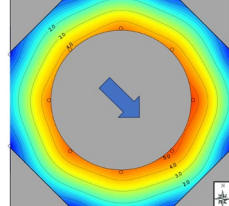
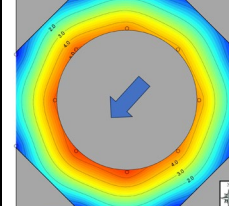
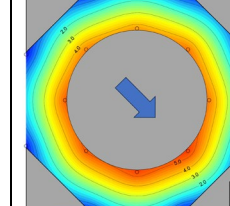
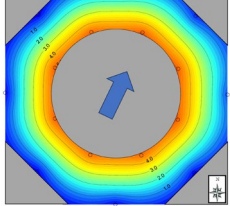
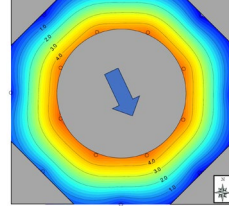
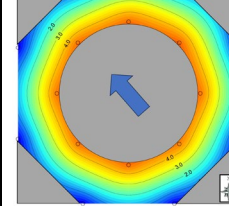
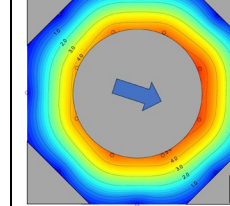
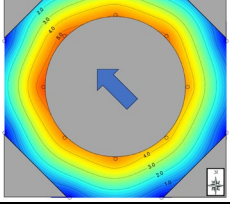
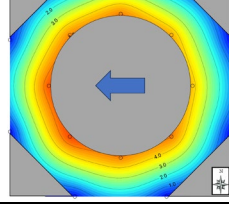
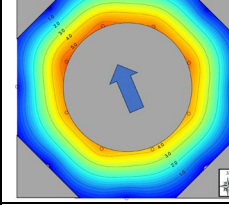
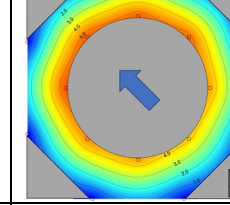
項目	内容				
調査結果の概要	(2) 地下水の流れの状況				
	地下水の流れの調査結果は、下記の図に示すとおりである。				
		GW1 GL-56.00m	GW2 GL-53.50m	GW3 GL-39.00m	GW4 GL-50.00m
	2023/08				
	流向	N337.5	N270	N337.5	N315
	流速	2.07.E-02 cm/sec	2.64.E-02 cm/sec	1.76.E-02 cm/sec	2.09.E-02 cm/sec
	2023/11				
	流向	N90	N135	N225	N135
	流速	9.81.E-03 cm/sec	1.36.E-02 cm/sec	1.30.E-02 cm/sec	1.23.E-02 cm/sec
	2024/01				
	流向	N22.5	N157.5	N315	N112.5
	流速	1.26.E-02 cm/sec	1.40.E-02 cm/sec	1.43.E-02 cm/sec	1.23.E-02 cm/sec
	2024/03				
	流向	N315	N270	N337.5	N315
	流速	9.49.E-03 cm/sec	9.79.E-03 cm/sec	1.30.E-02 cm/sec	9.27.E-03 cm/sec
	図 地下水の流向の調査結果				
	調査期間 夏季：令和5年8月29日(火)～30日(水)，秋季：令和5年11月20日(月)，冬季：令和6年1月22日(月)，春季：令和6年3月6日(水)				

表 5-7(3) 環境影響評価の結果の概要（地下水の水質、水位及び流れ）(3/3)

項目	内容
予測結果の概要	<p>【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響</p> <p>対象事業実施区域内の地下水位は、概ね標高 18~20m 程度であり、工事による最深掘削深度（標高 37.0m）より低い位置に存在していることから、工事の実施による地下水位の低下や地下水の流れの阻害となることは無いものと考えられる。</p> <p>また、本事業では、地下水の水位及び流れへの影響を低減するため、環境保全措置に示す対策により、地下水の水位等に配慮することから、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による地下水の水位及び流れへの影響は小さいものと予測される。</p>
	<p>【最終処分場の存在】</p> <p>埋立地の底面及び法面に浸出水の地下浸透等を防ぐための遮水工を施すことから、埋立地内における地下水涵養は発生しない。また、管理棟などを建設する施設用地や駐車場、舗装道路の整備により、地下水涵養量は減少するものと予測される。ただし、埋立地及び施設等の整備箇所は、対象事業実施区域の一部であり、周辺の樹林等は改変しないことから、地下水涵養量の減少による地下水の水位等の変動は小さいものと考えられる。</p> <p>また、本事業では、地下水の水位及び流れへの影響を低減するため、環境保全措置に示す対策により、埋立地への雨水流入量の低減と雨水の浸透による地下水涵養を因ることから、最終処分場の存在による地下水の水位及び流れへの影響は小さいものと予測される。</p>
環境保全措置	<p>【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中の揚水・ウエルポイント等による排水は必要最低限度とする。 ・対象事業実施区域内の外周部の地形や樹林を現状のまま残し、現状の土砂採取場の地形や施設を活かすことにより改変部を最小化する。
	<p>【最終処分場の存在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域では、雨水の浸透柵・側溝及び浸透性の舗装などを採用し地下水への雨水供給を実施する。
評価の概要	<p>【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響</p> <p>(7)回避低減に係る評価</p> <p>最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による地下水の水位及び流れへの影響は、地下水位が工事による最深掘削深度より低い位置に存在していることから、工事の実施が地下水の低下や地下水の流れの疎外となることは無いものと予測された。</p> <p>本事業では、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）に係る地下水の水位及び流れへの影響を低減するため、工事中の揚水・排水の抑制等を行うことにより、地下水の水位及び流れへの影響に配慮するといった環境保全措置を行う。</p>
	<p>【最終処分場の存在】</p> <p>(7)回避低減に係る評価</p> <p>最終処分場の存在による地下水の水位及び流れへの影響は、埋立地や施設設置部分からの地下水涵養量は減少するものの、周辺部の樹林等は改変しないこと、調査結果から区域内の地下水位と降水量の相関が見られなかったことから、地下水涵養量の減少による地下水位の変動は小さいものと予測された。</p> <p>本事業では、最終処分場の存在に係る地下水の水位及び流れへの影響を低減するため、地下への雨水供給の実施を行うことにより、地下水の水位及び流れへの影響に配慮するといった環境保全措置を行う。</p>

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-8 環境影響評価の結果の概要（地形及び地質）

項目	内容																										
調査結果の概要	<p>(1) 地形及び地質の状況</p> <p>対象事業実施区域の地層構成の検討には、調査結果などに基づき、現況地形やコア観察などにより総合的に判断して地層区分を行った。</p> <p>また、対象事業実施区域では、人工的な地形改変が大規模に行われており、盛土や埋土といった人工的な地盤の分布は残存する周辺地形により想定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地層・土層の分布状況の詳細は明確ではないが、埋土、強風化砂岩が主体となり、深部には風化砂岩が分布すると想定される。このうち、良好な支持地盤は風化砂岩（N値=50以上）になるが、旧地形図を参考にすると北側に向かって深くなっているなどの変化があると考えられる。 ・掘削土は、基本的に土砂が主体と判断される。軟岩などの岩盤が深部に部分的に分布している。 ・掘削法面の安定勾配は、現況で崩落などの変状もあまり発生していないことから、近傍の現況の法面勾配が目安となる。BP.5で確認されたシルト混じり砂（土砂化した砂岩）や強風化砂岩の場合は、「砂質土の密実でないもの」に相当し、勾配n=1:1.5程度（切土高を考慮）と判断される。 <p style="text-align: center;">表 対象事業実施区域の地層構成要約表</p> <table border="1" data-bbox="263 705 1388 1332"> <thead> <tr> <th>地層区分</th> <th>記号</th> <th>土質区分</th> <th>N値(平均)</th> <th>土性等記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第四紀 現世</td> <td>盛土</td> <td>B</td> <td>—</td> <td>・強風化砂岩や砂岩が盛土材として利用されていると想定される。 ・本調査のボーリングでは確認されていないが、周辺地形よりその存在がうかがえる。</td> </tr> <tr> <td>埋土</td> <td>F</td> <td>礫混じり シルト質砂</td> <td>0~16 (5)</td> <td>・GW-2 (BP.2) 及び BP.6 で確認されるが、BP.5 付近でも分布の可能性が考えられる。(BP.5 の深度 5m までは柱状図のコア観察では土砂化した砂岩としているが、埋土の可能性もある) ・細砂~中砂が主体で、強風化砂岩や風化砂岩を材料に埋土されていると想定される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新生代 新第三紀 中新世</td> <td>強風化砂岩</td> <td>SW-Ss</td> <td>砂岩 (細砂~中砂)</td> <td>5~88 (24)</td> <td>・強風化した細粒~中粒、中粒から粗粒砂岩。 ・DL~DM 級^{※1} 岩盤主体で、N 値 50 以下となる。 ・強風化のため指圧で容易に崩すことができる。 ・火山灰層を挟む場合がある。</td> </tr> <tr> <td>風化砂岩</td> <td>W-Ss</td> <td>砂岩 (細砂~中砂)</td> <td>30~125 (68)</td> <td>・風化した細粒~中粒、中粒から粗粒砂岩。 ・DH~CL 級^{※1} 岩盤主体で、N 値 50 以上となり非常に締まる。 ・強風化のため指圧で容易に崩すことができる。 ・火山灰層を挟む場合がある。 ・局所に炭化物を挟むことがある。 ・GW-2 (BP.2) の深部では風化残留核をしばしば挟む。</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：R4-10 令和 4 年度新産業廃棄物最終処分場整備水文調査及び地質調査報告書 令和 6 年 1 月 （公財）宮城県環境事業公社 ※1：「応用地質 特別号 岩盤分類」（1984 年 日本応用地質学会発行）による分類。</p>	地層区分	記号	土質区分	N値(平均)	土性等記事	第四紀 現世	盛土	B	—	・強風化砂岩や砂岩が盛土材として利用されていると想定される。 ・本調査のボーリングでは確認されていないが、周辺地形よりその存在がうかがえる。	埋土	F	礫混じり シルト質砂	0~16 (5)	・GW-2 (BP.2) 及び BP.6 で確認されるが、BP.5 付近でも分布の可能性が考えられる。(BP.5 の深度 5m までは柱状図のコア観察では土砂化した砂岩としているが、埋土の可能性もある) ・細砂~中砂が主体で、強風化砂岩や風化砂岩を材料に埋土されていると想定される。	新生代 新第三紀 中新世	強風化砂岩	SW-Ss	砂岩 (細砂~中砂)	5~88 (24)	・強風化した細粒~中粒、中粒から粗粒砂岩。 ・DL~DM 級 ^{※1} 岩盤主体で、N 値 50 以下となる。 ・強風化のため指圧で容易に崩すことができる。 ・火山灰層を挟む場合がある。	風化砂岩	W-Ss	砂岩 (細砂~中砂)	30~125 (68)	・風化した細粒~中粒、中粒から粗粒砂岩。 ・DH~CL 級 ^{※1} 岩盤主体で、N 値 50 以上となり非常に締まる。 ・強風化のため指圧で容易に崩すことができる。 ・火山灰層を挟む場合がある。 ・局所に炭化物を挟むことがある。 ・GW-2 (BP.2) の深部では風化残留核をしばしば挟む。
地層区分	記号	土質区分	N値(平均)	土性等記事																							
第四紀 現世	盛土	B	—	・強風化砂岩や砂岩が盛土材として利用されていると想定される。 ・本調査のボーリングでは確認されていないが、周辺地形よりその存在がうかがえる。																							
	埋土	F	礫混じり シルト質砂	0~16 (5)	・GW-2 (BP.2) 及び BP.6 で確認されるが、BP.5 付近でも分布の可能性が考えられる。(BP.5 の深度 5m までは柱状図のコア観察では土砂化した砂岩としているが、埋土の可能性もある) ・細砂~中砂が主体で、強風化砂岩や風化砂岩を材料に埋土されていると想定される。																						
新生代 新第三紀 中新世	強風化砂岩	SW-Ss	砂岩 (細砂~中砂)	5~88 (24)	・強風化した細粒~中粒、中粒から粗粒砂岩。 ・DL~DM 級 ^{※1} 岩盤主体で、N 値 50 以下となる。 ・強風化のため指圧で容易に崩すことができる。 ・火山灰層を挟む場合がある。																						
	風化砂岩	W-Ss	砂岩 (細砂~中砂)	30~125 (68)	・風化した細粒~中粒、中粒から粗粒砂岩。 ・DH~CL 級 ^{※1} 岩盤主体で、N 値 50 以上となり非常に締まる。 ・強風化のため指圧で容易に崩すことができる。 ・火山灰層を挟む場合がある。 ・局所に炭化物を挟むことがある。 ・GW-2 (BP.2) の深部では風化残留核をしばしば挟む。																						
予測結果の概要	<p>【最終処分場の存在】</p> <p>本事業においては、調査結果から対象事業実施区域は安定した地質構造をもつと判断されること、現在土砂採取場として利用されている現況地形を活かし、土地の改変量を最小限とする計画としていること及び法面等については法面保護工などにて洗堀防止対策を行うことなどの環境保全措置を講じることから、最終処分場の存在による地盤の安定性への影響は小さいものと予測される。</p>																										
環境保全措置	<p>【最終処分場の存在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況の土取場の地形を活かし、改変量を最小化する。 ・法面等については法面保護工などにて洗堀防止対策を行う。 																										
評価の概要	<p>【最終処分場の存在】</p> <p>(7) 回避低減に係る評価</p> <p>最終処分場の存在による地盤の安定性への影響は、調査結果から対象事業実施区域は安定した地質構造をもつと判断されること、現在土砂採取場として利用されている現況地形を活かし、土地の改変量を最小限とする計画としていること等から、小さいものと予測された。</p> <p>本事業では、最終処分場の存在に係る地盤の安定性への影響を低減するため、改変量の最小化、洗堀防止対策を行うことにより、地盤の安定性の確保を図るといった環境保全措置を行う。</p>																										

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-9(1) 環境影響評価の結果の概要（土壌汚染）（1/2）

項目	内容					
調査結果の概要	(1) 土壌汚染の状況					
	土壌汚染の調査結果は、下記の表に示すとおりである。					
	表 土壌汚染の調査結果					
	項目	単位	結果		土壌環境基準	計量の方法
			SC1	SC2		
	1. カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.0003	JIS K0102 55.4
	2. 全シアン	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	JIS K0102 38.1.2, 38.5
	3. 有機燐	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	環告 64 (S49) 付表 1
	4. 鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0102 54.4
	5. 六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0.05 以下	JIS K0102 65.2.1
	6. ヒ素	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0102 61.4
	7. 総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	環告 59 (S46) 付表 2
	8. アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	環告 59 (S46) 付表 3
	9. PCB	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	環告 59 (S46) 付表 4
	10. 銅	mg/kg-dry	<1	<1	125 未満	総理府令 66 号 (S47)
	11. ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.2
	12. 四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.2
	13. クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	環告 10 (H9) 付表 2
	14. 1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.0004 以下	JIS K0125 5.2
	15. 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	JIS K0125 5.2
	16. シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下	JIS K0125 5.2
	17. 1,1,1-トリクロロエチレン	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	JIS K0125 5.2
	18. 1,1,2-トリクロロエチレン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	JIS K0125 5.2
	19. トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.001 以下	JIS K0125 5.2
	20. テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.001 以下	JIS K0125 5.2
	21. 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.2
	22. チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	環告 59 (S46) 付表 5
	23. シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	環告 59 (S46) 付表 6
	24. チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	環告 59 (S46) 付表 6
	25. ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.2
26. セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0102 67.4	
27. ふっ素	mg/L	0.20	<0.08	0.8 以下	JIS K0102 34.4	
28. ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	JIS K0102 47.3	
29. 1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0.05 以下	環告 59 (S46) 付表 8	
※1: 「<」及び「不検出」は、計量結果が定量下限値未満であることを示す。						
※2: 土壌環境基準は、「土壌環境基準」(平成3年8月 環境庁告示第46号)による。						

表 5-9(2) 環境影響評価の結果の概要（土壌汚染）(2/2)

項目	内容				
調査結果の概要	(2) 土壌中の汚染の状況				
	土壌汚染の調査結果は、下記の表に示すとおりである。				
	表 土壌中のダイオキシン類の調査結果				
	項目	単位	結果		環境基準 ^{※1}
実測濃度	pg/g-dry	SC1	SC2	—	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」令和4年 環境省
毒性等量	pg-TEQ/g-dry	0.0094	0.011	1,000 以下	
※1:「<」及び「不検出」は、計量結果が定量下限値未満であることを示す。					
※2:土壌環境基準は、「土壌環境基準」（平成3年8月 環境庁告示第46号）による。					
予測結果の概要	【最終処分場の設置の工事】（造成等の工事による一時的な影響）				
	土壌の分析結果より、いずれの地点も全項目環境基準を満足していたこと、また、工事中に汚染土壌が拡散・流出しないように環境保全措置を講じることから、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による土壌汚染の影響は小さいものと予測される。				
環境保全措置	【最終処分場の設置の工事】（造成等の工事による一時的な影響）				
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて土砂等が舞い上がらないように散水などの措置を講じる。 ・既設の沈砂池や調整池を活用するほか、必要に応じ、仮設沈殿槽（ノッチタンクなど）を設置し、土砂を沈殿させた後に外部へ放流する。 ・工事関係車両の入退場時には、タイヤ洗浄装置の通過を義務付ける。 				
評価の概要	【廃棄物の埋立】（埋立・覆土用機械の稼働）				
	<ul style="list-style-type: none"> ・覆土に汚染土壌を使用しない。 ・搬入された廃棄物は、即日覆土を行う。 ・台風等予め天候が荒れることが予想される場合は搬入を規制する。 				
	【最終処分場の設置の工事】（造成等の工事による一時的な影響）				
	(7) 回避低減に係る評価				
最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による土壌汚染の影響は、対象事業実施区域内における土壌の分析結果が全て環境基準を満足していたことから、小さいものと予測された。					
本事業では、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）に係る土壌汚染の影響を低減するため、散水の実施、既設沈砂池等の活用等を行うことにより、汚染土壌の拡散・流出防止を図るといった環境保全措置を行う。					
【廃棄物の埋立て】（埋立・覆土用機械の稼働）					
(7) 回避低減に係る評価					
廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）による土壌汚染の影響は、覆土に汚染土壌を使用しないことから、小さいものと予測された。					
本事業では、廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）による土壌汚染の影響を低減するため、覆土材の管理、即日覆土の実施、悪天候時の搬入規制を行うことにより、汚染土壌の拡散・流出防止を図るといった環境保全措置を行う。					

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-10(1) 環境影響評価の結果の概要（動物）(1/10)

項目	内容																												
調査結果の概要	<p>(1) 動物調査の概要</p> <p>動物調査の概要は、下記に示すとおりである。</p> <p>哺乳類は、フィールドサイン調査、トラップ調査及び自動撮影調査（夜間）を4季（春、夏、秋、冬）、バットディテクター調査（夜間）及び轢死（ロードキル）調査を3季（春、夏、秋）実施した。</p> <p>鳥類は一般鳥類調査として、任意観察調査、ラインセンサス調査及び定点センサス調査を4季（春、夏、秋、冬）、夜間調査（任意踏査）及び録音調査を2季（春、夏）実施した。また、希少猛禽類調査として行動圏調査及び営巣場所調査を2繁殖期（令和4年1月～令和5年8月）実施した。</p> <p>爬虫類は、直接観察調査を4季（早春、春、夏、秋）、轢死（ロードキル）調査を3季（春、夏、秋）実施した。</p> <p>両生類は、直接観察調査を4季（早春、春、夏、秋）、夜間調査及び轢死（ロードキル）調査を3季（春、夏、秋）、実施した。</p> <p>昆虫類は、一般採集調査を5季（早春、春、初夏、夏、秋）、ライトトラップ調査及びベイトトラップ調査を3季（春、夏、秋）実施した。</p> <p>魚類は、捕獲調査を3季（春、夏、秋）実施した。</p> <p>底生動物は、定性採集調査を3季（春、夏、冬）実施した。</p> <p>動物相の調査結果は、下記の表に示すとおりである。</p> <p>どの調査時期も対象事業実施区域内より対象事業実施区域外で多くの種が確認されている。対象事業実施区域内は外来種草原や、造成地等が全体の4割以上を占めており、人為的影響を受けている範囲が大きい。対して対象事業実施区域外は樹林帯や水田、畑、農業水路等多くの生息環境があったため、確認種数は多くなったと考えられる。</p>																												
	<p>表 動物相の確認種</p>																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分類群</th> <th style="width: 15%;">確認目科種数</th> <th style="width: 70%;">主な確認種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">陸生動物</td> <td>哺乳類</td> <td>6目10科16種</td> <td>ヒメズ、ノウサギ、アカネズミ、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、イノシシ</td> </tr> <tr> <td>鳥類 ※猛禽類を含む</td> <td>17目43科123種</td> <td>キジ、カルガモ、キジバト、アオサギ、ツツドリ、アマツバメ、タシギ、ノスリ、フクロウ、アオガラス、モズ、カケス、ヤマガラス、センダングサ、ツグミ、スズメ、マヒワ、ハギマンコ、ホシノボ、アオジ、クロジ</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>1目2科5種</td> <td>ニホンカサガシ、シマヘビ、ジムグリ、ヒバカリ、ヤマカガシ</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>2目6科11種</td> <td>トウホクサンショウウオ、アカライモリ、ニホンアマガエル、トウキョウダルマガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>16目223科1,051種</td> <td>ナツアカネ、トノサマバッタ、アブラゼミ、ホシヨコバエ、ホソバカメムシ、アメンボ、ミヤマセリ、キアゲハ、オオユスリカ、ウシアブ、ナミナアブ、コムシ、マメゲンゴロウ、ベニホタル、ナミテントウ、コマダラカミキリ、イタヤハムシ、コフキゾウムシ、アシナガアリ、キロスズメバチ、スズメバチ、ホソバトガリハナバチ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水生動物</td> <td>魚類</td> <td>3目5科8種</td> <td>コイ（飼育型）、タモロコ、トシノヨリ類、ナマス、トウシノボリ類</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>14目41科94種</td> <td>カニ、タカイ、モクスガニ、アオイトトンボ、マツモシ、ヒメゲンゴロウ、マルカムシ</td> </tr> </tbody> </table>				分類群	確認目科種数	主な確認種	陸生動物	哺乳類	6目10科16種	ヒメズ、ノウサギ、アカネズミ、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、イノシシ	鳥類 ※猛禽類を含む	17目43科123種	キジ、カルガモ、キジバト、アオサギ、ツツドリ、アマツバメ、タシギ、ノスリ、フクロウ、アオガラス、モズ、カケス、ヤマガラス、センダングサ、ツグミ、スズメ、マヒワ、ハギマンコ、ホシノボ、アオジ、クロジ	爬虫類	1目2科5種	ニホンカサガシ、シマヘビ、ジムグリ、ヒバカリ、ヤマカガシ	両生類	2目6科11種	トウホクサンショウウオ、アカライモリ、ニホンアマガエル、トウキョウダルマガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル	昆虫類	16目223科1,051種	ナツアカネ、トノサマバッタ、アブラゼミ、ホシヨコバエ、ホソバカメムシ、アメンボ、ミヤマセリ、キアゲハ、オオユスリカ、ウシアブ、ナミナアブ、コムシ、マメゲンゴロウ、ベニホタル、ナミテントウ、コマダラカミキリ、イタヤハムシ、コフキゾウムシ、アシナガアリ、キロスズメバチ、スズメバチ、ホソバトガリハナバチ	水生動物	魚類	3目5科8種	コイ（飼育型）、タモロコ、トシノヨリ類、ナマス、トウシノボリ類	底生動物	14目41科94種	カニ、タカイ、モクスガニ、アオイトトンボ、マツモシ、ヒメゲンゴロウ、マルカムシ
分類群	確認目科種数	主な確認種																											
陸生動物	哺乳類	6目10科16種	ヒメズ、ノウサギ、アカネズミ、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、イノシシ																										
	鳥類 ※猛禽類を含む	17目43科123種	キジ、カルガモ、キジバト、アオサギ、ツツドリ、アマツバメ、タシギ、ノスリ、フクロウ、アオガラス、モズ、カケス、ヤマガラス、センダングサ、ツグミ、スズメ、マヒワ、ハギマンコ、ホシノボ、アオジ、クロジ																										
	爬虫類	1目2科5種	ニホンカサガシ、シマヘビ、ジムグリ、ヒバカリ、ヤマカガシ																										
	両生類	2目6科11種	トウホクサンショウウオ、アカライモリ、ニホンアマガエル、トウキョウダルマガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル																										
	昆虫類	16目223科1,051種	ナツアカネ、トノサマバッタ、アブラゼミ、ホシヨコバエ、ホソバカメムシ、アメンボ、ミヤマセリ、キアゲハ、オオユスリカ、ウシアブ、ナミナアブ、コムシ、マメゲンゴロウ、ベニホタル、ナミテントウ、コマダラカミキリ、イタヤハムシ、コフキゾウムシ、アシナガアリ、キロスズメバチ、スズメバチ、ホソバトガリハナバチ																										
水生動物	魚類	3目5科8種	コイ（飼育型）、タモロコ、トシノヨリ類、ナマス、トウシノボリ類																										
	底生動物	14目41科94種	カニ、タカイ、モクスガニ、アオイトトンボ、マツモシ、ヒメゲンゴロウ、マルカムシ																										

表 5-10(2) 環境影響評価の結果の概要（動物）(2/10)

項目	内容
----	----

調査結果の概要

(2) 重要な動物種及び注目すべき生息地の分布、生息の概況及び生息環境の概況
 重要な動植物及び注目すべき生息地の分布、生息の概況及び生息環境の調査結果のうち、重要な動物種については、下表に示すとおり 21 目 24 科 46 種が確認された。
 また、対象事業実施区域及びその周辺において、集団繁殖地等や確認地点が特定の場所に集中している様子は見られず、多くの動物は対象事業実施区域を活動域の一部として利用していることが考えられることから、注目すべき生息地は選定しなかった。

表 重要な動物種（現地調査）(1/2)

No.	目名	科名	種名※1	重要な動物種の選定基準※2			
				I	II	III	IV
1	モグ ^ラ	モグ ^ラ	モグ ^ラ 科※3（ミス ^ラ モグ ^ラ ）			NT	NT
2	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ科 1※4（ヤマコウモリ）			VU	VU
3			ヒナコウモリ科 2※5（ヒメオビケ ^{コウモリ} ）				VU
			〃（カク ^{ヤコウモリ} ）				CR+EN
			〃（クロオビケ ^{コウモリ} ）				VU
			〃（レンコウモリ）				VU
			〃（モリアブ ^{ラコウモリ} ）				VU
			〃（チチブ ^{コウモリ} ）				LP
			〃（ニホンウサギ ^{コウモリ} ）				VU
			〃（テング ^{コウモリ} ）				NT
4	ウシ	—	ウシ目※6（カモシカ）	特天			要
5	カモ	カモ	ヒシクイ	天		VU	VU
6			オオヒシクイ	天		NT	VU
7			マカ ^ン	天		NT	
8			ホドリ				DD
9	ツル	クイナ	クイナ				NT
10	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU
11	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ				NT
12	チドリ	チドリ	ケリ			DD	NT
13	カ	ミサコ	ミサコ			NT	
14			ハチクマ			NT	VU
15			オジ ^{ロウシ}	天	国内	VU	VU
16			チュウヒ		国内	EN	NT
17			ツミ				DD
18			ハイタカ				NT
19			オオタカ				NT
20			サシバ				VU
21	フクロウ	フクロウ	コミズク				NT
22	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	
23	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	
24		ムシクイ	オオムシクイ			DD	

※1：種名は河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和5年度生物リスト（河川環境データベース 国土交通省 2023年））に準拠した。

※2：重要な動物種の選定基準の区分は以下のとおり。
 (I) 『文化財保護法』(昭和25年法律第214号)
 特天；特別天然記念物 天；天然記念物
 (II) 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）』(平成4年法律第75号)
 国内；国内希少野生動植物 国際；国際希少野生動植物
 (III) 『環境省報道発表資料 環境省レッドリスト2020』(環境省, 2020年3月)の掲載種
 EX；絶滅 EW；野生絶滅 CR+EN；絶滅危惧Ⅰ類 CR；絶滅危惧ⅠA類 EN；絶滅危惧ⅠB類 VU；絶滅危惧Ⅱ類
 NT；準絶滅危惧 DD；情報不足 LP；絶滅のおそれのある地域個体群
 (IV) 『宮城県希少な野生動植物—宮城県レッドリスト2024年版—』(宮城県, 令和6年3月)の掲載種
 EX；絶滅 EW；野生絶滅 CR+EN；絶滅危惧Ⅰ類 VU；絶滅危惧Ⅱ類 NT；準絶滅危惧
 DD；情報不足 LP；絶滅のおそれのある地域個体群 要；要注目種

※3：モグ^ラ科は、ミス^ラモグ^ラの可能性はある。塚や坑道での確認であったため、種を特定するには至らなかった。

※4：ヒナコウモリ科 1は、確認した音声のピーク周波数(20~25kHz)や分布情報より、ヤマコウモリの可能性はある。

※5：ヒナコウモリ科 2は、確認した音声のピーク周波数(40~50kHz)や分布情報より、ヒメオビケ^{コウモリ}、カク^{ヤコウモリ}、クロオビケ^{コウモリ}、レン^{コウモリ}、モリアブ^{ラコウモリ}、チチブ^{コウモリ}、ニホンウサギ^{コウモリ}、テング^{コウモリ}の可能性はある。

※6：ウシ目は、カモシカの可能性はある。確認された足跡の形状や状態によって、種の判別が困難であった場合はウシ目とした。

表 5-10(3) 環境影響評価の結果の概要（動物）(3/10)

項目	内容								
	表 重要な動物種（現地調査）(2/2)								
調査結果の概要	No.	目名	科名	種名 ^{※1}	重要な動物種の選定基準 ^{※2}				
					I	II	III	IV	
	25	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ			NT	NT	
	26			クロサンショウウオ			NT	LP	
	27			イモリ	アカハライモリ			NT	LP
	28	無尾	アカガエル	ヤマアカガエル				NT	
	29			トウキョウダルマガエル			NT	NT	
				無尾目 ^{※3} (タゴガエル)				NT	
				〃 (ムカシツチガエル)				NT	
	30	カマキリ	カマキリ	ウスバカマキリ			DD		
	31	カメムシ	ミスミシ	ホッケミスミシ			NT	NT	
	32			コオイムシ	コオイムシ			NT	NT
	33	チョウ	セリチョウ	ギン仔モンジセリ			NT		
	34	ハエ	ハルカ	ハマダラハルカ			DD		
	35	コウチュウ	ゲンゴロウ	オオイモジシマゲンゴロウ		国内	EN	VU	
	36			ケシゲンゴロウ				NT	
	37			オオミスミシ				NT	
	38			ミスミシ				VU	
	39			コカムシ				DD	
	40			ガムシ				NT	
	41			ケブカツキオオアリ				DD	
	42			モンスメバチ				DD	
	43			ニッポンハナダケバチ				VU	CR+EN
	44			クロマルハバチ				NT	
	45	コイ	トシヨウ	トシヨウ類 ^{※4} (トシヨウ)			NT		
				〃 (キタトシヨウ)				DD	DD
	46	汎有肺	モリアラガイ	モリアラガイ			NT		

※1：種名は河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト(河川環境データベース 国土交通省 2023年)に準拠した。

※2：重要な動物種の選定基準の区分は以下のとおり。
 (I) 『文化財保護法』(昭和25年法律第214号)
 特天；特別天然記念物 天；天然記念物
 (II) 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』(平成4年法律第75号)
 国内；国内希少野生動植物 国際；国際希少野生動植物
 (III) 『環境省報道発表資料 環境省レッドリスト2020』(環境省, 2020年3月)の掲載種
 EX；絶滅 EW；野生絶滅 CR+EN；絶滅危惧I類 CR；絶滅危惧IIA類 EN；絶滅危惧I B類 VU；絶滅危惧II類
 NT；準絶滅危惧 DD；情報不足 LP；絶滅のおそれのある地域個体群
 (IV) 『宮城県の希少な野生動植物—宮城県レッドリスト2024年版—』(宮城県, 令和6年3月)の掲載種
 EX；絶滅 EW；野生絶滅 CR+EN；絶滅危惧I類 VU；絶滅危惧II類 NT；準絶滅危惧
 DD；情報不足 LP；絶滅のおそれのある地域個体群 要；要注目種

※3：無尾目は、タゴガエル、ヤマアカガエル、トウキョウダルマガエル、ムカシツチガエルの可能性がある。ロードキル調査時に確認したが、種の特定はできなかった。

※4：トシヨウは、トシヨウまたはキタトシヨウの可能性がある。

表 5-10(4) 環境影響評価の結果の概要（動物）（4/10）

項目	内容	
予測結果の概要	【最終処分場の設置の工事】	
	【哺乳類】	
	ミスヅメコウモリ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、モグラ科として確認したもの）
	ヤマコウモリ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、夜間に工事は行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科1として確認したもの）
	ヒメホヒゲコウモリ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、夜間に工事は行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	カガヤコウモリ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、夜間に工事は行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	クロホヒゲコウモリ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、夜間に工事は行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	ルンコウモリ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、夜間に工事は行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	モリアブラコウモリ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、夜間に工事は行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	チチヤコウモリ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、夜間に工事は行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	ニホンウサギコウモリ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、夜間に工事は行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	テングコウモリ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、夜間に工事は行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	カモシカ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していること、哺乳類の侵入防止柵を設置したうえで工事を実施することなどから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ウシ目として確認したもの）
	【鳥類】	
	ヒシクイ	造成等による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である水田や河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	オホヒシクイ	造成等による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である水田や河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	マガン	造成等による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である水田や河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ホトトリ	造成等による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	クハ	造成等による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である水田や河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ヨカ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していること、夜間に工事は行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。
ハリオアマツバメ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。	

表 5-10(5) 環境影響評価の結果の概要(動物)(5/10)

項目	内容	
予測結果の概要	【最終処分場の設置の工事】	
	【鳥類】	
	ケ	造成等による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼(調整池)は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ミサゴ	造成等による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な採餌環境である河川は対象事業実施区域内に存在せず、池沼(調整池)も改変しないこと、主な営巣環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ハチクマ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	オジロシ	造成等による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である海岸や河川、湖沼は対象事業実施区域内に存在しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	チュウビ	造成等による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である河川や湖沼などのヨシ原は対象事業実施区域内に存在しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ツミ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ハイカ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	オオカ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、確認された営巣地は[]離れていること、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	サシバ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、主な餌場環境である水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、確認された営巣地は[]離れていること、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	コミズク	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である農耕地(水田・畑地)は対象事業実施区域内に存在しないこと、草地(河川・湖沼)は対象事業実施区域周辺に広く存在すること、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していること、夜間に工事は行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ハヤブサ	造成等による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である河川や海岸及び営巣場所である崖地は対象事業実施区域内に存在せず、池沼(調整池)も改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	サンショウクイ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	オオムシクイ	造成等による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、対象事業実施区域が位置する宮城県では旅鳥であり、本種への影響はないものと予測される。
	【両生類】	
	トホクサンショウクイ	造成等による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、改変区域内において産卵環境である水たまりが消失するものの、改変区域内での同種の確認はなく、対象事業実施区域及びその周辺には広く同様の環境が残されること、池沼(調整池)は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	クロサンショウクイ	造成等による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、改変区域内において産卵環境である水たまりが消失するものの、改変区域内での同種の確認は少なく、対象事業実施区域及びその周辺には広く同様の環境が残されること、池沼(調整池)は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	アカライモリ	造成等による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼(調整池)は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	タゴガエル	造成等による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林(溪流)は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
ヤマアカガエル	造成等による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。	

表 5-10(6) 環境影響評価の結果の概要（動物）（6/10）

項目	内容	
予測結果の概要	【最終処分場の設置の工事】	
	【両生類】	
	トウキョウダマカエル	造成等による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ムカシツカエル	造成等による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	【昆虫類】	
	ウスバカマキリ	造成等による土地の改変に係る影響が考えられるが、主な生息環境である草地の一部が消失するものの、対象事業実施区域及びその周辺に広く存在することから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ホケヅクムシ	造成等による土地の改変、水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	コオイムシ	造成等による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ギン仔モンジセリ	造成等による土地の改変に係る影響が考えられるが、主な生息環境である草地の一部が消失するものの、対象事業実施区域及びその周辺に広く存在することから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ハマダラハルカ	造成等による土地の改変に係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないことから、本種への影響は小さいものと予測される。
	オオイモンジシマゲンゴロウ	造成等による土地の改変、水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ケシゲソゴロウ	造成等による土地の改変、水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である池沼（調整池）は改変しないこと、水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	オオミズスマシ	造成等による土地の改変、水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である池沼（調整池）は改変しないこと、水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ミズスマシ	造成等による土地の改変、水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	コガムシ	造成等による土地の改変、水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である池沼（調整池）は改変しないこと、水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ガムシ	造成等による土地の改変、水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である池沼（調整池）は改変しないこと、水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ケブカツヤオオアリ	造成等による土地の改変に係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林（林縁部）は改変しないことから、本種への影響は小さいものと予測される。
	モンスズメバチ	造成等による土地の改変に係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないことから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ニホソハダガハチ	造成等による土地の改変に係る影響が考えられるが、主な生息環境である海岸・河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、主な営巣場所である砂地の一部が消失するものの、同様の環境は対象事業実施区域及びその周辺に広く存在することから、本種への影響は小さいものと予測される。
	クロマルハバチ	造成等による土地の改変に係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないことから、本種への影響は小さいものと予測される。
	【魚類】	
	ドジョウ類	造成等による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である水田や河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	【底生動物】	
モリアカイ	造成等による土地の改変、水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。	

表 5-10(7) 環境影響評価の結果の概要（動物）（7/10）

項目	内容	
予測結果の概要	【最終処分場の存在・廃棄物の埋立て】	
	【哺乳類】	
	ミスヅクダ	事業実施による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、モグラ科として確認したもの）
	ヤマコウモリ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、廃棄物の埋立作業は夜間行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科1として確認したもの）
	ヒメホヒゲコウモリ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、廃棄物の埋立作業は夜間行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	カガヤコウモリ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、廃棄物の埋立作業は夜間行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	クロホヒゲコウモリ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、廃棄物の埋立作業は夜間行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	ハルコウモリ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、廃棄物の埋立作業は夜間行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	モリアブラコウモリ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、廃棄物の埋立作業は夜間行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	チチヤコウモリ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、廃棄物の埋立作業は夜間行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	ニホンウサギコウモリ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、廃棄物の埋立作業は夜間行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	テングコウモリ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、廃棄物の埋立作業は夜間行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。（※本種は、ヒナコウモリ科2として確認したもの）
	カモシカ	事業実施による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していること、哺乳類の侵入防止柵を設置することから、本種への影響は小さいものと予測される。
	【鳥類】	
	ヒシクイ	事業実施による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である水田や河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	オホシクイ	事業実施による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である水田や河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	マガン	事業実施による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である水田や河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	オトリ	事業実施による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	クイ	事業実施による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である水田や河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ヨカ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していること、廃棄物の埋立作業は夜間行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ハリオアマツバメ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。

表 5-10(8) 環境影響評価の結果の概要(動物)(8/10)

項目	内容	
予測結果の概要	【最終処分場の存在・廃棄物の埋立て】	
	【鳥類】	
	ケ	事業実施による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼(調整池)は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ミサゴ	事業実施による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な採餌環境である河川は対象事業実施区域内に存在せず、池沼(調整池)も改変しないこと、主な営巣環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ハチクマ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	オジロシ	事業実施による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である海岸や河川、湖沼は対象事業実施区域内に存在しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	チュウビ	事業実施による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である河川や湖沼などのヨシ原は対象事業実施区域内に存在しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ツミ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ハイカ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	オオカ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、確認された営巣地は[]離れていること、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	サシバ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、主な餌場環境である水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、確認された営巣地は[]離れていること、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	コミズク	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である農耕地(水田・畑地)は対象事業実施区域内に存在しないこと、草地(河川・湖沼)は対象事業実施区域周辺に広く存在すること、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していること、廃棄物の埋立作業は夜間行わないことから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ハヤブサ	事業実施による土地の改変や建設機械等の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である河川や海岸及び営巣場所である崖地は対象事業実施区域内に存在せず、池沼(調整池)も改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	サンショウクイ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	オムシクイ	事業実施による土地の改変や建設機械の稼働に係る騒音・振動の影響が考えられるが、対象事業実施区域が位置する宮城県では旅鳥であり、本種への影響はないものと予測される。
	【両生類】	
	トホクサンショウクイ	事業実施による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、改変区域内において産卵環境である水たまりが消失するものの、改変区域内での同種の確認はなく、対象事業実施区域及びその周辺には広く同様の環境が残されること、池沼(調整池)は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	クロサンショウクイ	事業実施による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、改変区域内において産卵環境である水たまりが消失するものの、改変区域内での同種の確認は少なく、対象事業実施区域及びその周辺には広く同様の環境が残されること、池沼(調整池)は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	アカライモリ	事業実施による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、水田や湖沼は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼(調整池)は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	タゴガエル	事業実施による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林(溪流)は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
ヤマアカガエル	事業実施による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。	

表 5-10(9) 環境影響評価の結果の概要（動物）（9/10）

項目	内容	
予測結果の概要	【最終処分場の設置の工事】	
	【両生類】	
	トウキョウダマカエル	事業実施による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ムカシツカエル	事業実施による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	【昆虫類】	
	ウスバカマキリ	事業実施による土地の改変に係る影響が考えられるが、主な生息環境である草地の一部が消失するものの、対象事業実施区域及びその周辺に広く存在することから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ホッケミズシ	事業実施による土地の改変や水の濁り、夜間の照明に係る影響が考えられるが、主な生息環境である池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していること、施設の夜間照明は必要最低限とすることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	コイムシ	事業実施による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ギン仔モンシセリ	事業実施による土地の改変に係る影響が考えられるが、主な生息環境である草地の一部が消失するものの、対象事業実施区域及びその周辺に広く存在することから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ハマダラハルカ	事業実施による土地の改変に係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないことから、本種への影響は小さいものと予測される。
	オイ仔モンシマゲンゴロウ	事業実施による土地の改変や水の濁り、夜間の照明に係る影響が考えられるが、主な生息環境である池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していること、施設の夜間照明は必要最低限とすることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ケンゲンゴロウ	事業実施による土地の改変や水の濁り、夜間の照明に係る影響が考えられるが、主な生息環境である池沼（調整池）は改変しないこと、水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していること、施設の夜間照明は必要最低限とすることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	オオミズスマシ	事業実施による土地の改変や水の濁り、夜間の照明に係る影響が考えられるが、主な生息環境である池沼（調整池）は改変しないこと、水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していること、施設の夜間照明は必要最低限とすることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ミズスマシ	事業実施による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	コガムシ	事業実施による土地の改変や水の濁り、夜間の照明に係る影響が考えられるが、主な生息環境である池沼（調整池）は改変しないこと、水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していること、施設の夜間照明は必要最低限とすることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ガムシ	事業実施による土地の改変や水の濁り、夜間の照明に係る影響が考えられるが、主な生息環境である池沼（調整池）は改変しないこと、水田は対象事業実施区域内に存在しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していること、施設の夜間照明は必要最低限とすることから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ケブカツヤオアリ	事業実施による土地の改変に係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林（林縁部）は改変しないことから、本種への影響は小さいものと予測される。
	モンスズメバチ	事業実施による土地の改変に係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないことから、本種への影響は小さいものと予測される。
	ニホソハナダガバチ	事業実施による土地の改変に係る影響が考えられるが、主な生息環境である海岸・河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、主な営巣場所である砂地の一部が消失するものの、同様の環境は対象事業実施区域及びその周辺に広く存在することから、本種への影響は小さいものと予測される。
	クロマルハバチ	事業実施による土地の改変に係る影響が考えられるが、主な生息環境である樹林は改変しないことから、本種への影響は小さいものと予測される。
【魚類】		
ドジョウ類	事業実施による土地の改変や水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である水田や河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。	
【底生動物】		
モリアカイ	事業実施による土地の改変、水の濁りに係る影響が考えられるが、主な生息環境である河川は対象事業実施区域内に存在しないこと、池沼（調整池）は改変しないこと、建設機械は土取場の作業として現在も稼働していることから、本種への影響は小さいものと予測される。	

表 5-10(10) 環境影響評価の結果の概要（動物）（10/10）

項目	内容
環境 保 全 措 置	<p>【最終処分場の設置の工事】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前に工事個所の近傍にて重要な動物種の繁殖行動等が確認された場合、必要に応じ専門家の指導を受け、対応策を講じる。 ・工事に使用する建設機械は可能な限り低騒音型の採用に努め、鳥類等の生息環境に配慮する。 ・対象事業実施区域内の工事用道路では、資材等の運搬車両は <u>30km/h</u> 以下の低速走行を励行し、運転者には哺乳類等のロードキルや鳥類との衝突に注意するように指導を行う。また、工事関係者に対しては、改変区域外への必要以上の立ち入りを制限し、樹林地や草地の踏み荒らしが無いように保全に努める。 ・既存の沈砂池の活用や必要に応じて仮設沈殿槽（ノッチタンクなど）を設置する。
	<p>【最終処分場の存在】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・外周に侵入防止柵を設置することにより、埋立地への哺乳類の誤侵入を防止する。 ・施設の窓ガラスはブラインドを設置し、鳥類が誤って衝突しないような低反射型のガラスの採用を行うなどの対策を行う。
評 価 の 概 要	<p>【廃棄物の埋立て】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する建設機械は可能な限り低騒音型の採用に努め、鳥類等の生息環境に配慮する。 ・廃棄物運搬車両等の運転手に、場外では交通ルール順守、場内では <u>30km/h</u> 以下の低速走行を励行し、哺乳類等のロードキルや鳥類との衝突に注意するように協力を依頼する。 ・動物の餌となる残飯等のゴミにより動物が誘引されないよう屋外のゴミ置き場の管理を徹底する。
	<p>【最終処分場の設置の工事】</p>
	<p>(7) 回避低減に係る評価</p> <p>最終処分場の設置の工事による動物への影響は、動物の主な生息環境である樹林や調整池・ため池は改変しないこと、水田などの農耕地や河川等は対象事業実施区域内に存在しないこと、現在も土砂採取場の作業として建設機械が稼働していることなどから、小さいものと予測された。</p> <p>本事業では、最終処分場の設置の工事による動物への影響を低減するため、低騒音型機械の採用、濁水の流出対策等を行うといった環境保全措置を行う。</p>
<p>【最終処分場の存在】</p>	
<p>(7) 回避低減に係る評価</p> <p>最終処分場の存在による動物への影響は、動物の主な生息環境である樹林や調整池・ため池は改変しないこと、水田などの農耕地や河川等は対象事業実施区域内に存在しないこと、施設の夜間照明を必要最低限とすることなどから、小さいものと予測された。</p> <p>本事業では、最終処分場の設置の工事による動物への影響を低減するため、侵入防止柵の設置、鳥類の衝突の防止対策等を行うといった環境保全措置を行う。</p>	
<p>【廃棄物の埋立て】</p>	
<p>(7) 回避低減に係る評価</p> <p>廃棄物の埋立てによる動物への影響は、動物の主な生息環境である樹林や調整池・ため池は改変しないことや水田などの農耕地や河川等は対象事業実施区域内に存在しないこと、現在も土砂採取場の作業として建設機械が稼働していることなどから、小さいものと予測された。</p> <p>本事業では、最終処分場の設置の工事による動物への影響を低減するため、廃棄物の即日覆土の実施や侵入防止柵の設置、低騒音型建設機械の採用等を行うといった環境保全措置を行う。</p>	

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-11(1) 環境影響評価の結果の概要（植物）（1/5）

項目		内容										
調査結果の概要	(1) 植物相調査結果の概要											
	植物相調査結果の概要は、下記に示すとおりである。											
	現地調査の結果、125科 688種（春季では96科 342種、初夏季では110科 488種、夏季では114科 461種、秋季では106科 439種）の植物が確認された。											
	どの調査時期も対象事業実施区域内より対象事業実施区域外で多くの種が確認されている。対象事業実施区域内は外来種草原や、造成地等が全体の4割以上を占めており、人為的影響を受けている範囲が大きい。対して対象事業実施区域外は樹林帯や水田、畑、農業水路等多くの生育環境があったため、確認種数は多くなったと考えられる。											
	表 植物相の確認状況（現地調査）											
	区分		春季		初夏季		夏季*		秋季		計	
			科数	種数	科数	種数	科数	種数	科数	種数	科数	種数
	シダ植物		11	31	11	36	10	34	12	40	12	47
	種子植物	裸子植物	2	4	3	6	3	5	3	5	3	6
		被子植物	基部被子植物	4	5	5	6	5	6	5	6	6
単子葉植物			17	62	19	106	20	103	17	95	21	162
真正双子葉植物			62	240	72	334	76	313	69	293	83	466
計		96科	342種	110科	488種	114科	461種	106科	439種	125科	688種	
※：夏季調査の種数には、植生調査時に確認した種も含む。												
(2) 植生調査結果の概要												
調査範囲の群落及び土地利用形式は22区分となった。												
対象事業実施区域内はコナラ群落、スギ植林が分布しており、造成地の周囲では、ススキ群落やセイタカアワダチソウ群落を確認された。対象事業実施区域外では、コナラ群落、スギ植林が広く分布し、南側にはアカマツ群落を確認された他、北側及び東側に位置する太陽光発電、造成地の周辺では対象事業実施区域内と同様にススキ群落やセイタカアワダチソウ群落を確認された。												

表 5-11(2) 環境影響評価の結果の概要（植物）(2/5)

項目	内容																																																																																																																			
調査結果の概要	<p>(3) 重要な植物種及び注目すべき生育地の分布、生育の概況及び生育環境の概況 重要な植物種は、下表に示すとおり 10 科 11 種が確認された。</p> <p style="text-align: center;">表 重要な植物種（現地調査）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">科名</th> <th rowspan="2">種名^{※1}</th> <th colspan="4">重要な動物種の選定基準^{※2}</th> </tr> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>メンタ^ク</td> <td>ホリハ^クイヌワラビ^ク</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>NT</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ヒルムシロ</td> <td>イトモ</td> <td></td> <td></td> <td>NT</td> <td>NT</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3</td> <td rowspan="4">ラン</td> <td>キンセイラン</td> <td></td> <td></td> <td>VU</td> <td>CR+EN</td> </tr> <tr> <td>エビ^クネ属^{※3} (エビ^クネ)</td> <td></td> <td></td> <td>NT</td> <td>VU</td> </tr> <tr> <td>〃 (キンセイラン)</td> <td></td> <td></td> <td>VU</td> <td>CR+EN</td> </tr> <tr> <td>〃 (ナツエビ^クネ)</td> <td></td> <td></td> <td>VU</td> <td>CR+EN</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〃 (サルメンエビ^クネ)</td> <td></td> <td></td> <td>VU</td> <td>CR+EN</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>ジカ^クハチソウ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>NT</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>カヤツリグサ</td> <td>ジ^クョウロウスガ^ク</td> <td></td> <td></td> <td>VU</td> <td>VU</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>イネ</td> <td>ヒメコスカグサ</td> <td></td> <td></td> <td>NT</td> <td>NT</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>タコノアシ</td> <td>タコノアシ</td> <td></td> <td></td> <td>NT</td> <td>NT</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>タデ</td> <td>ヤギ^クヌカホ^ク</td> <td></td> <td></td> <td>VU</td> <td>NT</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>キョウチクトウ</td> <td>スズ^クサイコ</td> <td></td> <td></td> <td>NT</td> <td>VU</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>キキョウ</td> <td>キキョウ</td> <td></td> <td></td> <td>VU</td> <td>NT</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>キク</td> <td>ムラサキニガナ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>NT</td> </tr> </tbody> </table>						No.	科名	種名 ^{※1}	重要な動物種の選定基準 ^{※2}				I	II	III	IV	1	メンタ ^ク	ホリハ ^ク イヌワラビ ^ク				NT	2	ヒルムシロ	イトモ			NT	NT	3	ラン	キンセイラン			VU	CR+EN	エビ ^ク ネ属 ^{※3} (エビ ^ク ネ)			NT	VU	〃 (キンセイラン)			VU	CR+EN	〃 (ナツエビ ^ク ネ)			VU	CR+EN			〃 (サルメンエビ ^ク ネ)			VU	CR+EN	4		ジカ ^ク ハチソウ				NT	5	カヤツリグサ	ジ ^ク ョウロウスガ ^ク			VU	VU	6	イネ	ヒメコスカグサ			NT	NT	7	タコノアシ	タコノアシ			NT	NT	8	タデ	ヤギ ^ク ヌカホ ^ク			VU	NT	9	キョウチクトウ	スズ ^ク サイコ			NT	VU	10	キキョウ	キキョウ			VU	NT	11	キク	ムラサキニガナ				NT
	No.	科名	種名 ^{※1}	重要な動物種の選定基準 ^{※2}																																																																																																																
				I	II	III	IV																																																																																																													
	1	メンタ ^ク	ホリハ ^ク イヌワラビ ^ク				NT																																																																																																													
	2	ヒルムシロ	イトモ			NT	NT																																																																																																													
	3	ラン	キンセイラン			VU	CR+EN																																																																																																													
			エビ ^ク ネ属 ^{※3} (エビ ^ク ネ)			NT	VU																																																																																																													
			〃 (キンセイラン)			VU	CR+EN																																																																																																													
			〃 (ナツエビ ^ク ネ)			VU	CR+EN																																																																																																													
			〃 (サルメンエビ ^ク ネ)			VU	CR+EN																																																																																																													
	4		ジカ ^ク ハチソウ				NT																																																																																																													
	5	カヤツリグサ	ジ ^ク ョウロウスガ ^ク			VU	VU																																																																																																													
6	イネ	ヒメコスカグサ			NT	NT																																																																																																														
7	タコノアシ	タコノアシ			NT	NT																																																																																																														
8	タデ	ヤギ ^ク ヌカホ ^ク			VU	NT																																																																																																														
9	キョウチクトウ	スズ ^ク サイコ			NT	VU																																																																																																														
10	キキョウ	キキョウ			VU	NT																																																																																																														
11	キク	ムラサキニガナ				NT																																																																																																														
<p>※1：種名及び分類順等は、「河川水辺の国勢調査のための生物リストー令和5年度版ー」（国土交通省）に準拠した。</p> <p>※2：重要な動物種の選定基準の区分は以下のとおり。</p> <p>(I) 『文化財保護法』（昭和25年法律第214号） 特天；特別天然記念物 天；天然記念物</p> <p>(II) 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）』（平成4年法律第75号） 国内；国内希少野生動植物 国際；国際希少野生動植物</p> <p>(III) 『環境省報道発表資料 環境省レッドリスト2020』（環境省，2020年3月）の掲載種 EX；絶滅 EW；野生絶滅 CR+EN；絶滅危惧I類 CR；絶滅危惧II類 EN；絶滅危惧I B類 VU；絶滅危惧II類 NT；準絶滅危惧 DD；情報不足 LP；絶滅のおそれのある地域個体群</p> <p>(IV) 『宮城県の希少な野生動植物ー宮城県レッドリスト2024年版ー』（宮城県，令和6年3月）の掲載種 EX；絶滅 EW；野生絶滅 CR+EN；絶滅危惧I類 VU；絶滅危惧II類 NT；準絶滅危惧 DD；情報不足 LP；絶滅のおそれのある地域個体群 要；要注目種</p> <p>※3：「宮城県野生植物目録2022〔電子版〕」（宮城植物の会，2022年）及び「宮城県の希少な野生動植物ー宮城県レッドリスト2024年版ー」（宮城県，2024年）の分布情報から、エビネ、キンセイラン、ナツエビネ、サルメンエビネの4種のいずれかである可能性が高い。</p>																																																																																																																				
<p>(4) 重要な植物群落</p> <p>現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺の調査範囲内において、「第3回自然環境保全基礎調査」（環境庁，1989年）で指定されている特定植物群落や「宮城県の希少な野生動植物ー宮城県レッドリスト2024年版ー」（宮城県，令和6年）に掲載された植物群落は存在しなかった。</p>																																																																																																																				

表 5-11(3) 環境影響評価の結果の概要(植物)(3/5)

項目	内容
予測結果の概要	【最終処分場の設置の工事】
	ホソバ イヌワラビ 本種の確認地点は改変区域外であるため、最終処分場の設置の工事による直接的な影響はないものと予測する。また、本種の生育環境は水辺ではないことから、濁水が発生した場合でも生育環境への影響はないものと予測する。
	トモ 本種の確認地点は改変区域外であるため、最終処分場の設置の工事による直接的な影響はないものと予測する。また、濁水が発生した場合でも、本種の確認地点である沈砂池は、採砂場として現在も濁水を処理しているものであり、最終処分場の設置の工事により環境が大きく変わるものではないことから、影響は小さいものと予測する。
	キンセイヤ 本種の確認地点は改変区域外であるため、最終処分場の設置の工事による直接的な影響はないものと予測する。また、本種の生育環境は水辺ではないことから、濁水が発生した場合でも生育環境への影響はないものと予測する。
	ヒメネ属 本種の確認地点は改変区域外であるため、最終処分場の設置の工事による直接的な影響はないものと予測する。また、本種の生育環境は水辺ではないことから、濁水が発生した場合でも生育環境への影響はないものと予測する。
	ジガバチソウ 本種の確認地点は改変区域外であるため、最終処分場の設置の工事による直接的な影響はないものと予測する。また、本種の生育環境は水辺ではないことから、濁水が発生した場合でも生育環境への影響はないものと予測する。
	ジョウロウスガ 本種の確認地点は改変区域外であるため、最終処分場の設置の工事による直接的な影響はないものと予測する。また、濁水が発生した場合でも、本種の確認地点である湿地には、既存の沈砂池を通して流れ込むものであり、直接流入するものではないことから、影響は小さいものと予測する。
	ヒメオスカゲサ 本種の確認地点は改変区域外であるため、最終処分場の設置の工事による直接的な影響はないものと予測する。また、濁水が発生した場合でも、本種の確認地点である湿地には、既存の沈砂池を通して流れ込むものであり、直接流入するものではないことから、影響は小さいものと予測する。
	タコノアシ 本種の確認地点は改変区域外であるため、最終処分場の設置の工事による直接的な影響はないものと予測する。また、濁水が発生した場合でも、本種の確認地点である沈砂池及び湿地には、既存の沈砂池を通して流れ込むものであり、直接流入するものではないことから、影響は小さいものと予測する。
	ヤナギヌカホ 本種の確認地点は改変区域外であるため、最終処分場の設置の工事による直接的な影響はないものと予測する。また、濁水が発生した場合でも、本種の確認地点である湿地は、改変区域が集水域外であることから濁水や土砂が流入しないため影響は小さいものと予測する。
	スズサイロ 本種の確認地点は改変区域外であるため、最終処分場の設置の工事による直接的な影響はないものと予測する。また、本種の生育環境は水辺ではないことから、濁水が発生した場合でも生育環境への影響はないものと予測する。
	キキョウ 本種の確認地点は改変区域外であるため、最終処分場の設置の工事による直接的な影響はないものと予測する。また、本種の生育環境は水辺ではないことから、濁水が発生した場合でも生育環境への影響はないものと予測する。
ムラサキニガナ 本種の確認地点は改変区域外であるため、最終処分場の設置の工事による直接的な影響はないものと予測する。また、本種の生育環境は水辺ではないことから、濁水が発生した場合でも生育環境への影響はないものと予測する。	

表 5-11(4) 環境影響評価の結果の概要 (植物) (4/5)

項目	内容
予測結果の概要	<p>【最終処分場の存在】</p>
	<p>ホリバ イリテ^① 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、確認地点はいずれも 変更区域から十分離れた林内であることから、本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p>
	<p>イトモ 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、本種の確認地点であ る3箇所^②の池のうち、対象事業実施区域内2箇所^③の沈砂池は、近傍の変更区域で地形改変を行うもの でなく、樹木伐採や建物等の構造物の計画もないことから、日照条件が変化することはない。変更区 域の土地利用変化はあるが、沈砂池に流入する水量についてはほとんど変化しないことから、水分条 件の変化もなく、本種への生育環境への影響は少ないと予測する。</p>
	<p>キンセレン 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、確認地点はいずれも 変更区域から十分離れた林内であることから、本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p>
	<p>エビネ属 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、確認地点はいずれも 変更区域より標高の高い林内であり、変更区域からも十分離れていることから、本種の生育環境に与 える影響はないものと予測する。</p>
	<p>ジガバチヨウ 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、確認地点は変更区域 から十分離れた林内であることから、本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p>
	<p>ジョウロウスゲ 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、本種の確認地点であ るため池周辺の湿地は、近傍の変更区域で地形改変を行うものでなく、樹木伐採や建物等の構造物の 計画もないことから、日照条件が変化することはない。また、変更区域が湿地の集水域外であり、対 象事業実施区域からの排水が流入することはないことから、水分条件の変化もなく、本種の生育環境 に与える影響はないものと予測する。</p>
	<p>ヒメオスカグサ 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、本種の確認地点であ るため池周辺の湿地は、近傍の変更区域で地形改変を行うものでなく、樹木伐採や建物等の構造物の 計画もないことから、日照条件が変化することはない。また、変更区域が湿地の集水域外であり、対 象事業実施区域からの排水が流入することはないことから、水分条件の変化もなく、本種の生育環境 に与える影響はないものと予測する。</p>
	<p>タコノアシ 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、本種の確認地点であ るため池周辺の湿地は、近傍の変更区域で地形改変を行うものでなく、樹木伐採や建物等の構造物の 計画もないことから、日照条件が変化することはない。また、対象事業実施区域外2箇所^④の湿地は、 変更区域が湿地の集水域外であり、対象事業実施区域からの排水が流入することはないことから、水 分条件の変化もなく、本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。対象事業実施区域内1箇 所の湿地は、変更区域から流入する水量が変化する可能性があるが、地形改変量は小さく、舗装も一 部であることから、水分条件の変化は小さく、本種の生育環境に与える影響は小さいものと予測する。</p>
	<p>ヤギノスカボ^⑤ 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、本種の確認地点であ る湿地は、変更区域から十分離れていることや、変更区域が集水域外であることから、本種の生育環 境に与える影響はないものと予測する。</p>
	<p>スズサイコ 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、確認地点はいずれも 変更区域から十分離れていることから、本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p>
	<p>キキョウ 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、本種の確認地点のう ち2箇所^⑥は、変更区域より標高の高い尾根上であること、1箇所は変更区域から十分離れていること から、本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p>
<p>ムラサキニカナ 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、確認地点はいずれも 変更区域から十分離れた林内であることから、本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p>	
<p>【重要な植物群落】 重要な植物群落は、対象事業実施区域及びその周辺で確認されなかったため、最終処分場の設置の 工事ならびに最終処分場の存在による影響はないものと予測する。</p>	

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-11 (5) 環境影響評価の結果の概要（植物）(5/5)

項目	内容
環境 保 全 措 置	【最終処分場の設置の工事】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置き土砂は、必要に応じてシート等で覆い濁水発生の抑制及び粉じんの発散の防止に努める。 ・ 既存の沈砂池の活用や必要に応じて仮設沈殿槽（ノッチタンクなど）を設置して濁水による影響の低減を図る。
	【最終処分場の存在】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹林の伐採は行わずに現況地形等を最大限活用し、変数量の最小化に努める。
評 価 の 概 要	【最終処分場の設置の工事】
	<p>(7) 回避低減に係る評価</p> <p>最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による植物への影響は、重要種の確認地点が全て改変区域外であること、現在も土砂採取場の作業として建設機械が稼働していることや沈砂池等をそのまま利用する計画としていることなどから、小さいものと予測された。</p> <p>本事業では、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による植物への影響を低減するため、仮置き土砂のシート等による被覆、既存の沈砂池の活用等を行うといった環境保全措置を行う。</p>
	【最終処分場の存在】
	<p>(7) 回避低減に係る評価</p> <p>最終処分場の存在による植物への影響は、生育地が改変区域や建物から十分離れていることや樹林を伐採しないことなどから、日照条件の変化はないものと予測された。また、生育地が改変区域の集水域外に位置していることや既存の沈砂池により濁水の直接的な影響がないことなどから、水分条件の変化は小さいまたはないものと予測された。</p> <p>本事業では、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による植物への影響を低減するため、変数量の最小化を行うといった環境保全措置を行う。</p>

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-12(1) 環境影響評価の結果の概要（生態系）(1/4)

項目	内容
調査結果の概要	<p>(1) 動植物その他の自然環境に係る状況</p> <p>動植物調査結果をもとに植生及び地形等に注目して、生態系類型区分を行った結果、対象事業実施区域及びその周辺の自然環境は7つ区分された。また、動植物調査結果を踏まえて作成した種及び群集の生態的役割や相互関係、生物多様性を把握するため、各生態系類型を構成する主な生物種をまとめ、生態系類型区分をもとに作成した主要な生物分布模式図及び生物相互間の捕食・被食に関する既存の知見に基づき作成した食物連鎖図を作成した。</p> <p>図 模式図</p> <p>図 食物連鎖図</p>

表 5-12(2) 環境影響評価の結果の概要（生態系）(2/4)

項目	内容														
調査結果の概要	(2) 注目種・群集に着目した生態系の詳細														
	<p>対象事業実施区域及びその周辺における地域の生態系への影響を把握するため、調査地域に適する「上位性」、「典型性」、「特殊性」の観点から注目種を抽出した。抽出に当たっては、調査地域に適するようそれぞれ評価基準を設定し、検討を行った。選定結果は下表に示すとおりである。</p> <p>なお、対象事業実施区域及びその周辺には特殊な環境が存在しないため選定しなかった。</p>														
	<p>表 抽出した注目種・群集とその理由</p>														
	抽出の観点	注目種・群集	<p style="text-align: center;">類型区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">A 二次林</td> <td style="width: 10%;">B 植林地</td> <td style="width: 10%;">C 草原・低木林</td> <td style="width: 10%;">D 市街地等</td> <td style="width: 10%;">E 河辺・湿原</td> <td style="width: 10%;">F 耕作地等</td> <td style="width: 10%;">G 河川・湖沼</td> </tr> </table>						A 二次林	B 植林地	C 草原・低木林	D 市街地等	E 河辺・湿原	F 耕作地等	G 河川・湖沼
A 二次林	B 植林地	C 草原・低木林	D 市街地等	E 河辺・湿原	F 耕作地等	G 河川・湖沼									
上位性	猛禽類 (オオタカ)	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・オオタカ等の猛禽類の多くは行動圏が広く、中小型の哺乳類、中小型の鳥類、爬虫類、両生類等を捕食する生態系の高次消費者である。 ・対象事業実施区域と生息環境との関係によっては影響が及ぶこと、猛禽類に関する既存の知見が比較的豊富であること等から注目種として選定した。 なお、オオタカの他にノスリ・キツネが上位性の注目種・群集の候補種に挙げられたが、ノスリはオオタカと同じ猛禽類であり、営巣環境を取り合う事が多いこと、ノスリに比べオオタカのほうが比較的多様な餌資源に対応していること、ノスリは一般種でありオオタカは重要種にリストアップされること（環境省RL：NT、宮城県RL：NT）、キツネはオオタカの餌の対象となること等から、方法書で上位性を代表する注目種としてオオタカを選定した。 						
典型性	草地性鳥類 (ホオジロ)			○					<ul style="list-style-type: none"> ・本事業によって改変される類型区分は主にC(草原・低木林)であり、草地性鳥類に影響が及ぶ可能性があることから選定した。 						
特殊性	—	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な環境が存在しないため選定しない。 						

表 5-12(3) 環境影響評価の結果の概要（生態系）(3/4)

項目	内容	
予測結果の概要	【最終処分場の設置の工事】	
	【上位性】 オオタカ	最終処分場の設置の工事によるオオタカへの影響の要因としては、営巣中心域での改変、工事から発生する音や作業員の存在による繁殖への環境圧が挙げられる。本事業における工事では、営巣中心域は改変せず、高度利用域の土地利用についてもほとんど改変しない。また、営巣場所から[]離れており工事箇所は営巣場所から直接視認できないことから、工事による音や作業員の存在による繁殖への環境圧はほとんどないものと考えられる。よって、最終処分場の設置の工事が本種へ及ぼす影響は小さいものと予測する。
	【典型性】 草地性鳥類 ：ホヅロ	最終処分場の設置の工事による草地性鳥類への影響の要因としては、土地利用の改変による生息地や餌資源の減少や工事車両や作業員の存在による環境圧が挙げられる。本事業における工事では、調査対象区域内の草地・低木林の 36.7%を改変するが同様の環境は広く周辺に存在する。また、工事関係車両の場内での走行を鳥類が回避しやすい 30km/h 以下を推奨することとしている。よって、最終処分場の設置の工事が本種へ及ぼす影響は小さいものと予測する。
	【最終処分場の存在】	
	【上位性】 オオタカ	最終処分場の存在によるオオタカへの影響の要因としては、高度利用域の土地利用の変化による餌資源の減少が挙げられる。本事業では高度利用域の土地利用についてもほとんど改変しない。よって、最終処分場の存在が本種へ及ぼす影響は小さいものと予測する。
	【典型性】 草地性鳥類 ：ホヅロ	最終処分場の存在による草地性鳥類への影響の要因としては、土地利用の変化による餌資源の減少が挙げられる。本事業では調査対象区域内の草地・低木林の 36.7%を改変するが同様の環境は広く周辺に存在する。また、餌資源調査結果においても対象事業実施区域外が区域内よりもより餌資源が豊富であるとの結果となっている。よって、最終処分場の存在が本種へ及ぼす影響は小さいものと予測する。
	【廃棄物の埋立て】	
	【上位性】 オオタカ	廃棄物の埋立てによるオオタカへの影響の要因としては、廃棄物や覆土材の運搬、埋立作業の音や作業員の存在による環境圧が挙げられる。営巣場所から[]離れており工事箇所は営巣場所から直接視認できないこと、土砂採取業が現状で稼働している範囲以外では廃棄物の埋立てなどの作業を実施しないことから、廃棄物や覆土材の運搬、埋立作業の音や作業員の存在による繁殖への環境圧はほとんどないものと考えられる。よって、廃棄物の埋立てが本種へ及ぼす影響は小さいものと予測する。
【典型性】 草地性鳥類 ：ホヅロ	廃棄物の埋立てによる草地性鳥類の影響の要因としては、廃棄物や覆土材の運搬、埋立作業や作業員の存在による環境圧が挙げられる。本事業における廃棄物の埋立てでは、廃棄物の運搬車両等の場内での走行を、鳥類が回避しやすい 30km/h 以下を推奨することとしている。また、作業員については、事業地内であっても周辺部の草地等にはみだりに入らないように指導を行うこととしている。以上から、埋立作業の音や作業員の存在による繁殖への環境圧はほとんどないものと考えられる。よって、廃棄物の埋立てが本種へ及ぼす影響は小さいものと予測する。	
環境保全措置	【最終処分場の設置の工事】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する機械は、可能な限り低騒音型の機械の採用に努める。 ・対象事業実施区域内の工事用道路では、資材等の運搬車両は 30km/h 以下の低速走行を励行し、運転者には哺乳類等のロードキルや鳥類との衝突に注意するように指導を行う。 ・工事関係者に対しては、改変区域外への必要以上の立ち入りを制限し、樹林地や草地の踏み荒らしが無いように保全に努める。 ・動物の餌となる残飯等のゴミにより動物が誘引されないよう屋外のゴミ置き場の管理を徹底する。 	
	【最終処分場の存在】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の餌となる残飯等のゴミにより動物が誘引されないよう屋外のゴミ置き場の管理を徹底する。 ・施設の窓ガラスはブラインドを設置し、鳥類が誤って衝突しないような低反射型のガラスの採用を行うなどの対策を行う。 	
	【廃棄物の埋立て】	
<ul style="list-style-type: none"> ・場内通路では、廃棄物の運搬車両は 30km/h 以下の低速走行を励行し、運転者には哺乳類等のロードキルや鳥類との衝突に注意するように指導を行う。 ・関係者に対しては、必要な区域以外への立ち入りを制限し、樹林地や草地の踏み荒らしが無いように保全に努める。 ・動物の餌となる残飯等のゴミにより動物が誘引されないよう屋外のゴミ置き場の管理を徹底する。 		

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-12(4) 環境影響評価の結果の概要（生態系）(4/4)

項目	内容
評価の概要	<p>【最終処分場の設置の工事】</p>
	<p>(7) 回避低減に係る評価 最終処分場の設置の工事による生態系への影響は、上位性（オオタカ）については、営巣中心域を改変しないこと及び高度利用域の土地利用についてもほとんど改変しないこと、工事箇所は営巣場所から直接視認できないこと、典型性（草地性鳥類：ホオジロ）については、対象事業実施区域内の草地・低木林の36.7%を改変するものの同様の環境が周辺に広く存在することなどから、小さいものと予測された。 本事業では、最終処分場の設置の工事による生態系への影響を低減するため、低騒音型の建設機械の採用、車両運転者への指導等を行うといった環境保全措置を行う。</p>
	<p>【最終処分場の存在】</p>
	<p>(7) 回避低減に係る評価 最終処分場の存在による生態系への影響は、上位性（オオタカ）については、高度利用域の土地利用や利用形態がほとんど変わらないこと、典型性（草地性鳥類：ホオジロ）については、対象事業実施区域内の草地・低木林の36.7%を改変するものの同様の環境が周辺に広く存在すること及び調査結果から餌資源は対象事業実施区域外のほうが区域内よりも豊富であると推察されることから、小さいものと予測された。 本事業では、最終処分場の設置の工事による生態系への影響を低減するため、廃棄物等の管理徹底、鳥類の衝突防止対策を行うといった環境保全措置を行う。</p>
	<p>【廃棄物の埋立て】</p>
	<p>(7) 回避低減に係る評価 廃棄物の埋立てによる生態系への影響は、上位性（オオタカ）については、営巣場所から埋立箇所は直接視認できないこと、典型性（草地性鳥類：ホオジロ）については、埋め立て運搬作業時の各種の配慮を行うことから、小さいものと予測された。 本事業においては、廃棄物の埋立てによる生態系への影響を低減させるため、廃棄物運搬車両等の運転手への教育、廃棄物等の管理徹底等を行うといった環境保全措置を行う。</p>

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-13 (1) 環境影響評価の結果の概要 (景観) (1/2)

項目	内容			
調査結果の概要	(1) 主要な眺望景観・圍繞景観の状況			
	眺望点は、下記の表に示す9地点を選定し、現地踏査（展葉期，落葉期）による特性および利用状況の整理，写真撮影による眺望の状況の把握，目視確認を実施した。			
	表 調査地点（景観）			
		地点	対象事業実施区域からの距離と区分	地点の概要
	St1	支倉常長メモリアルパーク	約1,400m	圍繞景観
	St2	夢実の国 ^{※1}	約1,600m	圍繞景観
	St3	道の駅「おおさと」大郷ふるさとプラザ	約2,900m	眺望景観
	St4	パストラル「緑の郷」 ^{※2}	約2,800m	眺望景観
	St5	鶴巣教育ふれあいセンター	約2,700m	眺望景観
	St6	大平地区	約1,000m	圍繞景観
St7	太田地区	約1,500m	圍繞景観	
St8	幕柳地区	約300m	圍繞景観	
St9	粕川地区 ウォーキングコース	約4,400m	眺望景観	
※1：St2は，令和5年6月にて閉鎖された。 ※2：St4は，令和6年10月にて休業となった。				
予測結果の概要	【最終処分場の存在】			
	表 主要な眺望点からの景観の変化の予測結果			
		地点	眺望景観の変化	
	St1	支倉常長メモリアルパーク	対象事業実施区域は，調査地点西側の尾根の向こうとなり，視認することができない。よって，眺望景観に変化は生じないものと予測する。	
	St2	夢実の国 ^{※1}	対象事業実施区域は，調査地点西側の尾根の向こうとなり，視認することができない。よって，眺望景観に変化は生じないものと予測する。	
	St3	道の駅「おおさと」大郷ふるさとプラザ	対象事業実施区域は，区域北東側の丘陵に遮られ，視認することができない。よって，眺望景観に変化は生じないものと予測する。	
	St4	パストラル「緑の郷」 ^{※2}	対象事業実施区域は，区域西側の丘陵に遮られ，視認することができない。よって，眺望景観に変化は生じないものと予測する。	
	St5	鶴巣教育ふれあいセンター	対象事業実施区域は，区域北西側の丘陵に遮られ，視認することができない。よって，眺望景観に変化は生じないものと予測する。	
	St6	大平地区	対象事業実施区域は，区域北側の民間工場敷地に遮られ，視認することができない。よって，眺望景観に変化は生じないものと予測する。	
	St7	太田地区	対象事業実施区域は，区域西側の丘陵に遮られ，視認することができない。よって，眺望景観に変化は生じないものと予測する。	
St8	幕柳地区	対象事業実施区域は，調査地点東側の尾根の向こうとなり，視認することができない。よって，眺望景観に変化は生じないものと予測する。		
St9	粕川地区 ウォーキングコース	対象事業実施区域は，区域北東側の丘陵に遮られ，視認することができない。よって，眺望景観に変化は生じないものと予測する。		
※1：St2は，令和5年6月にて閉鎖されたが，令和6年10月の段階で施設は現存していることから，今後再開することを想定し予測は実施した。				
※2：St4は，令和6年10月から休業となったが，令和6年10月の段階で施設は現存していることから，今後再開することを想定し予測は実施した。				
環境保全措置	【最終処分場の存在】			
	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の周囲に位置する既存森林は伐採せずに可能な限り残置する計画とし，稜線への影響がないようにする。 構造物等については，周辺の自然環境に対して，著しく突出しないよう計画する。 			

※下線部は，準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-13 (2) 環境影響評価の結果の概要 (景観) (2/2)

項目	内容
評価の概要	【最終処分場の存在】
	<p>(7) 回避低減に係る評価</p> <p>最終処分場の存在による景観への影響は、眺望点から対象事業実施区域を視認できないことから、眺望景観の変化が生じないと予測された。</p> <p>本事業においては、眺望の変化が生じないことから影響は回避されていると評価されるが、最終処分場の存在による景観への影響をより低減するため、周辺樹林の残置、構造物の形状等の配慮を行うことにより、対象事業実施区域の施設等の視認性に配慮するといった環境保全措置を行う。</p>

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-14(1) 環境影響評価の結果の概要（人と自然との触れ合いの活動の場）（1/4）

項目	内容						
調査結果の概要	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況						
	人と自然との触れ合いの活動の場は、下記の表に示す6地点を選定し、4季（春、夏、秋、冬）に人と自然との触れ合いの活動の場の状況、利用の状況、利用環境の状況、求められる静穏性について調査を実施した。						
	表 調査地点（人と自然との触れ合いの活動の場）						
	地点		対象事業実施区域からの距離			地点の概要	
	St1	支倉常長メモリアルパーク	約1,400m			人と自然との触れ合い活動の場として機能している施設であり、主要な運搬経路周辺に位置している。	
	St2	夢実の国 ^{※1}	約1,600m				
	St3	道の駅「おおさと」 大郷ふるさとプラザ	約2,900m				
	St4	パストラル「縁の郷」 ^{※2}	約2,800m				
	St5	鶴巣教育ふれあいセンター	約2,700m				
	St6	粕川地区 ウォーキングコース	約4,400m				
※1：St2は、令和5年6月にて閉鎖された。 ※2：St4は、令和6年10月にて休業となった。							
(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況及び利用環境の状況							
本事業による影響を考慮し、利用状況、利用環境並びに既存資料により年間総利用者数を調査した。年間利用者数の把握がなされていない施設については、利用状況調査時に利用者数をカウントした。							
表 利用者数及び利用状況調査結果							
地点		春	夏	秋	冬	合計	利用及び利用環境の状況
St1	支倉常長メモリアルパーク	19	13	11	10	53	四季を通じ、利用状況で最も多いのは駐車場の休息での利用であった。また、春季から秋季は散策の利用者も少数ながら見られた。冬季は、トイレが閉鎖されていた影響と思われるが、駐車場の利用者が少なかった。
St2	夢実の国	-	-	-	-	-	大郷町資料によると、令和4年の施設利用者は81,181人 ^{※1} であり、そのほとんどが温泉施設の利用者であった。令和5年6月30日にて閉鎖したことから現地での調査は春季のみとなった。
St3	道の駅「おおさと」大郷ふるさとプラザ	-	-	-	-	-	大郷町資料によると、令和5年度の施設利用者は355,791人であり、そのほとんどが「道の駅おおさと」の利用者である。駐車場には24時間利用可能な公衆便所が設置されていることから、車中泊とみられる車両の利用も多かった。
St4	パストラル「縁の郷」	-	-	-	-	-	大郷町資料によると、令和5年度の施設利用者は7,114人であった。四季を通じ、利用状況で最も多いのは体験農園の利用であった。また、レストランの利用者は通年確認された。宿泊施設の利用者は、平日は少なかった。
St5	鶴巣教育ふれあいセンター	-	-	-	-	-	大和町資料によると、令和5年度の施設利用者は14,004人であった。そのうち児童館は6,675人/年であり、平日の午後からの利用が多い。教育センターの利用は7,329人/年であり、平日の夜間は社会人サークルの体育館での活動利用が多かった。
St6	粕川地区ウォーキングコース	2	1	1	0	4	吉田川の堤防が工事中であることもあり、堤防上のウォーキングコースの利用は確認できなかった。人数は少ないが、近隣の住民とみられる散策や通学での通過利用が確認された。
※1：St2は、令和5年6月にて閉鎖されたため、令和4年のデータを引用した。							

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-14(2) 環境影響評価の結果の概要（人と自然との触れ合いの活動の場）(2/4)

項目	内容		
予測結果の概要	【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	表 人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果		
		地点	影響の予測
	St1	支倉常長メモリアルパーク	<p>予測地点は、主要な工事車両の運行経路である県道利府松山線から約 0.95km 離れた町道小鶴沢線沿いに立地している。利用者のほとんどは車両で来園すること、道路には歩道が整備されていることなどから利用者の来園経路に対する影響はない。また、特に静穏性が必要な支倉常長の墓は道路端から約 0.2km 奥まったところにあり、道路から自動車騒音はほとんど聞き取ることができなかった。以上から、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や静穏性への影響は小さいものと予測される。</p>
	St2	夢実の国 ^{※1}	<p>予測地点は、主要な工事車両の運行経路である県道利府松山線から約 0.7km 離れた町道小鶴沢線沿いに立地している。利用者のほとんどは車両で来園すること、道路には歩道が整備されていることなどから利用者の来園経路に対する影響はない。また、屋内施設がほとんどであり屋外施設は露天風呂のみであるが、前面道路である町道からは施設を挟んで反対側に位置していることなどから、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や静穏性への影響は小さいものと予測される。</p>
	St3	道の駅「おおさと」大郷ふるさとプラザ	<p>予測地点は、主要な工事車両の運行経路である県道 9 号大和松島線沿いに立地しているが、上下方向で歩道が整備されていること、道の駅への出入口には信号や横断歩道が整備されていることなどから、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や静穏性への影響は小さいものと予測される。</p>
	St4	パストラル「縁の郷」 ^{※2}	<p>予測地点は、主要な工事車両の運行経路である県道 40 号利府松山線から約 0.5km 離れた位置に立地していることから、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や静穏性への影響は小さいものと予測される。</p>
	St5	鶴巣教育ふれあいセンター	<p>予測地点は、主要な工事車両の運行経路である県道 3 号塩釜吉岡線から約 0.4km 離れた位置に立地していることから、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や静穏性への影響は小さいものと予測される。</p>
St6	粕川地区ウォーキングコース	<p>予測地点は、主要な工事車両の運行経路である県道 40 号利府松山線から約 0.2km 離れた位置に立地していることから、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や静穏性への影響は小さいものと予測される。</p>	
<p>※1：St2は、令和5年6月にて閉鎖されたが、令和6年10月の段階で施設は現存していることから、今後再開することを想定し予測は実施した。</p>			
<p>※2：St4は、令和6年10月から休業となったが、令和6年10月の段階で施設は現存していることから、今後再開することを想定し予測は実施した。</p>			

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-14(3) 環境影響評価の結果の概要（人と自然との触れ合いの活動の場）(3/4)

項目	内容	
予測結果の概要	【廃棄物の埋立て】 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	
	表 人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果	
	地点	影響の予測
	St1 支倉常長メモリアルパーク	予測地点は、主要な工事車両の運行経路である県道利府松山線から約 0.95km 離れた町道小鶴沢線沿いに立地している。利用者のほとんどは車両で来園すること、道路には歩道が整備されていることなどから利用者の来園経路に対する影響はない。また、特に静穏性が必要な支倉常長の墓は道路端から約 0.2km 奥まったところであり、道路から自動車騒音はほとんど聞き取ることができない。以上から、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や静穏性への影響は小さいものと予測される。
	St2 夢実の国 ^{※1}	予測地点は、主要な工事車両の運行経路である県道利府松山線から約 0.7km 離れた町道小鶴沢線沿いに立地している。利用者のほとんどは車両で来園すること、道路には歩道が整備されていることなどから利用者の来園経路に対する影響はない。基本的には屋内施設のみであり屋外施設は露天風呂のみとなっていること、露天風呂は施設を挟んで道路とは反対側に設置されていることなどから、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や静穏性への影響は小さいものと予測される。
	St3 道の駅「おおさと」大郷ふるさとプラザ	予測地点は、主要な運搬経路である県道 9 号大和松島線沿いに立地しているが、歩道や信号機が整備されていること、主要な運搬経路と施設の間に広い駐車場が整備されておりバッファーとなっていることなどから、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や静穏性への影響は小さいものと予測される。
	St4 パストラル「緑の郷」 ^{※2}	予測地点は、主要な運搬経路である県道 40 号利府松山線から約 0.5km 離れた位置に立地していることから、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や静穏性への影響は小さいものと予測される。
	St5 鶴巣教育ふれあいセンター	予測地点は、主要な運搬経路である県道 3 号塩釜吉岡線から約 0.4km 離れた位置に立地していることから、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や静穏性への影響は小さいものと予測される。
St6 粕川地区ウォーキングコース	予測地点は、主要な運搬経路である県道 40 号利府松山線から約 0.2km 離れた位置に立地していることから、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や静穏性への影響はないものと予測される。	
※1：St2 は、令和 5 年 6 月にて閉鎖されたが、令和 6 年 9 月の段階で施設は現存していることから、今後再開することを想定し予測は実施した。		
※2：St4 は、令和 6 年 10 月から休業となったが、令和 6 年 10 月の段階で施設は現存していることから、今後再開することを想定し予測は実施した。		

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-14(4) 環境影響評価の結果の概要（人と自然との触れ合いの活動の場）(4/4)

項目	内容
予測結果の概要	<p>【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>
	<p>主要な工事用車両の運行経路は、一部の調査地点の前面道路を通行するが、ほとんどが屋内施設であることや屋外施設や静穏性が必要な施設は車両の走行経路から離れていることなどから、最終処分場の設置の工事による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さいものと予測される。</p>
	<p>【廃棄物の埋立て】廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>
	<p>主要な廃棄物及び覆土材の運搬経路は、一部の調査地点の前面道路を通行するが、ほとんどが屋内施設であることや屋外施設や静穏性が必要な施設は車両の走行経路から離れていることなどから、廃棄物の埋立てによる人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さいものと予測される。</p>
環境保全措置	<p>【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両の運転手に対し、規制速度の遵守など安全運転の実施と不必要な空ぶかし及び急加速等の高負荷運転の禁止について指導する。 ・搬入時間を分散させるなど、特定の日に工事関係車両が集中しないよう運搬計画を検討する。 ・廃棄物の埋立て作業関係車両の日常点検・整備を励行し、車両を健全な状態に保つ。
	<p>【廃棄物の埋立て】廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設関係車両の運転手に対し、規制速度の遵守など安全運転の実施と不必要な空ぶかし及び急加速等の高負荷運転の禁止について指導する。 ・朝晩の混雑時に搬入しないことを励行、決められた搬入ルートを厳守するように協力を依頼する。
評価の概要	<p>【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>
	<p>(7)回避低減に係る評価 <u>最終処分場の設置の工事（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、主要な運搬経路から離隔があること、歩道が整備されていることなどから、小さいものと予測された。</u> <u>本事業では、最終処分場の設置の工事（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、作業員への教育、工事の平準化等を行うことにより、周辺交通への影響低減を図るといった環境保全措置を行う。</u></p>
	<p>【廃棄物の埋立て】廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>
	<p>(7)回避低減に係る評価 <u>廃棄物の埋立て（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、主要な運搬経路から離隔があること、歩道が整備されていることなどから、小さいものと予測された。</u> <u>本事業では、廃棄物の埋立て（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、廃棄物運搬車両等の運転手への教育、搬入時間の平準化を行うことにより、周辺交通への影響低減を図るといった環境保全措置を行う。</u></p>

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-15(1) 環境影響評価の結果の概要（廃棄物等）（1/2）

項目	内容							
予測結果の概要	【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響							
	①建設発生土							
	造成工事及び施設建設工事に伴う発生土量は約 384,205m ³ である。造成工事では 61,661m ³ を埋戻し土として、14,300m ³ を盛土材として場内で再利用する。また、供用開始後の覆土材として、158,084m ³ を転用予定である。							
	表 建設発生土の発生量							
				場内利用土量 (m ³)			場外搬出量 (m ³)	現場内流用による有効利用率
	工種	種類	発生量 (m ³)	埋戻し	盛土	覆土利用		
	造成・施設工事	掘削土	384,205	61,661	14,300	158,084	150,160	60.9%
	※表中の数値は、基本設計時点における概数である。							
	②産業廃棄物							
	最終処分場の設置の工事に伴い発生する産業廃棄物の発生量は、下記の表に示すとおりである。							
工事に伴う産業廃棄物等の発生量は約 1,084.65t であり、アスファルトコンクリートが約 621.52t と最も多く、発生量全体の約 57%を占めている。								
これらの産業廃棄物のうち、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）によって特定建設資材と定められているコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリートの 4 品目は再資源化を行い、紙くずは処理業者に委託して再資源化し、金属くずは有価物として売却して有効利用する。								
その他については、現時点で有効利用の見通しが立っていないため、産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理する計画であるが、引き続き有効利用の検討を行っていく。なお、産業廃棄物の処理業者については新産業廃棄物処分場の建設工事の受託業者を通じ、自治体より許可を受けた業者に依頼する見込みである。また、保管に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条の「産業廃棄物保管基準」に基づき適正に保管する。								
表 産業廃棄物の発生量								
	管理棟、水処理施設等 (t)	遮水工 (t)	浸出水調整槽 (t)	上下水管路工 (t)	発生量合計 (t)			
コンクリートガラ	12.65	—	80.35	—	93.00			
アスファルトコンクリート	1.12	—	—	620.40	621.52			
ガラス陶磁器	8.18	—	—	—	8.18			
廃プラスチック	3.63	110.16	—	—	113.79			
金属くず	2.09	—	5.03	—	7.12			
木くず	7.04	—	27.35	—	34.39			
紙くず	4.99	—	—	—	4.99			
石膏ボード	8.58	—	—	—	8.58			
その他	3.13	—	57.48	—	60.61			
混合廃棄物	31.81	87.83	12.84	—	132.48			
合計	83.22	197.99	183.05	620.40	1,084.66			
出典：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（平成 24 年 11 月、社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物専門部会）								
※1：原単位は出典上の事務所を管理棟と読み替え採用した。RC 造 1,080m ² で計画されていることから、RC 造延床面積 3,000m ² 未満の数値を記載した。								
※2：原単位は出典上の工場を水処理施設（機械室）等と読み替えて使用した。出典資料に、RC 造 1,000m ² 未満の工場が記載されていないことから、RC 造の延床面積 3,000m ² 未満の数値を記載した。								
※3：水処理施設等は、浸出水処理施設（1,745m ² ）及び浸出水調整槽①の機械室（548m ² ）の合計である。								
※4：発生量は、小数点第 3 位を四捨五入している。								

表 5-15(2) 環境影響評価の結果の概要（廃棄物等）（2/2）

項目	内容												
環境 保 全 措 置	<p>【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場内にて極力再利用（場内の盛土工事、供用後の覆土）する。 ・対象事業実施区域の周囲に位置する既存森林は伐採せずに可能な限り残置する計画とし、木材の廃棄物発生量を抑制する。 ・一部加工品や完成品の採用、搬入時の梱包材の簡素化、コンクリート型枠の非木材質の物の採用に努める。 ・特定建設資材、紙くず及び金属くず等の再資源化、有効利用が困難な産業廃棄物の適正処理を行うとともに、平成30年度の建設副産物実態調査結果に示された廃棄物の再資源化、縮減率を目標とする。 <p style="text-align: center;">表 建設工事に伴う廃棄物の再資源化・縮減率（H30）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>再資源化・縮減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルトコンクリート塊</td> <td>99.5</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>99.3</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>96.2</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>63.2</td> </tr> <tr> <td>その他（廃プラスチック、紙くず、金属くず等）</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果（確定値）」（令和2年1月、国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課）</p>	品 目	再資源化・縮減率	アスファルトコンクリート塊	99.5	コンクリート塊	99.3	建設発生木材	96.2	建設混合廃棄物	63.2	その他（廃プラスチック、紙くず、金属くず等）	100.0
品 目	再資源化・縮減率												
アスファルトコンクリート塊	99.5												
コンクリート塊	99.3												
建設発生木材	96.2												
建設混合廃棄物	63.2												
その他（廃プラスチック、紙くず、金属くず等）	100.0												
評 価 の 概 要	<p>【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響</p> <p>(7) 回避低減に係る評価</p> <p>最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による建設発生土の発生量は384,205m³であり、そのうち造成工事で75,961m³、供用開始後の覆土材として158,084m³を活用する予定である。また、産業廃棄物の発生量は約1,085tであり、アスファルトコンクリートが約622tを占めるものと予測された。</p> <p>本事業では、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による廃棄物等の影響を低減するため、掘削範囲の最小化、建設発生土の場内利用等を行うことにより、廃棄物の発生抑制及び再資源化、環境負荷の低減に資する資材の利用を図るといった環境保全措置を行う。</p>												

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-16(1) 環境影響評価の結果の概要（温室効果ガス）（1/2）

項目	内容						
予測結果の概要	<p>【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働</p>						
	<p>建設機械の稼働に伴う CO₂ 排出量は、下記の表に示すとおりである。</p>						
	<p style="text-align: center;">表 建設機械の稼働に伴う CO₂ 排出量</p>						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">CO₂ 排出量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">建設機械の稼働</td> <td style="width: 20%;">軽油の使用</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,594.17 tCO₂</td> </tr> </tbody> </table>	区分		CO ₂ 排出量 ^{※1}	建設機械の稼働	軽油の使用	3,594.17 tCO ₂
	区分		CO ₂ 排出量 ^{※1}				
	建設機械の稼働	軽油の使用	3,594.17 tCO ₂				
<p>※1：工事期間中の排出量。</p>							
<p>【最終処分場の設置の工事】資材及び建設機械の運搬に用いる車両の運行</p>							
<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う CO₂ 排出量は、下記の表に示すとおりである。</p>							
<p style="text-align: center;">表 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う CO₂ 排出量</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">CO₂ 排出量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</td> <td style="width: 20%;">軽油の使用</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">458.61 tCO₂</td> </tr> </tbody> </table>	区分		CO ₂ 排出量 ^{※1}	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	軽油の使用	458.61 tCO ₂	
区分		CO ₂ 排出量 ^{※1}					
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	軽油の使用	458.61 tCO ₂					
<p>※1：工事期間中の排出量。</p>							
<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働</p>							
<p>埋立・覆土用機械の稼働に伴う CO₂ 排出量は、下記の表に示すとおりである。</p>							
<p style="text-align: center;">表 埋立・覆土用機械の稼働に伴う CO₂ 排出量</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">CO₂ 排出量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">埋立・覆土用機械の稼働</td> <td style="width: 20%;">軽油の使用</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">45.59 tCO₂</td> </tr> </tbody> </table>	区分		CO ₂ 排出量 ^{※1}	埋立・覆土用機械の稼働	軽油の使用	45.59 tCO ₂	
区分		CO ₂ 排出量 ^{※1}					
埋立・覆土用機械の稼働	軽油の使用	45.59 tCO ₂					
<p>※1：稼働が定常となる1年間の排出量。</p>							
<p>【廃棄物の埋立て】廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>							
<p>廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行に伴う CO₂ 排出量は、下記の表に示すとおりである。</p>							
<p style="text-align: center;">表 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行に伴う CO₂ 排出量</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">CO₂ 排出量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</td> <td style="width: 20%;">軽油の使用</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">77.04 tCO₂</td> </tr> </tbody> </table>	区分		CO ₂ 排出量 ^{※1}	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	軽油の使用	77.04 tCO ₂	
区分		CO ₂ 排出量 ^{※1}					
廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	軽油の使用	77.04 tCO ₂					
<p>※1：稼働が定常となる1年間の排出量。</p>							
<p>【廃棄物の埋立て】水処理施設の稼働</p>							
<p>水処理施設の稼働に伴う CH₄ 排出量は、下記の表に示すとおりである。</p>							
<p style="text-align: center;">表 水処理施設の稼働に伴う CH₄ 排出量</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">CH₄ 排出量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">水処理施設の稼働</td> <td style="width: 20%;">浸出水の処理</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">0.0118CH₄</td> </tr> </tbody> </table>	区分		CH ₄ 排出量 ^{※1}	水処理施設の稼働	浸出水の処理	0.0118CH ₄	
区分		CH ₄ 排出量 ^{※1}					
水処理施設の稼働	浸出水の処理	0.0118CH ₄					
<p>※1：稼働が定常となる1年間の排出量。</p>							
<p>【その他】</p>							
<p>その他の施設等からの CO₂ 排出量は、下記の表に示すとおりである。</p>							
<p style="text-align: center;">表 その他の施設等からの CO₂ 排出量</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">CO₂ 排出量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">通勤等の車両</td> <td style="width: 20%;">ガソリンの使用</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">14.33 tCO₂</td> </tr> </tbody> </table>	区分		CO ₂ 排出量 ^{※1}	通勤等の車両	ガソリンの使用	14.33 tCO ₂	
区分		CO ₂ 排出量 ^{※1}					
通勤等の車両	ガソリンの使用	14.33 tCO ₂					
<p>※1：稼働が定常となる1年間の排出量。</p>							

表 5-16(2) 環境影響評価の結果の概要（温室効果ガス）（2/2）

項目	内容
環境 保 全 措 置	【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、可能な限り排出ガス対策型の機種を採用する。 ・建設機械を稼働させる際には空ぶかしはしない、アイドリングは最小限とする等の運転を励行する。
	【最終処分場の設置の工事】資材及び建設機械の運搬に用いる車両の運行
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両の運転者に、制限速度の遵守、急発進、急ブレーキ、過積載等を行わないように指導する。 ・工事関係車両の日常点検・整備を励行し、車両を健全な状態に保つ。
	【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働
	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立・覆土用機械は、可能な限り排出ガス対策型の機種を採用する。 ・埋立・覆土用機械を稼働させる際には空ぶかしはしない、アイドリングは最小限とする等の運転を励行する。
	【廃棄物の埋立て】廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設関係車両の運転者に、制限速度の遵守、急発進、急ブレーキ、過積載等を行わないように指導する。 ・施設関係車両の日常点検・整備を励行し、車両を健全な状態に保つ。
	【廃棄物の埋立て】水処理施設の稼働
<ul style="list-style-type: none"> ・ガス抜き管を設置し、準好気性埋立を行うことでメタン発酵を抑制する。 ・設備機器の清掃点検を徹底する。 	
【その他】	
<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップなどを使用し使用燃料の削減を励行する。 ・車両や機器の点検清掃を徹底する。 ・省エネスタイルでの勤務を推奨する、カーテンなどによる遮熱を行う等を実施し、冷暖房時の使用エネルギーを削減する。 	
評 価 の 概 要	【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働・資材及び建設機械の運搬に用いる車両の運行
	<p>(7)回避低減に係る評価 <u>最終処分場の設置の工事（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）による二酸化炭素排出量は、約 4,053tCO₂と予測された。</u> 本事業では、<u>最終処分場の設置の工事（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）による温室効果ガスの影響を低減するため、排出ガス対策型建設機械の使用、省エネルギー運転の実施、機械・車両の点検整備の励行等を行うことにより、温室効果ガスの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p>
	【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行
	<p>(7)回避低減に係る評価 <u>廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）による年間の二酸化炭素排出量は、約 123tCO₂と予測された。</u> 本事業では、<u>廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）による温室効果ガスの影響を低減するため、排出ガス対策型建設機械の使用、省エネルギー運転の実施、機械・車両の点検整備の励行等を行うことにより、温室効果ガスの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p>
	【廃棄物の埋立て】水処理施設の稼働
	<p>(7)回避低減に係る評価 <u>廃棄物の埋立て（水処理施設の稼働）による年間のメタン排出量は、約 0.118CH₄と予測された。</u> 本事業では、<u>廃棄物の埋立て（水処理施設の稼働）による温室効果ガスの影響を低減するため、設備機器の清掃点検の徹底、ガス抜き管設置によるメタン発酵抑制等を行うことにより、温室効果ガスの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p>
【その他】	
<p>(7)回避低減に係る評価 <u>施設運営（従業員の通勤車両等）による二酸化炭素排出量は、約 14tCO₂と予測された。</u> 本事業では、<u>施設運営による温室効果ガスの影響を低減するため、アイドリングストップの励行、車両や機器の点検・整備、省エネの励行を行うことにより、温室効果ガスの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p>	

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-17(1) 環境影響評価の結果の概要（放射線の量）（1/4）

項目	内容									
調査結果の概要	(1) 放射線の量の状況									
	放射線の量の調査結果は、下記の表に示すとおりである。									
	①粉じんの発生に伴うもの									
	表 粉じん等の発生に伴う放射線の量の現地調査結果									
	調査地点		測定時刻	天候	測定環境	地面の状況	空間放射線量率 (μSv/h)			
							1回目	2回目	3回目	平均
	R1	対象事業 実施区域内	9:37	晴	草地	草地 (乾燥)	0.03	0.04	0.03	0.03
	R2		11:56	晴	草地	草地 (乾燥)	0.06	0.06	0.05	0.06
	R3	大平地区	11:45	晴	道路	アスファルト・草地 (乾燥)	0.05	0.06	0.06	0.05
	R4	三嶽地区	10:31	晴	歩道	アスファルト (乾燥)	0.04	0.04	0.04	0.04
R5	幕柳地区	10:19	晴	道路	アスファルト・草地 (乾燥)	0.05	0.04	0.06	0.05	
R6	遠仙道地区	10:59	晴	歩道	アスファルト (乾燥)	0.04	0.04	0.03	0.04	
※測定時の検出下限値は0.01μSv/hである。										
表 粉じん（降下物）の状況の現地調査結果										
調査地点		Cs-134 (Bq/kg)				Cs-137 (Bq/kg)				
		春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季	
R1 (A1)	対象事業 実施区域内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
R2 (A2)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
※測定時の検出下限値は0.52～1.1Bq/kgの範囲である。										
②水の濁りの発生に伴うもの										
表 水質の状況の現地調査結果										
調査地点		Cs-134 (Bq/kg)	Cs-137 (Bq/kg)	浮遊物質量(SS) (mg/L)						
W1	現土砂採取場の調整池 (将来の防災調整池)	不検出	不検出	47						
W2	谷津沢中溜池	不検出	不検出	140						
W3	谷津沢下溜池	不検出	不検出	21						
W4	窪川上流部 (耕作地脇を流れる位置)	不検出	不検出	81						
W5	窪川下流部 (吉田川との合流部の手前)	不検出	不検出	97						
W6	大堤溜池	不検出	不検出	27						
※測定時の検出下限値は0.38～0.71Bq/kgの範囲である。										
表 底質の状況の現地調査結果										
調査地点		Cs-134 (Bq/kg)	Cs-137 (Bq/kg)							
W1	現土砂採取場の調整池 (将来の防災調整池)	不検出	9.1							
W2	谷津沢中溜池	不検出	5.0							
W3	谷津沢下溜池	不検出	不検出							
W4	窪川上流部 (耕作地脇を流れる位置)	不検出	不検出							
W5	窪川下流部 (吉田川との合流部の手前)	不検出	不検出							
W6	大堤溜池	不検出	40							
※測定時の検出下限値は4.1～5.7Bq/kgの範囲である。										

※：「不検出」は、測定結果が検出下限値（ゲルマニウム半導体検出器による検出下限値）未満であることを示す。

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-17(2) 環境影響評価の結果の概要（放射線の量）(2/4)

項目	内容			
調査結果の概要	③建設工事に伴う副産物に係るもの			
	表 土壌の状況の現地調査結果			
	調査地点		Cs-134 (Bq/kg)	Cs-137 (Bq/kg)
	SC1	対象事業実施区域内	不検出	不検出
SC2	不検出		不検出	
※測定時の検出下限値は6.3~6.8Bq/kgの範囲である。				

※：「不検出」は、測定結果が検出下限値（ゲルマニウム半導体検出器による検出下限値）未満であることを示す。

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。

表 5-17(3) 環境影響評価の結果の概要（放射線の量）(3/4)

項目	内容
予測結果の概要	<p>【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働</p>
	<p>【粉じん等の発生に伴うもの】 対象事業実施区域及びその周辺における粉じんの分析結果より、いずれの地点・季節においても放射性セシウムは不検出であったこと、また、工事中に場内の土砂が拡散・流出しないように環境保全措置を講じることから、最終処分場の設置の工事（建設機械の稼働）による放射線の量への影響は小さいものと予測される。</p>
	<p>【水の濁りの発生に伴うもの】 対象事業実施区域及びその周辺の池の水や土壌の分析結果より、放射性セシウムは不検出であったこと、対象事業実施区域内の池の底質の放射性セシウムの量は周辺の池や河川と同様に少なかったこと、また、工事中に場内の土砂等の拡散・流出や濁水発生等の影響を低減するため環境保全措置に示す対策を講じることから、最終処分場の設置の工事（建設機械の稼働）による放射線の量（放射能濃度）への影響は小さいものと予測される。</p>
	<p>【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響</p>
	<p>【建設工事に伴う副産物に係るもの】 対象事業実施区域内の土壌の分析結果より、放射性セシウムは不検出であったこと、また、工事中に場内の土砂が拡散・流出しないように環境保全措置を講じることから、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による放射線の量（放射能濃度）への影響は小さいものと予測される。</p>
	<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働</p>
環境保全措置	<p>【粉じん等の発生に伴うもの】 放射性セシウムを多量に含む廃棄物は取り扱わないこと、覆土に使用する土砂は放射性セシウムが含まれていないものを使用すること、現処分場の敷地境界における空間線量率が対象事業実施区域周辺と同程度の低い値を示していること、また、廃棄物及びその周辺の土砂等が拡散・流出しないように環境保全措置を講じることから、廃棄物の埋立て（埋立機械の稼働）による放射線の量への影響は小さいものと予測される。</p>
	<p>【水の濁りの発生に伴うもの】 放射性セシウムを多量に含む廃棄物は取り扱わないこと、覆土に使用する土砂は放射性セシウムが含まれていないものを使用すること、また、廃棄物にふれた土砂や水の拡散・流出による影響を低減するため環境保全措置を講じることから、廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）による放射線の量（放射能濃度）への影響は小さいものと予測される。</p>
	<p>【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働</p>
	<p>【粉じん等の発生に伴うもの】 ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないよう工事計画を検討する。 ・必要に応じて土砂等が舞い上がらないように散水などの措置を講じる。 【水の濁りの発生に伴うもの】 ・既設の沈砂池や調整池を活用するほか、必要に応じて、仮設沈殿槽（ノッチタンクなど）を設置し、土砂を沈殿させた後に外部へ放流する。</p>
	<p>【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響</p>
	<p>【建設工事に伴う副産物に係るもの】 ・必要に応じて土砂が舞い上がらないように散水などの措置を講じる。 ・発生した土砂は、場内の盛土工事での利用または供用後の覆土として利用することにより、場外搬出を極力抑える。 ・工事関係車両の入退場時には、タイヤ洗浄装置の通過を義務付ける。</p>
<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働</p>	
<p>【粉じん等の発生に伴うもの】 ・搬入された廃棄物は、即日覆土を行う。 ・必要に応じて土砂等が舞い上がらないように散水などの措置を講じる。 ・台風等予め天候が荒れることが予想される場合は搬入を規制する。 【水の濁りの発生に伴うもの】 ・必要に応じて土砂等が舞い上がらないように散水などの措置を講じる。 ・降雨時に浸出水が集水区域外に直接流れ出さないように、覆土材による仮堰堤の設置を行う。 ・廃棄物に触れた水が場外に直接流出しないように通常の雨水と区分する。</p>	

表 5-17(4) 環境影響評価の結果の概要（放射線の量）(4/4)

項目	内容
評価の概要	<p>【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働</p>
	<p>(7) 回避低減に係る評価 【粉じん等の発生に伴うもの】 <u>最終処分場の設置の工事（建設機械の稼働）に係る粉じん等の発生による放射線の量への影響は、対象事業実施区域及びその周辺における粉じんの分析結果で放射性セシウムが不検出であったことから、小さいものと予測された。</u> <u>本事業では、最終処分場の設置の工事（建設機械の稼働）による放射線の量への影響を低減するため、工事の平準化、散水等の実施を行うことにより、土砂の拡散・流出抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p> <p>【水の濁りの発生に伴うもの】 <u>最終処分場の設置の工事（建設機械の稼働）に係る水の濁りによる放射線の量への影響は、対象事業実施区域及びその周辺の池の水や土壌の分析結果で放射性セシウムが不検出であったこと、対象事業実施区域内の池の底質の放射性セシウムは 9.1Bq/kg と周辺の池や河川と同様に少なかったことから、小さいものと予測された。</u> <u>本事業では、最終処分場の設置の工事（建設機械の稼働）による放射線の量（放射能濃度）への影響を低減するため、仮設沈殿槽等の設置を行うことにより、土砂等の拡散・流出及び濁水発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p>
	<p>【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響</p>
評価の概要	<p>(7) 回避低減に係る評価 【建設工事に伴う副産物に係るもの】 <u>最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）に係る建設副産物による放射線の量への影響は、対象事業実施区域内の土壌の分析結果で放射性セシウムが不検出であったことから、小さいものと予測された。</u> <u>本事業では、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による放射線の量（放射能濃度）への影響を低減するため、散水等の実施、発生土の場内利用、タイヤ洗浄装置の設置を行うことにより、場内の土砂の流出抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p>
	<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働</p>
評価の概要	<p>(7) 回避低減に係る評価 【粉じん等の発生に伴うもの】 <u>廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）に係る粉じん等の発生による放射線の量への影響は、放射性セシウムを多量に含む廃棄物は取り扱わないこと、覆土に使用する土砂は放射性セシウムが含まれていないものを使用することなどから、小さいものと予測された。</u> <u>本事業では、廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）による放射線の量への影響を低減するため、即日覆土の実施、散水等の実施、悪天候時の廃棄物搬入の規制等を行うことにより、廃棄物及びその周辺の土砂等の拡散・流出抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p>
	<p>【水の濁りの発生に伴うもの】 <u>廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）に係る水の濁りによる放射線の量への影響は、放射性セシウムを多量に含む廃棄物は取り扱わないこと、覆土に使用する土砂は放射性セシウムが含まれていないものを使用することから、小さいものと予測された。</u> <u>本事業では、廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）による放射線の量（放射能濃度）への影響を低減するため、散水等の実施、降雨時の仮堰堤の設置、浸出水と雨水の区分を行うことにより、廃棄物にふれた水や土砂の拡散・流出抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u></p>

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。